

げんかい
玄海地域の緊急時対応
(全体版)

内閣府政策統括官(原子力防災担当)
玄海地域原子力防災協議会

1. はじめに **P.3**
2. ^{げんかい}玄海地域の概要 **P.4**
3. 緊急事態における対応体制 **P.9**
4. PAZ内の施設敷地緊急事態における対応 **P.20**
5. PAZ内の全面緊急事態における対応 **P.34**
6. UPZ内における対応 **P.49**
7. UPZ内の離島における対応 **P.74**
8. 放射線防護資機材、物資、燃料備蓄・供給体制 **P.99**
9. 緊急時モニタリングの実施体制 **P.116**
10. 原子力災害時の医療の実施体制 **P.127**
11. 国の実動組織の支援体制 **P.140**

1. はじめに

・この「^{げんかい}玄海地域の緊急時対応」は、内閣府が設置した^{げんかい}玄海地域原子力防災協議会において、九州電力(株)^{げんかい}玄海原子力発電所に起因する原子力災害に関し、原子力災害対策重点区域を含む佐賀県、長崎県、福岡県及び関係市町の地域防災計画や国の緊急時における対応をとりまとめたもの。

2. ^{げんかい}玄海地域の概要

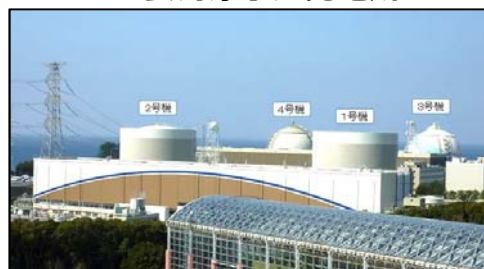
- げんかい ひがしまつうらぐん げんかいちょう
➤ 玄海原子力発電所は、九州電力(株)が佐賀県東松浦郡玄海町に設置している原子力発電所である。
- げんかい
➤ 玄海原子力発電所は、昭和50年10月に1号機の営業運転を開始。昭和56年に2号機、平成6年に3号機、平成9年に4号機の営業運転を開始している。なお、1号機については、平成27年4月をもって廃止となった。

げんかい 九州電力(株)玄海原子力発電所について

(1) 所在地 ひがしまつうらぐんげんかいちょう
佐賀県東松浦郡玄海町

(2) 概要

1号機 : 55.9万 kW ・ PWR
2号機 : 55.9万 kW ・ PWR
3号機 : 118万 kW ・ PWR
4号機 : 118万 kW ・ PWR



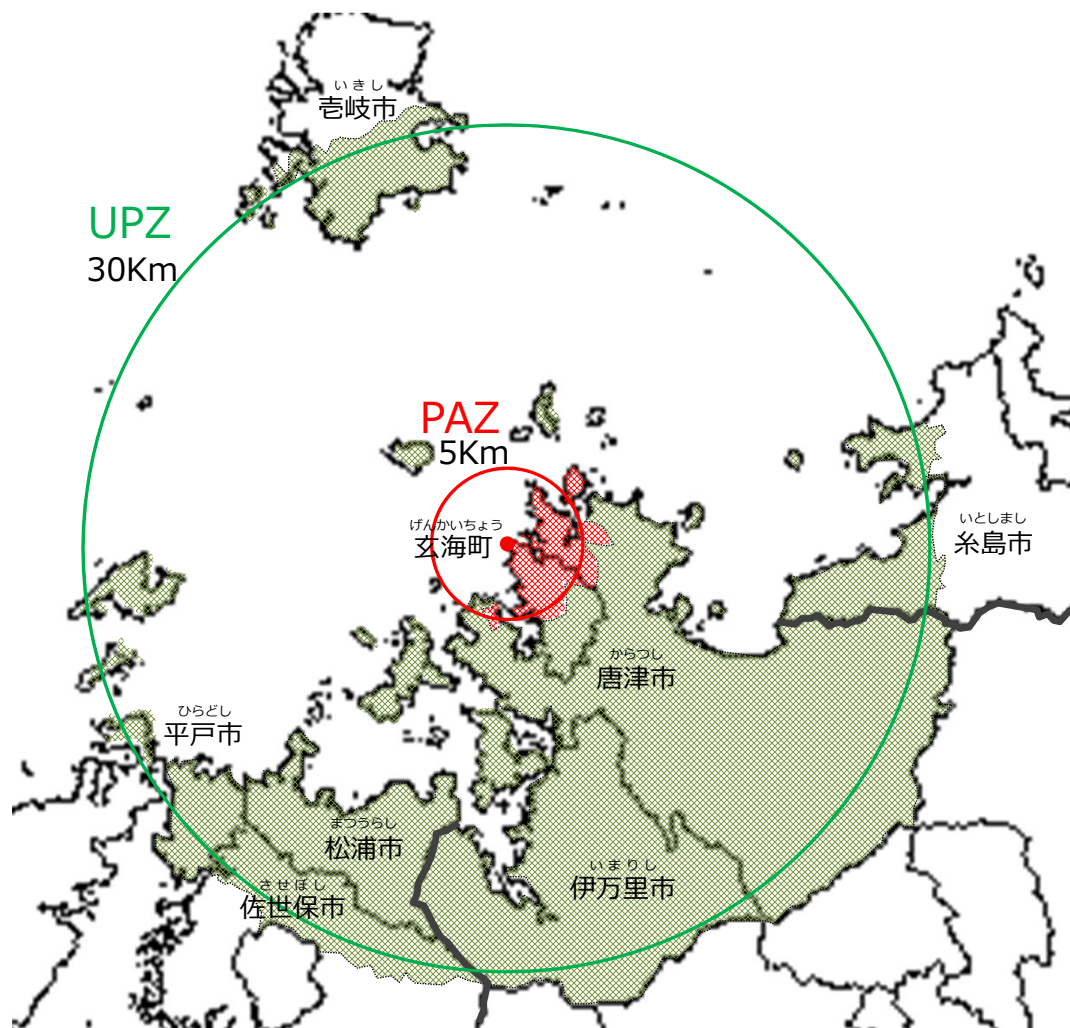
(3) 着工／運転開始／経過年数 (平成28年10月現在)

1号機 : 昭和46年 3月／昭和50年10月／ 40年
(平成27年4月をもって廃止)
2号機 : 昭和51年 6月／昭和56年 3月／ 35年
3号機 : 昭和60年 8月／平成 6年 3月／ 23年
4号機 : 昭和60年 8月／平成 9年 7月／ 20年



原子力災害対策重点区域の概要

- 佐賀県、長崎県及び福岡県の地域防災計画では、原子力災害対策指針に示されている「原子力災害対策重点区域」として、発電所より概ね5kmを目安とするPAZ内、発電所より概ね5～30kmを目安とするUPZ内の対象地区名を明らかにしている。
- 玄海地域における原子力災害対策重点区域は、PAZ内は佐賀県玄海町及び唐津市、UPZ内は3県の7市1町にまたがる。



<概ね5km圏内>

PAZ (予防的防護措置を準備する区域) :
Precautionary Action Zone

⇒ 急速に進展する事故を想定し、事故が発生したら直ちに避難等を実施する区域

1市1町 (玄海町、唐津市) 住民数 : 8,126人*

<概ね5～30km圏内>

UPZ (緊急時防護措置を準備する区域) :
Urgent Protective Action Planning Zone

⇒ 事故が拡大する可能性を踏まえ、避難や屋内退避等を準備する区域

7市1町 (佐賀県玄海町、唐津市、伊万里市、
長崎県松浦市、佐世保市、平戸市、
佐賀市、福岡県糸島市)
住民数 : 254,700人*

* 佐賀県 : 平成28年4月30日現在、長崎県 : 平成28年3月31日・4月1日現在、
福岡県 : 平成28年4月1日現在

原子力災害対策重点区域周辺の人口分布

➤ PAZ内人口は8,126人、UPZ内人口は254,700人、原子力災害対策重点区域内の人口は合計で262,826人※。

関係市町名		PAZ内		UPZ内		合 計	
		(概ね5km圏内)		(概ね5～30km圏内)			
佐賀県	げんかいちょう 玄海町	3,673人	1,251世帯	2,292人	692世帯	5,965人	1,943世帯
	からつし 唐津市	4,453人	1,625世帯	121,148人	48,638世帯	125,601人	50,263世帯
	いまりし 伊万里市			56,063人	22,911世帯	56,063人	22,911世帯
小 計		8,126人	2,876世帯	179,503人	72,241世帯	187,629人	75,117世帯
長崎県	まつうらし 松浦市			23,911人	10,218世帯	23,911人	10,218世帯
	させぼし 佐世保市			10,295人	3,908世帯	10,295人	3,908世帯
	ひらどし 平戸市			10,932人	4,742世帯	10,932人	4,742世帯
	いきし 壱岐市			15,233人	6,293世帯	15,233人	6,293世帯
小 計				60,371人	25,161世帯	60,371人	25,161世帯
福岡県	いとしまし 糸島市			14,826人	5,928世帯	14,826人	5,928世帯
小 計				14,826人	5,928世帯	14,826人	5,928世帯
合 計		8,126人	2,876世帯	254,700人	103,330世帯	262,826人	106,206世帯

※佐賀県：平成28年4月30日現在、長崎県：平成28年3月31日・4月1日現在、福岡県：平成28年4月1日現在

昼間流入人口（就労者等）の状況

- 平成22年国勢調査によると、^{げんかいちょう}玄海町及び^{からつし}唐津市全体での県内他市町からの昼間流入人口は、約6,200名／日。
- また、平成26年経済センサスによると、九州電力関連企業を中心に411事業所、約4,200人がPAZ内にて就労。
- 就労者の多くは、自家用車又は民間企業が所有するバスを通勤手段としている。

	県内他市町からの 流入人口	県内他市町への 流出人口	差引増△減
^{げんかいちょう} 玄海町	2,159人	1,046人	1,113人
^{からつし} 唐津市	4,055人	6,386人	△2,331人

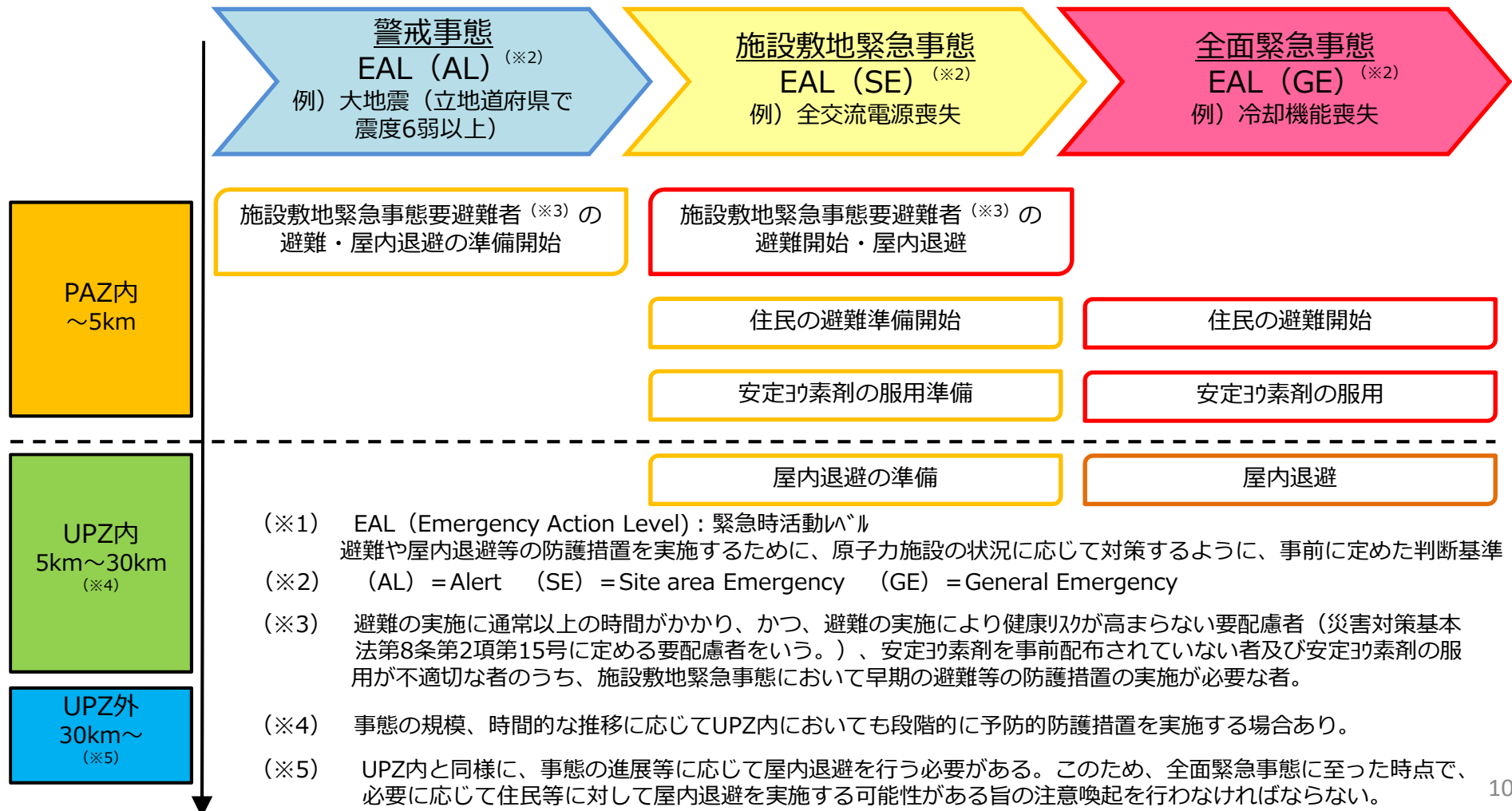
出典：平成22年国勢調査従業地・通学地集計 従業地・通学地による人口・産業等集計（総務省統計局）

PAZ内対象地区	事業所数	従業員数
^{げんかいちょう} 玄海町	161	2,659人
^{からつし} 唐津市 ^{ひぜんちょう ちんぜいちょう よぶこちょう} (肥前町、鎮西町、呼子町)	250	1,599人
合 計	411	4,258人

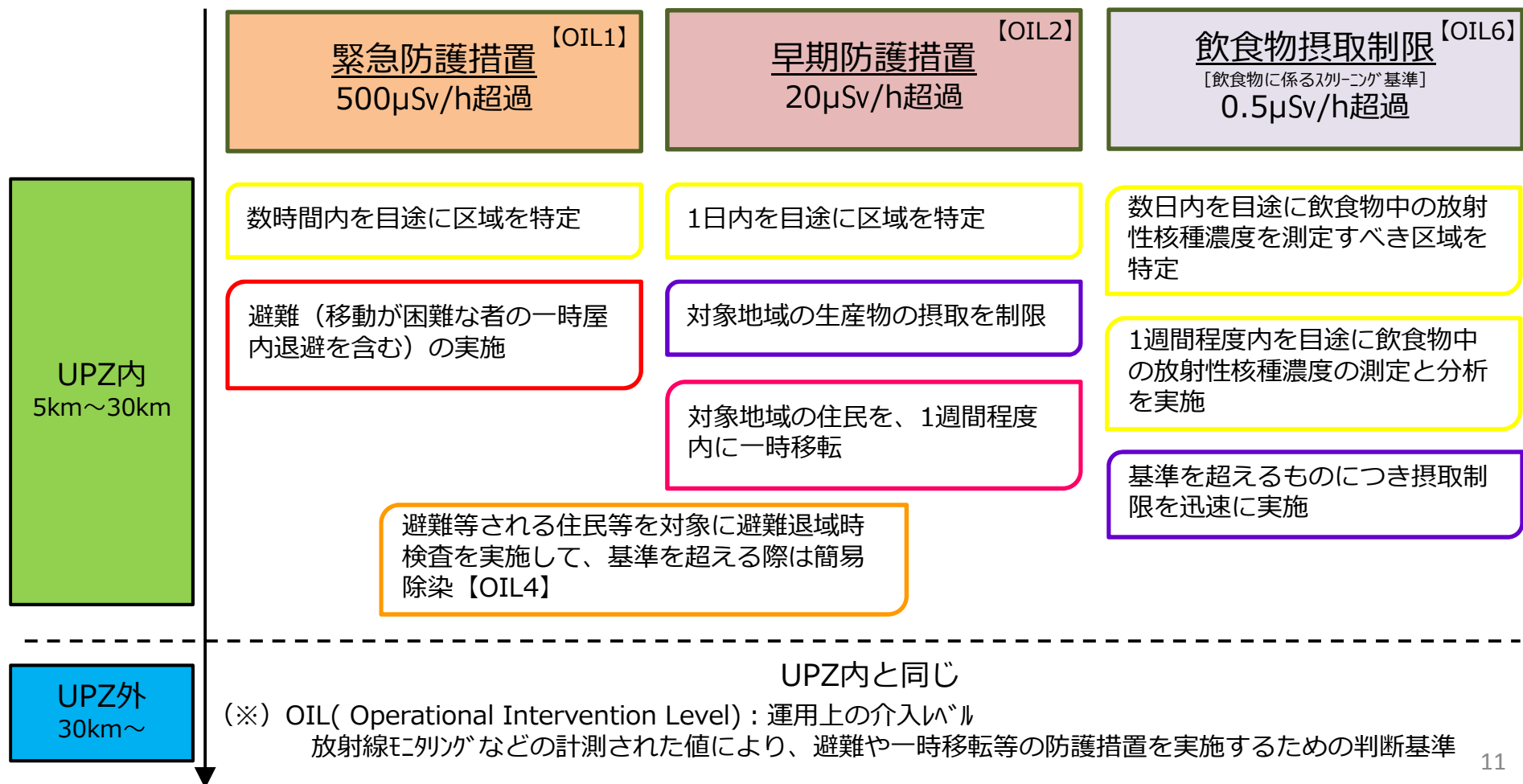
出典：平成26年経済センサス - 活動調査 町丁・大字別集計（総務省統計局）

3. 緊急事態における対応体制

- 緊急事態の初期対応段階においては、放射性物質の放出前から、必要に応じた防護措置を講じることとしている。
- 具体的には、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を3つに区分。



- 放射性物質の放出後、高い空間放射線量率が計測された地域においては、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日以内に住民等について避難等の緊急防護措置を講じる。
- また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間程度内に一時移転等の早期防護措置を講じる。

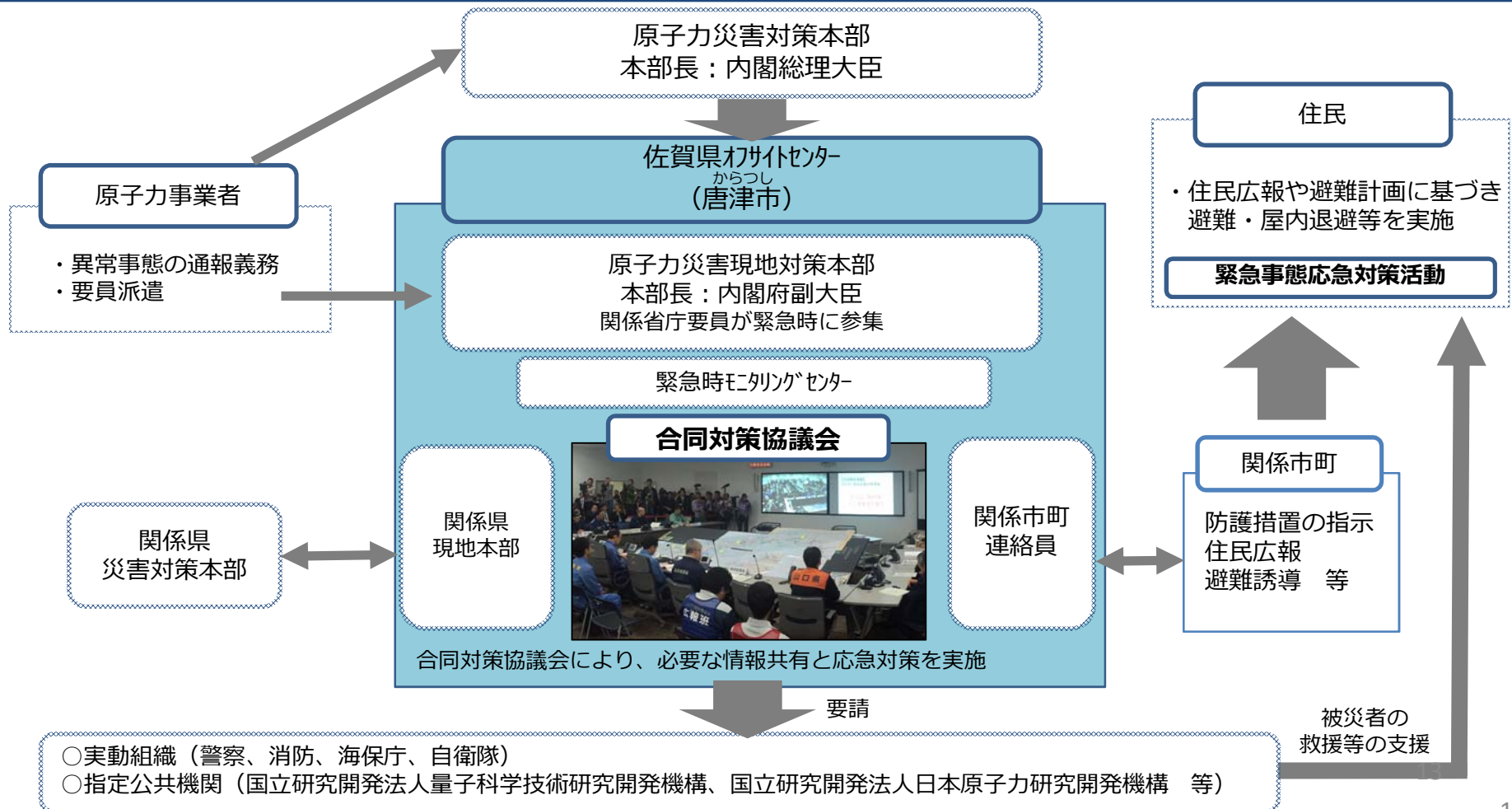


佐賀県、長崎県、福岡県及び関係市町の対応体制

- 佐賀県、長崎県、福岡県及び関係市町は、警戒事態で災害警戒本部を設置し、全面緊急事態で、災害対策本部に移行。
- 関係市町の災害警戒本部では、要員参集、情報収集・連絡体制の構築、住民等に対する情報提供をはじめ、PAZ内における施設敷地緊急事態要避難者の避難準備を開始。



- 玄海町^{げんかいちょう}において震度5弱以上の地震の発生を認知した場合（警戒事態の前段階から）、原子力規制庁及び内閣府（原子力防災担当）の職員が参集し、オフサイトセンター（OFC）及び原子力規制庁緊急時対応センター（ERC）に原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部を立ち上げ、情報収集活動を開始。
- 警戒事態となった場合、現地への要員搬送や緊急時モニタリングの準備を開始。
- 施設敷地緊急事態となった場合、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部の設置及び関係省庁事故対策連絡会議を開催し対応。また、内閣府副大臣及び国の職員を現地オフサイトセンター等へ派遣。
- 全面緊急事態となった場合、原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部を設置するとともに、県・市町等のメンバーからなる合同対策協議会を開催し、相互協力のための調整を行いつつ対応。



国の職員・資機材等の緊急搬送

- 施設敷地緊急事態発生の通報後、あらかじめ定められた100名程度の国の職員等をオフサイトセンター及び佐賀県、長崎県、福岡県に派遣。併せて必要な資機材の緊急搬送を実施。
- その後、状況に応じて追加要員及び資機材の緊急搬送を実施。

<具体的な移動及び輸送支援の仕組み>

事故対策本部

国の職員
必要な資機材 等

必要に応じ輸送支援を依頼

緊急輸送関係省庁

(警察庁、消防庁、国土交通省、海上保安庁、防衛省)

輸送支援

オフサイトセンター等

佐賀県
オフサイトセンター

福岡県庁

佐賀県庁

佐賀空港

長崎県庁



③佐賀空港～佐賀県オフサイトセンターへ (自衛隊) 約20分

②入間基地～佐賀空港
輸送機 (自衛隊) 約2時間



①環境省・内閣府～入間基地
輸送車両の先導 (警察) 約1時間



オフサイトセンターへの派遣 (自衛隊、警察による輸送支援の一例)

環境省・内閣府～入間基地～佐賀空港～佐賀県オフサイトセンター

※平成15年度原子力総合防災訓練の想定を参考

オサイトセンターの放射線防護対策・電源対策

- 佐賀県オサイトセンターは、耐震構造、鉄筋コンクリート造2階建ての構造になっている。
- 放射線防護対策
 - ・放射性物質除去フィルター・換気設備・除染設備を整備済み。
- 電源対策
 - ・無停電電源装置、自家用発電機を設置(7日間分の電源を確保)。
 - ・佐賀県は、佐賀県石油業協同組合と協定を締結しており、オサイトセンターなどの災害対策上重要な防災拠点等に優先給油される仕組みを構築。
 - ・自家用発電機の燃料不足時には、九州電力が継続して燃料補給を実施。



佐賀県オサイトセンター (唐津市)
(発電所からの距離約13km)

仮にオサイトセンターが機能不全に陥った場合でも、
代替オサイトセンターに移動し、対応可能

玄海原子力発電所の代替オサイトセンター

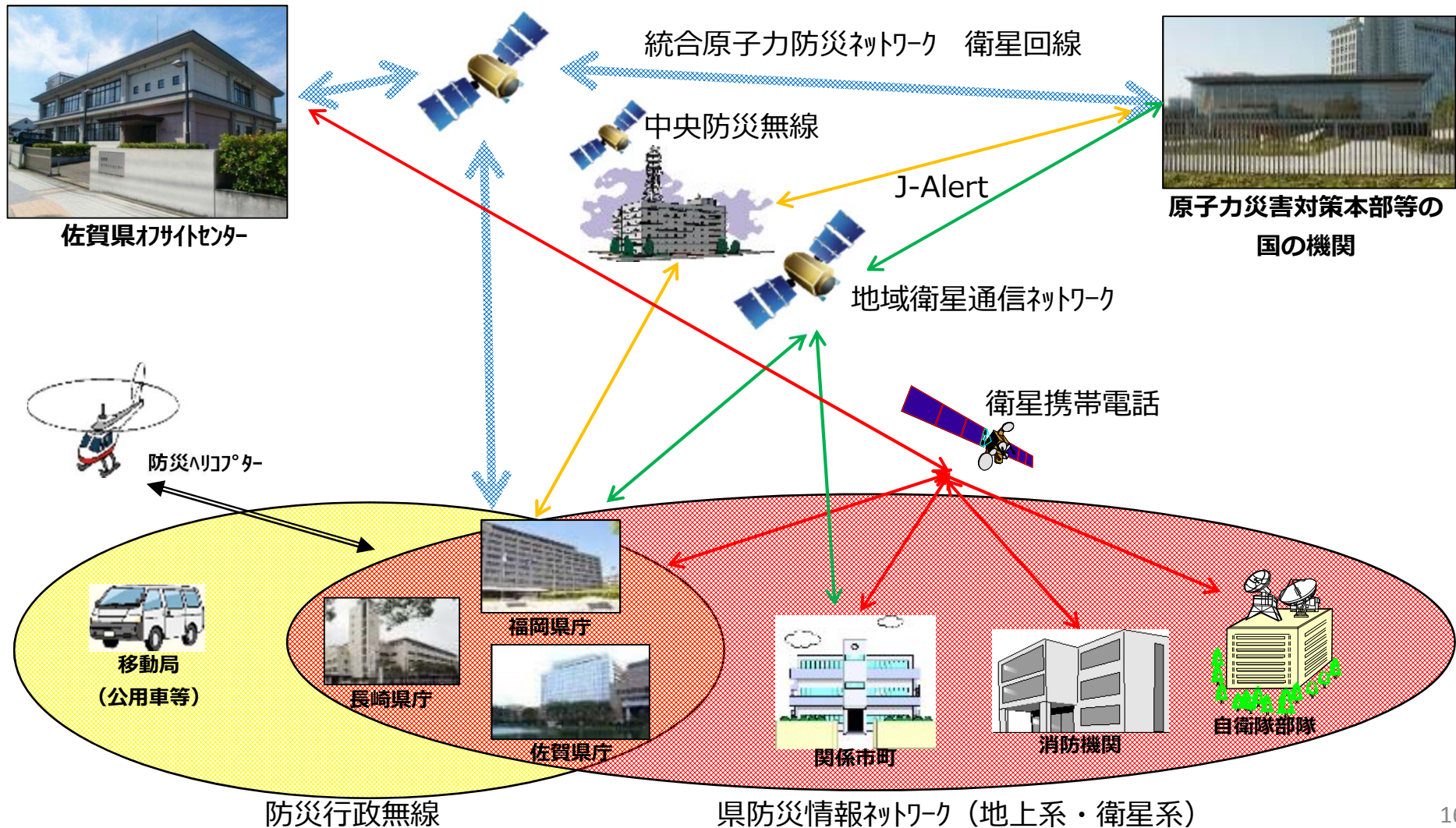
○佐賀県庁 (佐賀市) : 約52km
(自家用発電機を整備、3日間稼働)

○長崎県消防学校 (大村市) : 約66km
(九州電力の電源車による電源の供給を実施)

※距離はいずれも発電所からの直線距離

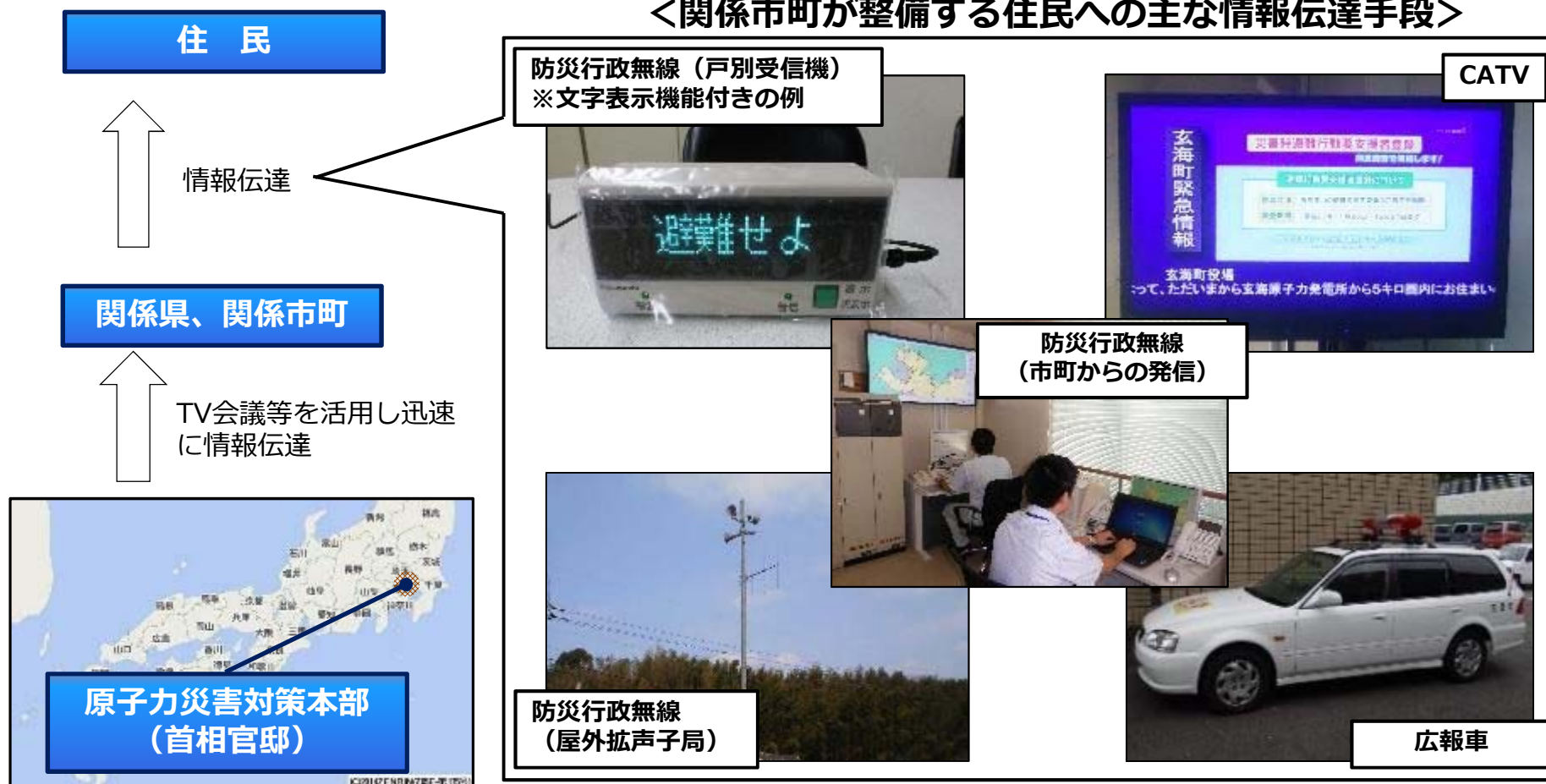
連絡体制の確保

- 一般回線が通信不全の時には、原子力災害対策用に整備されているTV会議回線を含む専用通信回線を使用し、更に専用通信回線が不全の場合は、衛星回線を使って、連絡体制を確保。
- その他、中央防災無線、衛星携帯電話などを使用し、連絡体制を確保。



- 防護措置(避難、一時移転、安定ヨ素剤の服用指示等)が必要になった場合は、原子力災害対策本部から、佐賀県、長崎県、福岡県及び関係市町にその内容をTV会議等を活用し迅速に情報提供。
- 関係市町は、防災行政無線、CATV、緊急速報メールサービス、広報車等を活用し、住民へ情報を伝達。

＜関係市町が整備する住民への主な情報伝達手段＞



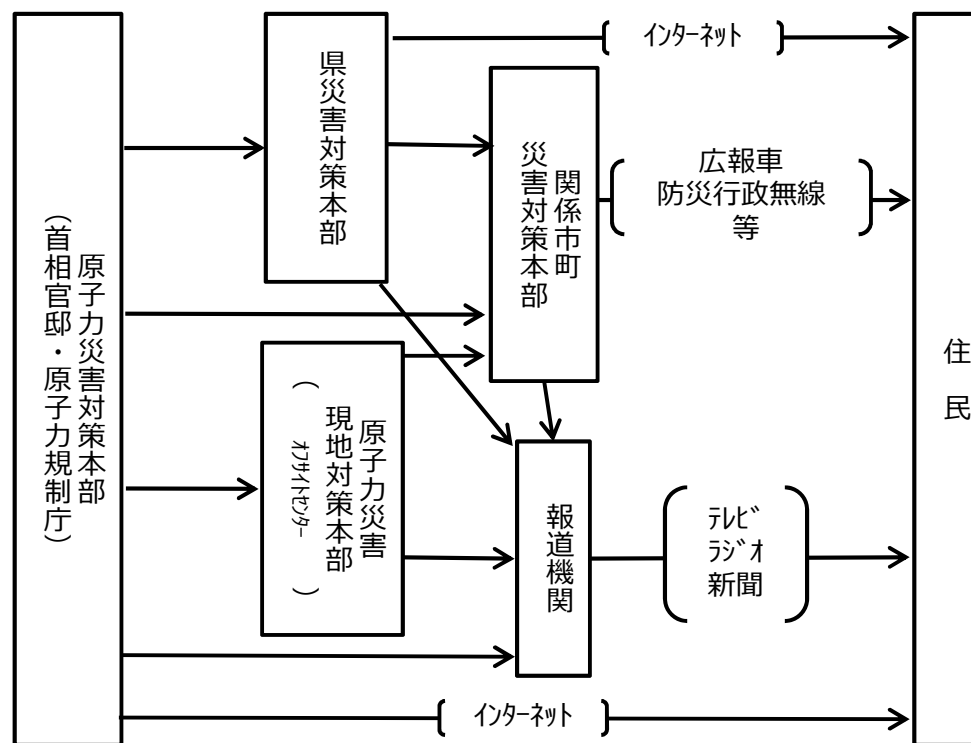
- 迅速かつ適切な広報活動を行うため、事故情報等に関する中央での記者会見は官邸(内閣官房長官が会見を行い、原子力規制委員会委員等が技術的な内容等を補足説明)において実施。
- 現地での記者会見については、オフサイトセンターにおいて実施。
- 必要に応じ、在日外国大使館等に情報提供を行うとともに、在外公館を通じて、本国政府や現地メディアへ情報提供。

【主な広報事項】

- ①事故の発生日時及び概要
- ②事故の状況と今後の予測
- ③原子力発電所における対応状況
- ④行政機関の対応状況
- ⑤住民等がとるべき行動
- ⑥避難対象区域又は屋内退避区域

（一元的に情報発信を行うことができる体制を構築するとともに、発信した情報を共有）

【情報発信のイメージ】



佐賀県、長崎県、福岡県及び関係市町における対応

- 佐賀県、長崎県、福岡県及び関係市町は、住民からの問合せに対応する相談窓口を設置するとともに、被災者に対する健康相談窓口（心身の健康相談）等を設置。

国における対応

- 原子力災害対策本部、現地対策本部、指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕等は、速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を実施。
- わさけセンターでは、佐賀県、長崎県、福岡県及び関係市町の問合せ対応を支援。

原子力事業者（九州電力）における対応

- 原子力事業者（九州電力）は、原子力災害発生時、直ちに本店内に相談窓口を設置し、住民からの問合せに対応。また、損害賠償請求への対応として、申出窓口を設置し、各種損害賠償の受付や請求者との協議等、適切に対応。

住民等のニーズを見極め、柔軟に対応

- | | |
|-----------------|-----------------|
| ①事故の発生日時及び概要 | ⑤住民等がとるべき行動 |
| ②事故の状況と今後の予測 | ⑥避難対象区域又は屋内退避区域 |
| ③原子力発電所における対応状況 | ⑦被災企業等への援助・助成措置 |
| ④行政機関の対応状況 | |



4. PAZ内の施設敷地緊急事態 における対応

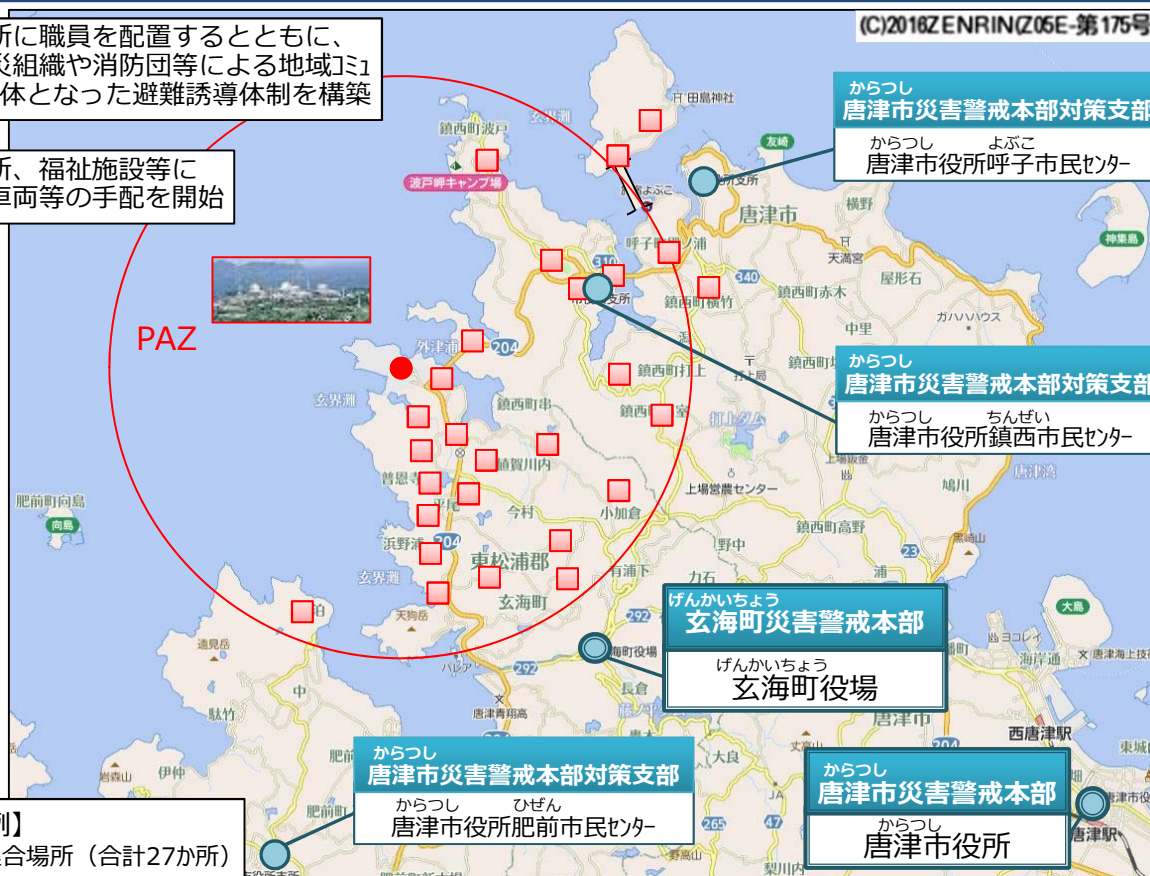
<対応のポイント>

1. PAZ内の学校・保育所の児童・生徒等については、警戒事態で保護者への引渡しを実施するが、保護者への引渡しができなかった児童・生徒等について移動手段を確保し、避難を開始すること。
2. PAZ内における医療機関の入院患者や社会福祉施設の入所者を、あらかじめ定められた避難先施設等へ移送すること。ただし、無理に避難すると健康リスクが高まる者は、放射線防護対策を講じた屋内退避施設に屋内退避すること。
3. 在宅の避難行動要支援者を、あらかじめ定められた避難先又は近傍の屋内退避施設へ移送すること。
4. 全面緊急事態に備えて、PAZ内の住民に避難準備を呼びかけるとともに、集合場所、避難所の開設、移動手段の確保等の準備を開始すること。

- 佐賀県は、警戒事態が発生した段階で、佐賀県庁に災害警戒本部を設置し、約50名の要員が参集。
- 玄海町は、警戒事態が発生した段階で、玄海町役場に災害警戒本部を設置し、約120名の要員が参集。
- 唐津市は、警戒事態が発生した段階で、唐津市役所に災害警戒本部を設置するとともに、PAZを管轄する肥前市民センター、鎮西市民センター、呼子市民センターにそれぞれの対策支部を設置。災害警戒本部及び3つの対策支部あわせて、約210名の要員が参集。
- 警戒事態が発生した段階で、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備のため、佐賀県、玄海町及び唐津市は、集合場所、社会福祉施設等に避難用車両等の手配を開始。また玄海町及び唐津市は、PAZ内の集合場所(玄海町15地区、唐津市12地区)の設置準備を開始するとともに、各集合場所に避難誘導員を派遣。
- 玄海町及び唐津市は、各地域の自主防災組織や消防団と情報共有を図り、地域コミュニティと一体となった避難誘導体制を構築。

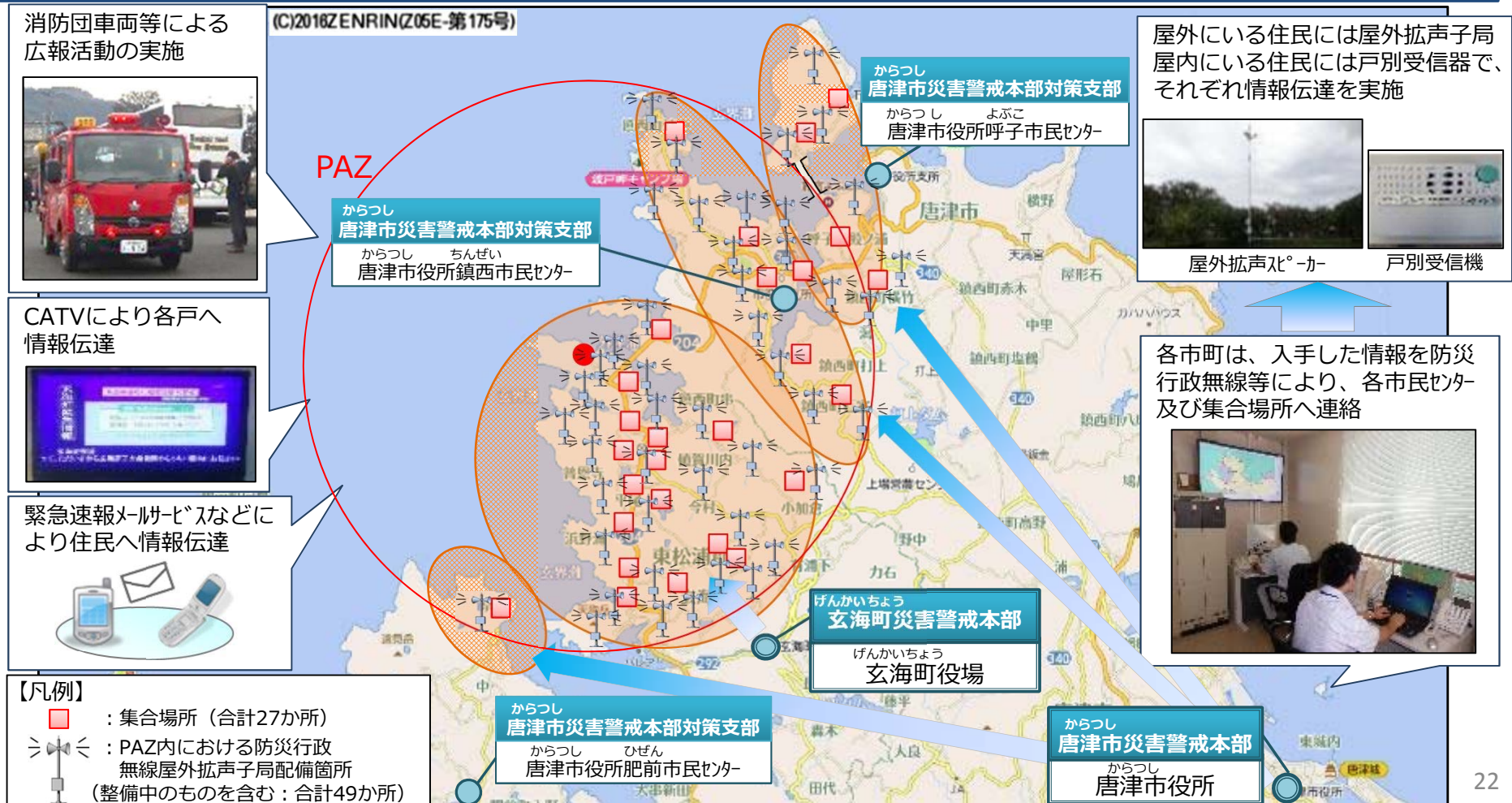
集合場所に職員を配置するとともに、自主防災組織や消防団等による地域コミュニティと一体となった避難誘導体制を構築

集合場所、福祉施設等に避難用車両等の手配を開始

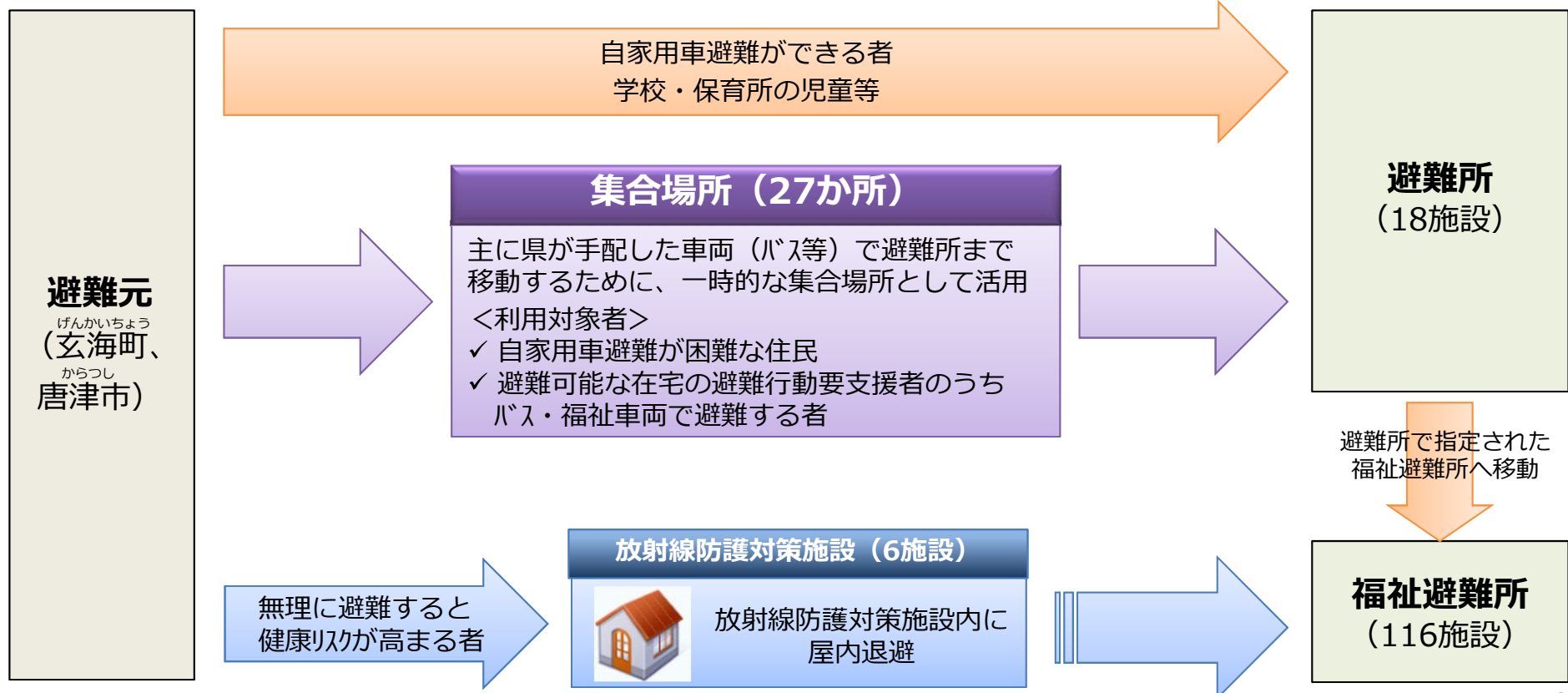


住民への情報伝達

- 玄海町及び唐津市は、防災行政無線、広報車、CATV、緊急速報メールサービス等を活用し、住民に情報を伝達。また、PAZ内避難の対象となる27か所の集合場所へ派遣された各市町の職員は、防災行政無線や衛星携帯電話等により、各市町と情報を共有。
- 玄海町及び唐津市は、集合場所を拠点に、自主防災組織や消防団等と協力し、携帯端末や移動系防災行政無線等により、各市町と避難者の状況や避難誘導體制等、地区単位のコミュニティを活用した情報共有を実施。
- 小中学校、保育所、医療機関、社会福祉施設、在宅の避難行動要支援者への情報伝達は各市町から実施。



- 警戒事態が発生した場合、玄海町及び唐津市は、住民への広報、佐賀県に対して避難用車両等の手配依頼、避難所及び福祉避難所の開設準備を行う。一方、施設敷地緊急事態要避難者は、避難準備等を行う。
- 施設敷地緊急事態になった場合、玄海町及び唐津市は、住民へ避難準備の周知を行う。一方、施設敷地緊急事態要避難者は、支援者が同行することで避難可能な者等はあらかじめ定められた避難所への避難を開始。福祉避難所へ移動が必要な者は、避難所で指定された近隣の福祉避難所へ移動。なお、無理に避難すると健康リスクが高まる者は、放射線防護対策施設にて屋内退避を実施。
- 全面緊急事態になった場合、玄海町及び唐津市は住民に避難を指示。自家用車で避難が可能な住民は避難所へ移動。自家用車による避難が困難な住民は、集合場所に集合し、避難所へ移動。その後、避難所から福祉避難所へ移動。

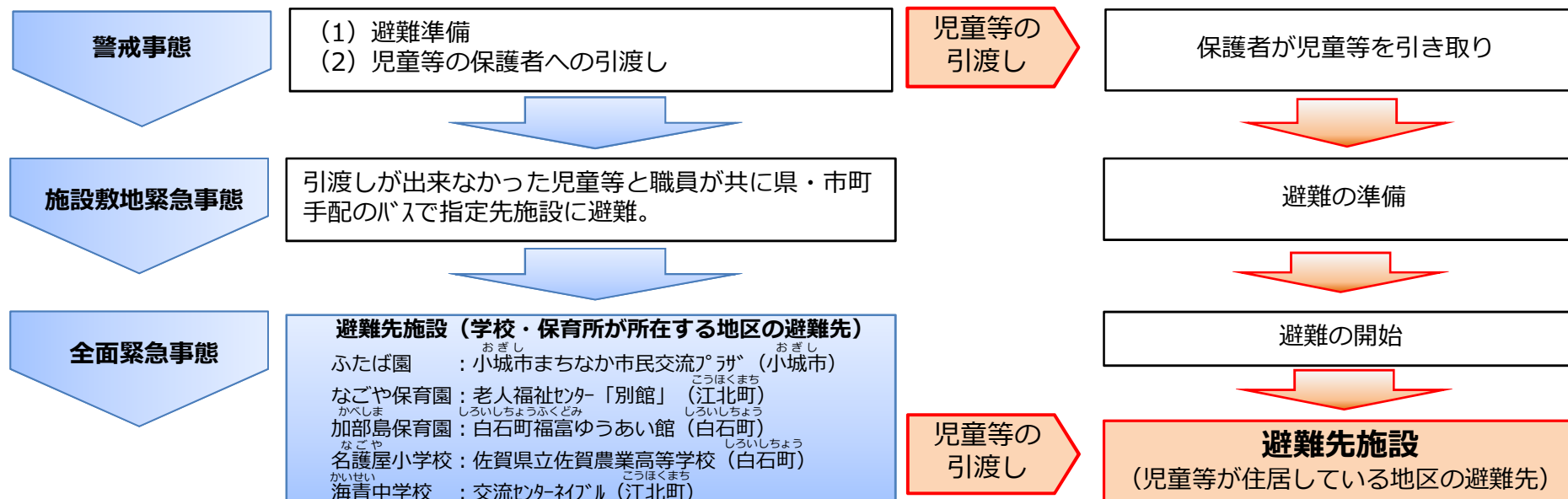


PAZ内の学校・保育所の児童等の避難

- PAZ内の小中学校の児童等(2施設、約350人)及び保育所の幼児(3施設、約210人)は、警戒事態になった時点で授業・保育を中止し、保護者へ引き渡す。
- 保護者への引渡しができない児童等は、施設敷地緊急事態になった場合、教職員等とともに佐賀県又は関係市町が手配するバスで避難し、避難先において保護者に引き渡す。
- 全ての学校・保育所において個別避難計画を策定済み。

市町名	学校・保育所名称	人数		
		児童等	職員	合計
げんかいちょう 玄海町	ふたば園	122人	24人	146人
からつし 唐津市	なごや保育園	64人	20人	84人
	かべしま 加部島保育園	23人	7人	30人
	なごや 名護屋小学校	112人	12人	124人
	かいせい 海青中学校	235人	23人	258人
(5施設) 合計		556人	86人	642人

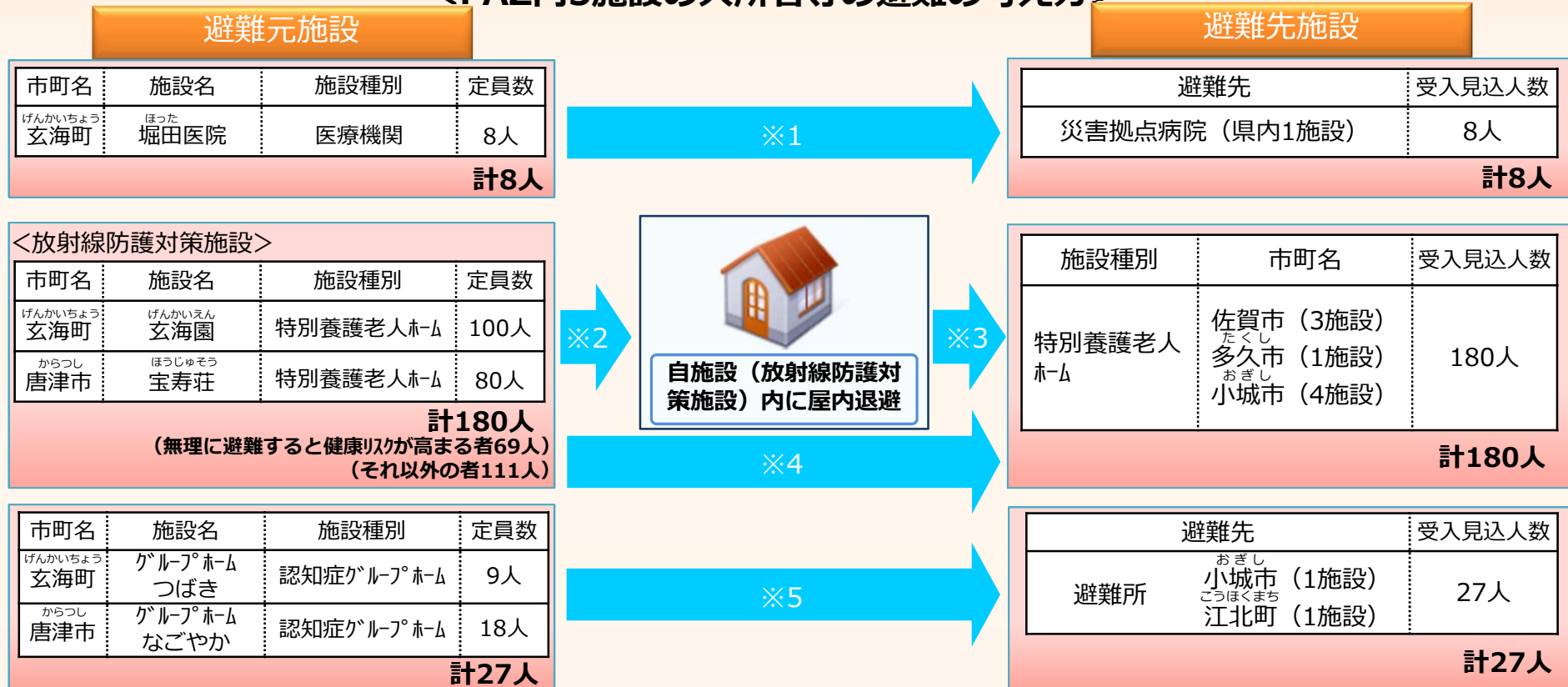
※児童等の人数については、平成28年4月1日現在。



PAZ内の医療機関・社会福祉施設の避難

- PAZ内の医療機関(1施設8人)及び社会福祉施設(4施設207人)の全てについて、避難計画を策定済み。医療機関については、入院患者の状況等をふまえ、佐賀県が避難先となる災害拠点病院を選定。
- 社会福祉施設については、30km圏外の佐賀市、^{たくし}多久市、^{おぎし}小城市、^{ごうほくまち}江北町にある施設に避難先を確保。
- 無理に避難すると健康リスクが高まる者は、放射線防護対策を講じた屋内退避施設において、避難に必要な準備が整うまで屋内退避を実施。避難可能な入所者等は、あらかじめ定められた避難先施設へ避難を実施。
- 何らかの事情で、あらかじめ選定しておいた避難先施設が活用できない場合には、佐賀県が受入先を調整。

<PAZ内5施設の入所者等の避難の考え方>



※1 佐賀県が避難先となる災害拠点病院を選定

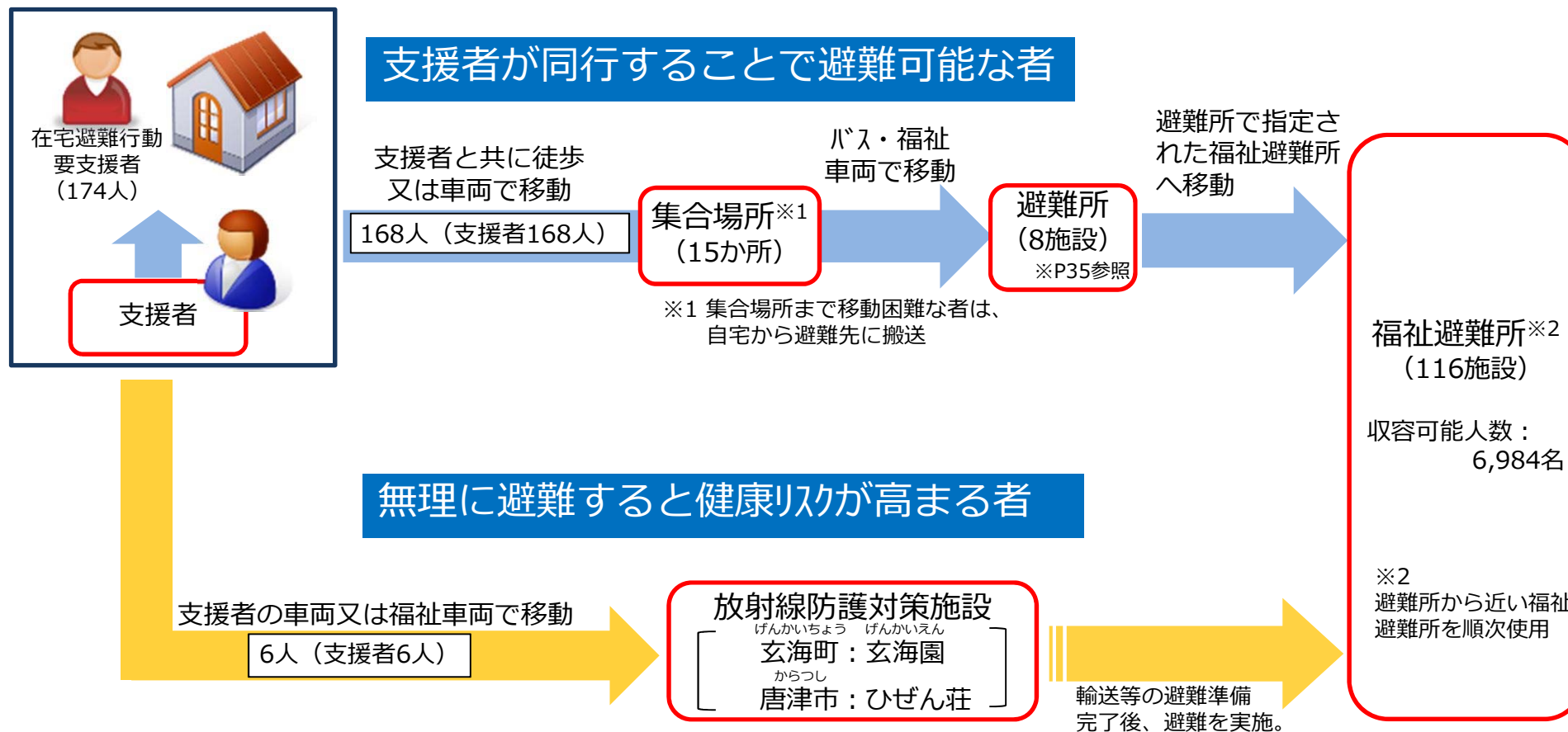
※2 無理に避難すると健康リスクが高まる者は自施設内で屋内退避

※3 輸送等の避難準備完了後、あらかじめ定められた避難先施設へ避難

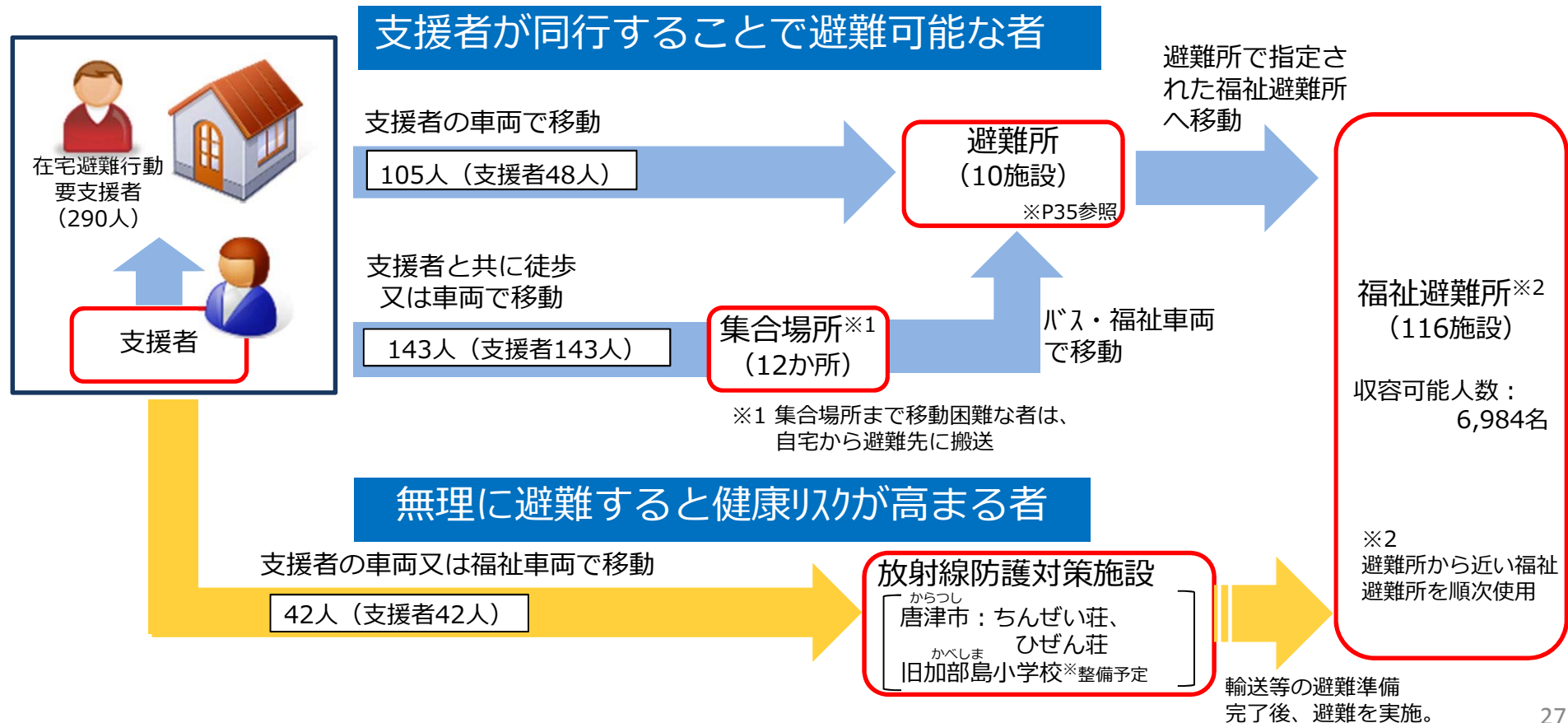
※4 避難可能な入所者等は、あらかじめ定められた避難先施設へ避難

※5 福祉避難所へ移動が必要な者は、避難所で指定された福祉避難所へ移動25

- 玄海町では、在宅の避難行動要支援者174人全員に支援者がいることを確認。
- 支援者の同行により避難可能な者は、支援者と共に集合場所等から、佐賀県又は玄海町が確保するバスや福祉車両で避難所へ移動。その後、福祉避難所へ移動が必要な者は、避難所で指定された近隣の福祉避難所へ移動。
- 無理に避難するとかえって健康リスクが高まる者は、支援者の車両又は福祉車両で、近隣の放射線防護対策施設へ移動。



- 唐津市では、在宅の避難行動要支援者290人のうち233人は支援者がいることを確認。残る避難行動要支援者については、支援者の確保に向け調整。また、支援者を確保できない場合においても、行政職員、自治会、消防団員等の協力により避難できる体制を整備。
- 支援者の同行により避難可能な者は、支援者の車両や、佐賀県又は唐津市が確保するバスや福祉車両で避難所へ移動。その後、福祉避難所へ移動が必要なのは、避難所で指定された近隣の福祉避難所へ移動。
- 無理に避難するとかえって健康リスクが高まる者は、支援者の車両又は福祉車両で、近隣の放射線防護対策施設へ移動。



- 施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力は、想定対象人数約610人について、バス12台、福祉車両18台（ストレッチャー仕様6台、車椅子仕様12台）。

	想定対象人数※1	必要車両台数			備考
		バス※2	福祉車両 (ストレッチャー仕様)	福祉車両 (車椅子仕様)	
保育所の幼児等の避難	146人 (児童等122人+職員24人) (1か所)	4台 (児童等122人+職員24人)	0台	0台	保護者への引き渡しによりその分必要車両台数は減少。 【資料P24参照】
医療機関及び社会福祉施設の入所者等の避難	109人 (入所者77人+職員32人) (3か所)	2台 (入所者67人+職員22人)	0台	3台 (入所者10人+職員10人)	【福祉車両（車椅子仕様）】 1台あたり4人の避難行動要支援者と4人の支援者の搬送を想定 【資料P25参照】
在宅の避難行動要支援者のうち、避難支援の申し出があった者及びその支援者を、避難先施設に輸送	336人 (要支援者168人+支援者168人)	6台 (要支援者134人+支援者134人)	0台	9台 (要支援者34人+支援者34人)	【福祉車両（車椅子仕様）】 1台あたり4人の避難行動要支援者と4人の支援者の搬送を想定 【資料P26参照】
在宅の避難行動要支援者のうち、避難支援の申し出があった者について、無理に避難すると健康リスクが高まる者及びその支援者を放射線防護対策施設に輸送※3	12人 (要支援者6人+支援者6人)	0台	6台 (要支援者6人+支援者6人)	0台	【福祉車両（ストレッチャー仕様）】 1台あたり1人の避難行動要支援者と1人の支援者の搬送を想定 【資料P26参照】
合計	603人	12台	6台	12台	

※1 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値

※2 バスは1台あたり46人の乗車を想定

※3 「無理に避難すると健康リスクが高まる者」は、輸送の準備が整うまで放射線防護対策施設に屋内退避

- 施設敷地緊急事態発生時には、保育所、医療機関、社会福祉施設、在宅の避難行動要支援者の避難のために、PAZ内市町のバス会社が保有する車両のほか、^{げんかいちょう}玄海町、社会福祉施設、九州電力等が配備する車両により、必要車両台数を確保。
- バス会社の運転手は交代制勤務のため、緊急時の動員方法等について調整中。

		確保車両台数			備考
		バス※1	福祉車両 (ストレッチャー仕様)	福祉車両 (車椅子仕様)	
(A) 最大必要車両台数		12台 503人分 (対象者323人 +支援者等180人)	6台 12人分 (対象者6人 +支援者等6人)	12台 88人分 (対象者44人 +支援者等44人)	【資料P28参照】
(B) 車両確保台数		計12台以上	計6台以上	計12台以上	
確保 先	^{げんかいちょう} 玄海町、社会福祉施設等 が保有する車両	-	1台×3往復※2 6人分 (対象者3人 +支援者等3人)	9台 28人分 (対象者14人 +支援者等14人)	【福祉車両 (ストレッチャー)】 1台あたり1人の避難行動要支援者の搬送を想定 【福祉車両 (車椅子仕様)】 1台あたり1人の避難行動要支援者の搬送を想定した車両が4台、2人の避難行動要支援者の搬送を想定した車両が5台
	PAZ内市町のバス会社が 保有する車両	12台以上 503人分 (対象者323人 +支援者等180人)	-	-	PAZ内市町のバス会社が保有する車両総 数156台
	九州電力が配備する車両	-	1台以上×3往復※2 6人分 (対象者3人 +支援者等3人)	8台以上 60人分 (対象者30人 +支援者等30人)	九州電力が近隣事業所等に車両を配備 【福祉車両 (ストレッチャー)】 1台あたり1人の避難行動要支援者の搬送を 想定 【福祉車両 (車椅子仕様)】 1台あたり4人の避難行動要支援者の搬送を 想定

※1 バスは1台あたり46人の乗車を想定

※2 福祉車両 (ストレッチャー仕様) 計2台は、屋内退避施設までピストン輸送 (3往復) での搬送を想定

※3 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織 (警察、消防、海保庁、自衛隊) に支援を要請

➤ 施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力は、想定対象人数約990人について、バス20台、福祉車両19台(車椅子仕様19台)。

	想定対象人数※1	必要車両台数			備考
		バス※2	福祉車両 (ストレッチャー仕様)	福祉車両 (車椅子仕様)	
学校・保育所の児童等の避難	496人 (児童等434人+職員62人) (4か所)	11台 (児童等434人+職員62人)	0台	0台	保護者への引き渡しによりその分必要車両台数は減少。 【資料P24参照】
社会福祉施設の入所者等の避難	126人 (入所者69人+職員57人) (2か所)	3台 (入所者69人+職員57人)	0台	0台	【資料P25参照】
在宅の避難行動要支援者のうち、避難支援の申し出があった者及びその支援者を、避難先施設に輸送	286人 (要支援者143人+支援者143人)	6台 (要支援者118人+支援者118人)	0台	7台 (要支援者25人+支援者25人)	【福祉車両(車椅子仕様)】 1台あたり4人の避難行動要支援者と4人の支援者の搬送を想定 【資料P27参照】
在宅の避難行動要支援者のうち、避難支援の申し出があった者について、無理に避難すると健康リスクが高まる者及びその支援者を放射線防護対策施設に輸送※3	84人 (要支援者42人+支援者42人)	0台	0台	12台 (要支援者42人+支援者42人)	【福祉車両(車椅子仕様)】 1台あたり4人の避難行動要支援者と4人の支援者の搬送を想定 【資料P27参照】
合 計	992人	20台	0台	19台	

※1 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値

※2 バスは1台あたり46人の乗車を想定

※3 「無理に避難すると健康リスクが高まる者」は、輸送の準備が整うまで放射線防護対策施設に屋内退避

- 施設敷地緊急事態発生時には、学校・保育所、社会福祉施設、在宅の避難行動要支援者の避難のために、PAZ内市町のバス会社が保有する車両のほか、唐津市、社会福祉施設、九州電力等が配備する車両により、必要車両台数を確保。
- バス会社の運転手は交代制勤務のため、緊急時の動員方法等について調整中。

		確保車両台数			備考
		バス※1	福祉車両 (ストレッチャー仕様)	福祉車両 (車椅子仕様)	
(A) 最大必要車両台数		20台 858人分(対象者621人 +支援者等237人)	-	19台 134人分(対象者67人 +支援者等67人)	【資料P30参照】
(B) 車両確保台数		計20台以上	-	計19台以上	
確保 先	からつし 唐津市、社会福祉施設等が 保有する車両	-	-	16台 38人分(対象者19人 +支援者等19人)	【福祉車両(車椅子仕様)】 1台あたり1人の避難行動要支援者の搬送 を想定した車両が13台、2人の避難行動 要支援者の搬送を想定した車両が3台
	PAZ内市町のバス会社が 保有する車両	20台以上 858人分(対象者621人 +支援者等237人)	-	-	PAZ内市町のバス会社が保有する車両総数 156台
	九州電力が配備する車両	-	-	2台以上 12人分(対象者6人 +支援者等6人) 4台以上×3往復※2 84人分(対象者42人 +支援者等42人)	九州電力が近隣事業所等に車両を配備 【福祉車両(車椅子仕様)】 1台あたり4人の避難行動要支援者の搬送 を想定

※1 バスは1台あたり46人の乗車を想定

※2 福祉車両(車椅子仕様)4台は、屋内退避施設までピストン輸送(3往復)での搬送を想定

※3 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)に支援を要請

- 予防的な避難を行うことによって、かえって健康リスクが高まるような重篤者等については、無理な避難は行わず、放射線防護機能を付加した近傍の放射線防護対策施設(6施設(整備予定を含む。))に収容。
- これら6施設では、施設入所者とPAZ内の在宅の避難行動要支援者を約1,300人を収容可能。
- 放射線防護対策施設では、約1,300人がおよそ3日を目安に生活できる食料及び生活物資等を確保するため、必要な備蓄と供給体制を整備。

放射線防護対策施設 (6施設)

(C)2016ZENRIN(Z05E-第175号)



げんかいえん
玄海園
(収容可能者数：162人)

げんかいちょうほかわづ ちかがわち しもみや なかとおり かりだち
玄海町外津、値賀川内、下宮、中通、仮立、
ふおんじ ひらお はまのうら
普恩寺、平尾、浜野浦、シーライン地区の
在宅の避難行動要支援者の受入及び
自施設内の入居者の屋内退避を想定



ひぜん荘※整備中
(収容可能者数：176人)

からつし ひぜんちょう げんかいちょう こがくら
唐津市肥前町、玄海町小加倉、宋
はなのき おおその いしだ かりや
花の木、大園、石田、仮屋地区の
在宅の避難行動要支援者の受入及び
自施設内の入居者の屋内退避を想定



かべしま
旧加部島小学校※整備予定
(収容可能者数：約600人)

かからつし よぶごちょう かべしま
唐津市呼子町加部島における
在宅の避難行動要支援者の
受入を想定



ほうじゅ荘
宝寿荘
(収容可能者数：70人)



うしおそう
潮荘※整備中
(収容可能者数：50人)

ほうじゅ荘 うしおそう
宝寿荘、潮荘は自施設内の
入居者の屋内退避のみを想定

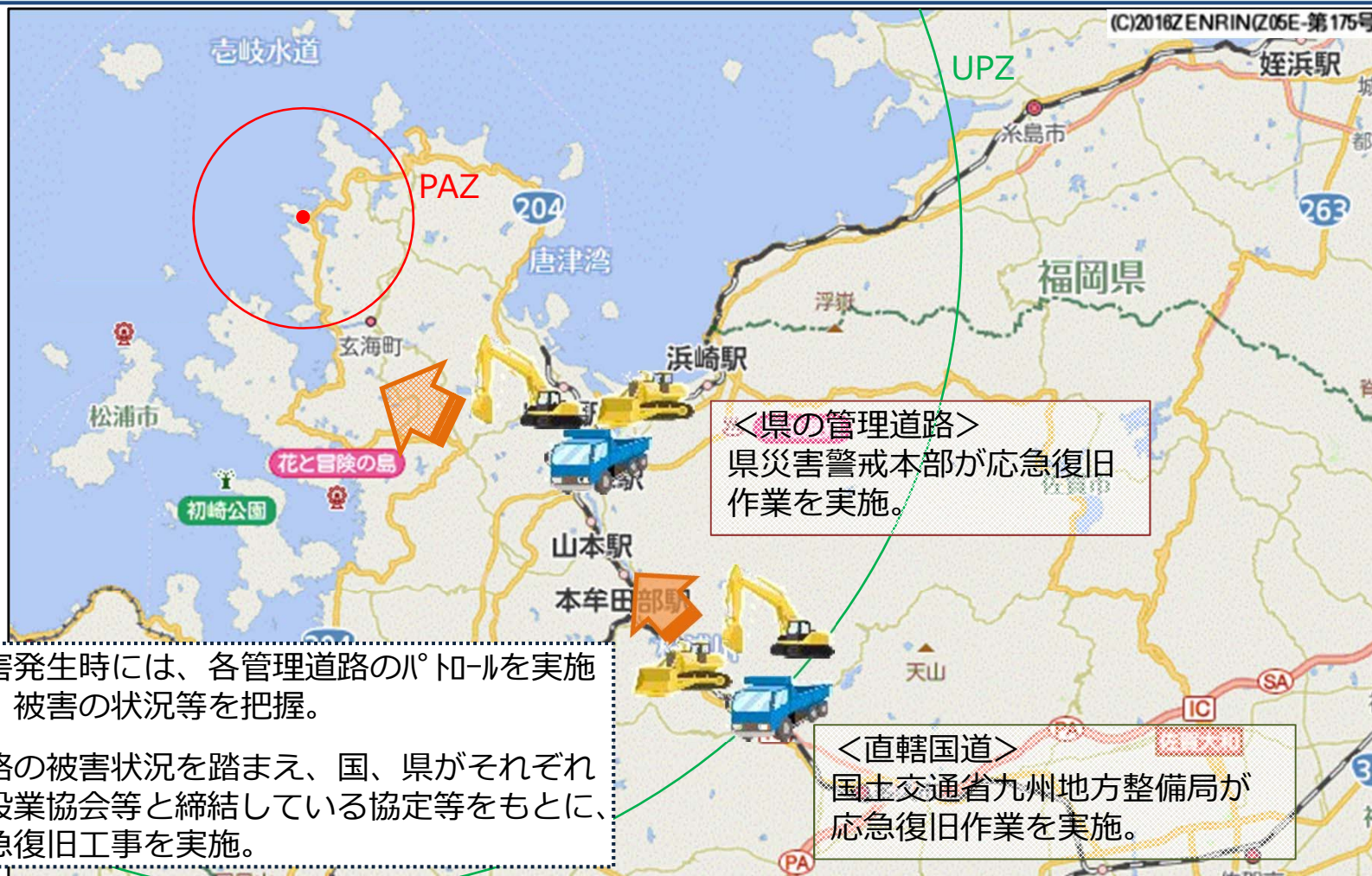


ちんぜい荘
(収容可能者数：239人)

からつしちんぜいちよう よぶごちょうとのうらにし
唐津市鎮西町、呼子町殿ノ浦西
における在宅の避難行動要支援
者の受入及び自施設内の入居者
の屋内退避を想定

自然災害等により道路等が通行不能になった場合の復旧策

- 避難開始前の段階において、避難計画で避難経路として定められている道路等が自然災害等により使用出来ない場合は、佐賀県、玄海町及び唐津市は、代替経路を設定するとともに、道路等の管理者は復旧作業を実施。
- 直轄国道については、国土交通省九州地方整備局が早急に被害状況を把握し、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保等に努める。



- 災害発生時には、各管理道路のハ°トルを実施し、被害の状況等を把握。
- 道路の被害状況を踏まえ、国、県がそれぞれ建設業協会等と締結している協定等をもとに、応急復旧工事を実施。

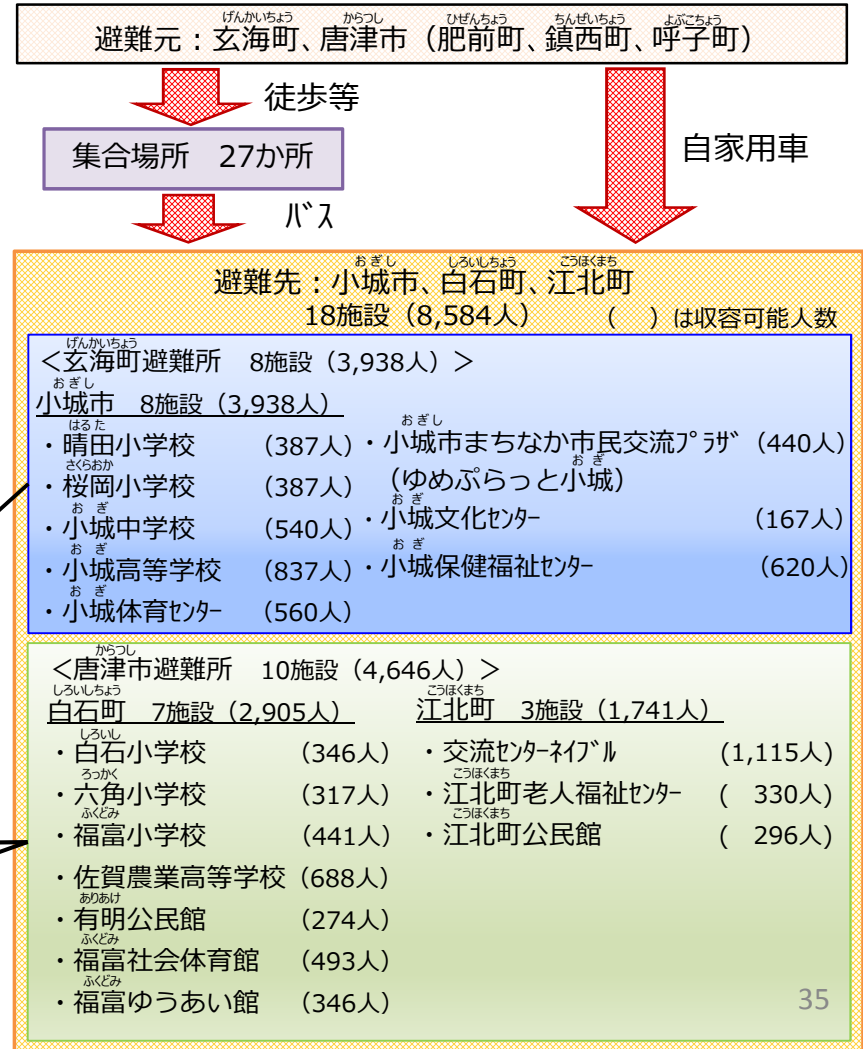
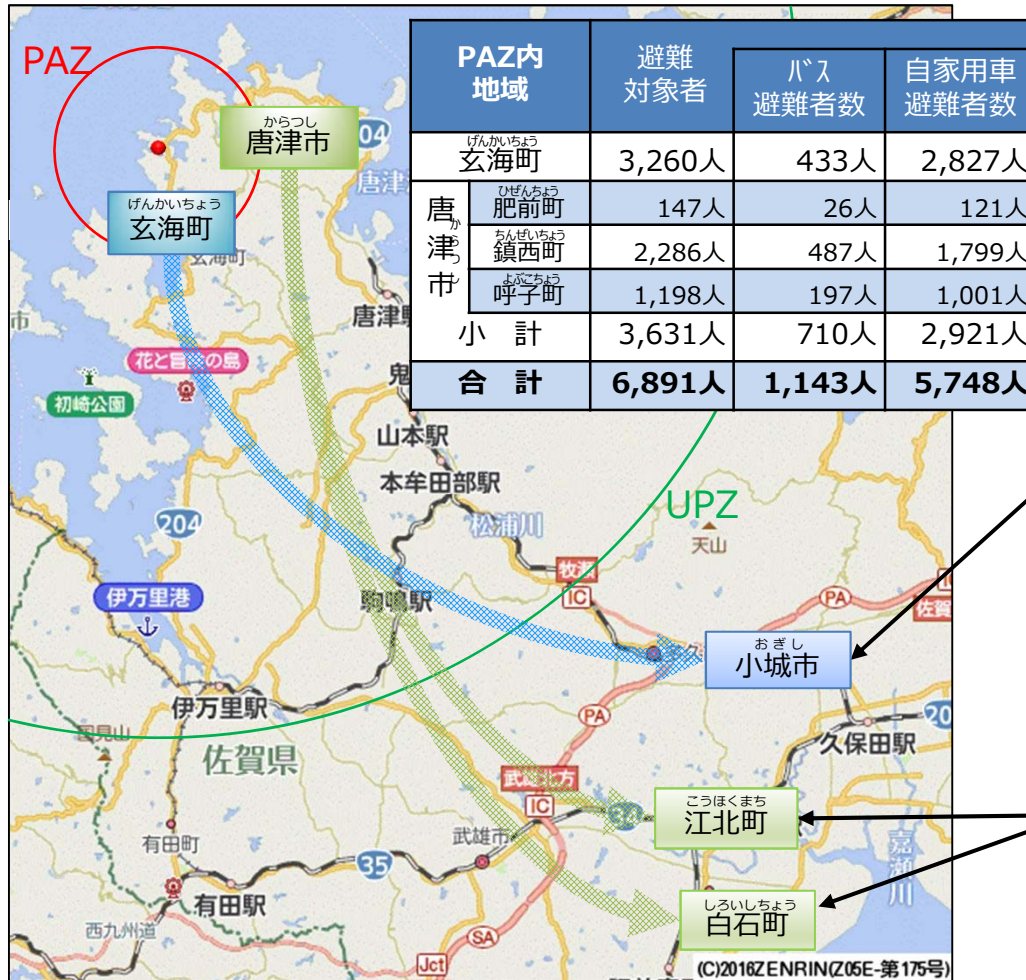
5. PAZ内の全面緊急事態 における対応

<対応のポイント>

1. 自家用車による避難ができない住民の移動手段(バス等)を確保し、避難を開始すること。
2. 避難先施設の受入れ体制を整えること。
3. 安定剤を持っていない者(紛失等)に、緊急配布すること。

PAZ内の住民の避難先及び避難住民数

- 玄海町及び唐津市におけるPAZ内の住民については、自家用車で避難できる住民は、自家用車によりあらかじめ定められた避難所に避難。
- 自家用車で避難が困難な住民は、徒歩等で集合場所に集まり、佐賀県、玄海町、唐津市が配車した車両で、避難所へ避難。
- 避難先については、避難計画に関する住民説明会や訓練等を通じて対象となる住民に周知。



※避難対象者数は、PAZ内住民の合計数から割り出した数字であり、若干の増減がある。

PAZ内の観光客及び民間企業の従業員の数

- PAZ内の観光施設等における1日当たりの見込み人数は約3,000人、民間企業(従業員30人以上)は19社(約2,350人)存在。

PAZ内の観光施設の状況

市町名		施設	入場見込人数※
げんかいちょう 玄海町		げんかい 玄海I初ギ-パーク	554人
		げんかい 玄海海上温泉パーク	228人
からつし 唐津市	ひぜんちょう 肥前町	—	—
	ちんげいちょう 鎮西町	なごや 名護屋城跡、はと 波戸岬	2,216人
	よぶごちょう 呼子町	—	—
合 計 (4施設)			2,998人

※入場見込人数については、ピーク時(4~6月)における1日当たりの入場者数を基に算定

【出典】平成25年度佐賀県観光動態調査

PAZ内の民間企業(従業員30名以上)の状況

市町名		企業数	従業員数
げんかいちょう 玄海町		11社	1,916人
からつし 唐津市	ひぜんちょう 肥前町	—	—
	ちんげいちょう 鎮西町	2社	117人
	よぶごちょう 呼子町	6社	313人
合 計 (19企業)			2,346人

※民間企業に勤務する就労者は、通勤に使用する自家用車もしくはバスにより避難

【出典】平成26年経済センサ 基礎調査 確報集計 町丁・大字別集計

- げんかいちょう
- 玄海町において全面緊急事態で必要となる輸送能力は、約470人分、バス13台であり、PAZ内市町のバス会社が保有する車両により、必要車両台数を確保。
 - 車両及び運転手については、佐賀県バス・タクシー協会等の協力により、更に余裕を持った台数・人数を確保。
 - 各事業所の従業員の避難方法については各事業所単位で周知（施設敷地緊急事態で、自家用車により帰宅）。

げんかいちょう
 <玄海町における全面緊急事態で必要となる輸送能力>

	想定対象人数※1	想定必要バス数※2	備考
自家用車での避難ができない住民	433人	12台	【資料P35参照】
観光施設から避難する一時滞在者	40人	1台	1日当たりの観光施設の入場見込人数782人のうち、約95%が自家用車や観光バスで来場する想定で、その5%を想定対象人数として算入
合 計	473人	13台	

※1 数字は現段階で玄海町が把握している暫定値

※2 バスは1台あたり46人の乗車を想定

げんかいちょう
 <玄海町における全面緊急事態での輸送能力の確保>

		確保車両台数	備考
		バス	
(A) 最大必要車両台数		13台	
(B) 車両確保台数		計13台以上	
確保先	PAZ内市町のバス会社が保有する車両	13台以上	PAZ内市町のバス会社が保有する車両156台のうち、施設敷地緊急事態で使用する32台の車両を除く、残りの124台の車両を使用

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）に支援を要請

- 唐津市において全面緊急事態で必要となる輸送能力は、約820人分、バス23台であり、PAZ内市町のバス会社が保有する車両により、必要車両台数を確保。
- 車両及び運転手については、佐賀県バス・タクシー協会等の協力により、更に余裕を持った台数・人数を確保。
- 各事業所の従業員の避難方法については各事業所単位で周知（施設敷地緊急事態で、自家用車により帰宅）。

からつし
＜唐津市における全面緊急事態で必要となる輸送能力＞

	想定対象人数※1	想定必要バス数※2	備考
自家用車での避難ができない住民	710人	20台	【資料P35参照】
観光施設から避難する一時滞在者	111人	3台	1日当たりの観光施設の入場見込人数2216人のうち、約95%が自家用車や観光バスで来場する想定で、その5%を想定対象人数として算入
合 計	821人	23台	

※1 数字は現段階で唐津市が把握している暫定値

※2 バスは、地域特性を踏まえ、3種類の乗車人数（大型バス：46名乗り、中型バス：35名乗り、小型バス：20名乗り）を想定

からつし
＜唐津市における全面緊急事態での輸送能力の確保＞

		確保車両台数	備考
		バス	
(A) 最大必要車両台数		23台	
(B) 車両確保台数		計23台以上	
確保 先	PAZ内市町のバス会社が保有する車両	23台以上	PAZ内市町のバス会社が保有する車両156台のうち、施設敷地緊急事態で使用する32台の車両を除く、残りの124台の車両を使用

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）に支援を要請

- 玄海町によるアンケート調査の結果、PAZ内の玄海町における自家用車で避難できない住民は約430人。
- 自家用車で避難できない住民は、徒歩で各集合場所に集まり、佐賀県又は玄海町が配車した車両で、避難先である小城市へ避難。



げんかいちょう 玄海町におけるPAZ内から避難先までの主な経路

- 地域毎に予め避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。

※対象住民はPAZ対象地区の人口から施設敷地緊急事態で避難する住民を除いた数



唐津市肥前町におけるPAZ内から避難先までの主な経路

➤ 地域毎に予め避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。

※対象住民はPAZ対象地区の人口から施設敷地緊急事態で避難する住民を除いた数

唐津市肥前町
対象住民：147人※

《避難経路の考え方》

- ・円滑な避難のため、可能な範囲で地域毎に分散して経路を設定
- ・住民が覚えやすく実行しやすい避難誘導計画となるよう、基本となる単一の避難経路をあらかじめ設定
- ・自然災害等により、道路の遮断や障害物による道路幅の減少等が想定又は確認できるときは、各道路管理者と協力し、代替避難路を速やかに確保。その上で、あらかじめ定めた避難計画にかかわらず、代替となる安全な避難経路において避難

【代替経路（例）】

県道217号→国道204号→国道202号
→国道35号→県道36号

【基本経路】

県道217号→国道204号→県道50号
→国道202号→国道498号
→県道36号→国道207号

原子力発電所から5km内の唐津市肥前町のうち、住民が居住している地区のみをPAZに指定。PAZに指定していない5km内の一時滞在者に対しては唐津市が広報活動を行い、帰宅を促す。

【凡例】

- : 基本経路
- - - : 代替経路（例）
- : 避難先市町所在地

避難先：白石町
（有明公民館）

からつし ちんぜいちょう
唐津市鎮西町におけるPAZ内から避難先までの主な経路

➤ 地域毎に予め避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。

※対象住民はPAZ対象地区の人口から施設敷地緊急事態で避難する住民を除いた数



からつしちんぜいちょう
唐津市鎮西町
 対象住民：2,286人※

《避難経路の考え方》

- ・円滑な避難のため、可能な範囲で地域毎に分散して経路を設定
- ・住民が覚えやすく実行しやすい避難誘導計画となるよう、基本となる単一の避難経路をあらかじめ設定
- ・自然災害等により、道路の遮断や障害物による道路幅の減少等が想定又は確認できるときは、各道路管理者と協力し、代替避難路を速やかに確保。その上で、あらかじめ定めた避難計画にかかわらず、代替となる安全な避難経路において避難

【基本経路】
 県道23号→県道340号→県道50号
 →国道202号→国道498号
 →国道34号（江北町）
 又は県道36号（白石町）

【代替経路（例）】
 国道204号→国道203号
 →県道35号→国道207号

【凡例】

- : 基本経路
- - - : 代替経路（例）
- : 避難先市町所在地

避難先：江北町
 (交流センター、他2施設)

避難先：白石町
 (佐賀農業高等学校、他2施設)

唐津市呼子町におけるPAZ内から避難先までの主な経路

➤ 地域毎に予め避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。

※対象住民はPAZ対象地区の人口から施設敷地緊急事態で避難する住民を除いた数



《避難経路の考え方》

- ・円滑な避難のため、可能な範囲で地域毎に分散して経路を設定
- ・住民が覚えやすく実行しやすい避難誘導計画となるよう、基本となる単一の避難経路をあらかじめ設定
- ・自然災害等により、道路の遮断や障害物による道路幅の減少等が想定又は確認できるときは、各道路管理者と協力し、代替避難路を速やかに確保。その上で、あらかじめ定めた避難計画にかかわらず、代替となる安全な避難経路において避難

【代替経路(例)】

国道204号→国道203号→県道35号→国道207号

避難を円滑に行うための対応策①

➤ PAZ及びUPZ内の住民の車両による避難を円滑に行うため、県、市町職員、警察官等により道路渋滞を把握し、主要交差点等における交通整理・誘導・規制、避難誘導・交通規制用自動制御板等を活用した広報等の交通対策を行う。

PAZ内における交通対策

○交通誘導対策

主要交差点等における市町、県警察等の交通整理により、円滑な避難誘導を実施

○交通広報対策

日本道路交通情報センター(JARTIC)、道路情報板、避難誘導・交通規制用自動制御板等を活用した広報
光ビーコンを活用した交通情報提供システム(AMIS)による広報

○交通規制対策

混雑エリアでの交通整理・誘導・規制、主要交差点における信号機操作等による円滑な交通流の確保

【凡例】

- 避難誘導及び交通規制箇所
- 迂回用交差点
- 交通情報板



【警察による避難誘導イメージ】

避難を円滑に行うための対応策②

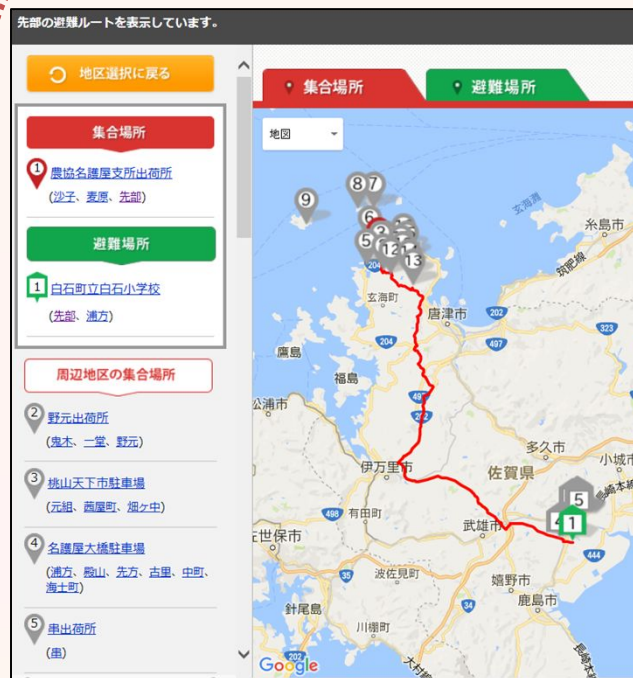
- ▶ 玄海町は、避難経路図や避難所写真を掲載したパンフレットを玄海町全戸に配布し、また玄海町内の各地区公民館に掲示。
- ▶ 唐津市は、各避難地区の集合場所や避難先、避難ルート等を検索できる原子力災害対応避難ルートマップをホームページ上に公開。また唐津市全戸に、原子力防災の避難に係るパンフレットを配布予定。
- ▶ 佐賀県は佐賀県内の避難元市町及び避難先市町全戸に、原子力災害に関する基礎知識や原子力災害発生時にとるべき行動などについてまとめた、防災のてびきを配布。

玄海町



【原子力災害時における避難経路図】
玄海町全戸に配布
玄海町内の各地区公民館に掲示

唐津市



【原子力災害対応避難ルートマップ】
ホームページ上で閲覧可能
<http://karatsu-bousai.jp/>

佐賀県



【原子力防災のてびき】
ホームページ上で閲覧可能
<http://www.pref.saga.lg.jp/kiji0031231/index.html>

自然災害等により避難先が被災した場合の避難先の調整

- 自然災害等により、避難先施設が使用できなくなった場合は、UPZ外の県内避難先施設(合計512施設)を候補として、佐賀県及び県内の市町が調整のうえ、避難先を決定する。
- 佐賀県内において避難先が確保できない場合には、国、全国知事会、災害時応援協定を締結している九州・山口各県等と調整を行う。



佐賀県内における避難先施設 (UPZ外)

市町	受入施設数	受入可能人数
小城市	32か所	12,940人
江北町	7か所	2,210人
白石町	19か所	7,026人
多久市	15か所	5,336人
大町町	7か所	2,912人
佐賀市	134か所	52,474人
神埼市	25か所	8,600人
上峰町	11か所	3,098人
鳥栖市	34か所	11,999人
基山町	9か所	3,598人
みやき町	17か所	10,124人
吉野ヶ里町	12か所	3,952人
武雄市	53か所	20,604人
鹿島市	26か所	10,608人
嬉野市	53か所	11,070人
有田町	42か所	8,871人
太良町	16か所	7,847人
合計	512か所	183,269人

6. UPZ内における対応

<対応のポイント>

1. 放射性物質が放出される前には、全面緊急事態において、住民(避難行動要支援者を含む)の屋内退避を開始する。
2. 放射性物質の放出後は、緊急時モニタリングの結果を踏まえて、原子力災害対策指針で定める基準(OIL)に基づき、空間放射線量率が毎時 $20\mu\text{Sv}$ 超過の区域を特定。当該区域の住民は一時移転を行うこととなるため、施設からの距離に応じ、1週間程度内に一時移転できる体制を整備。

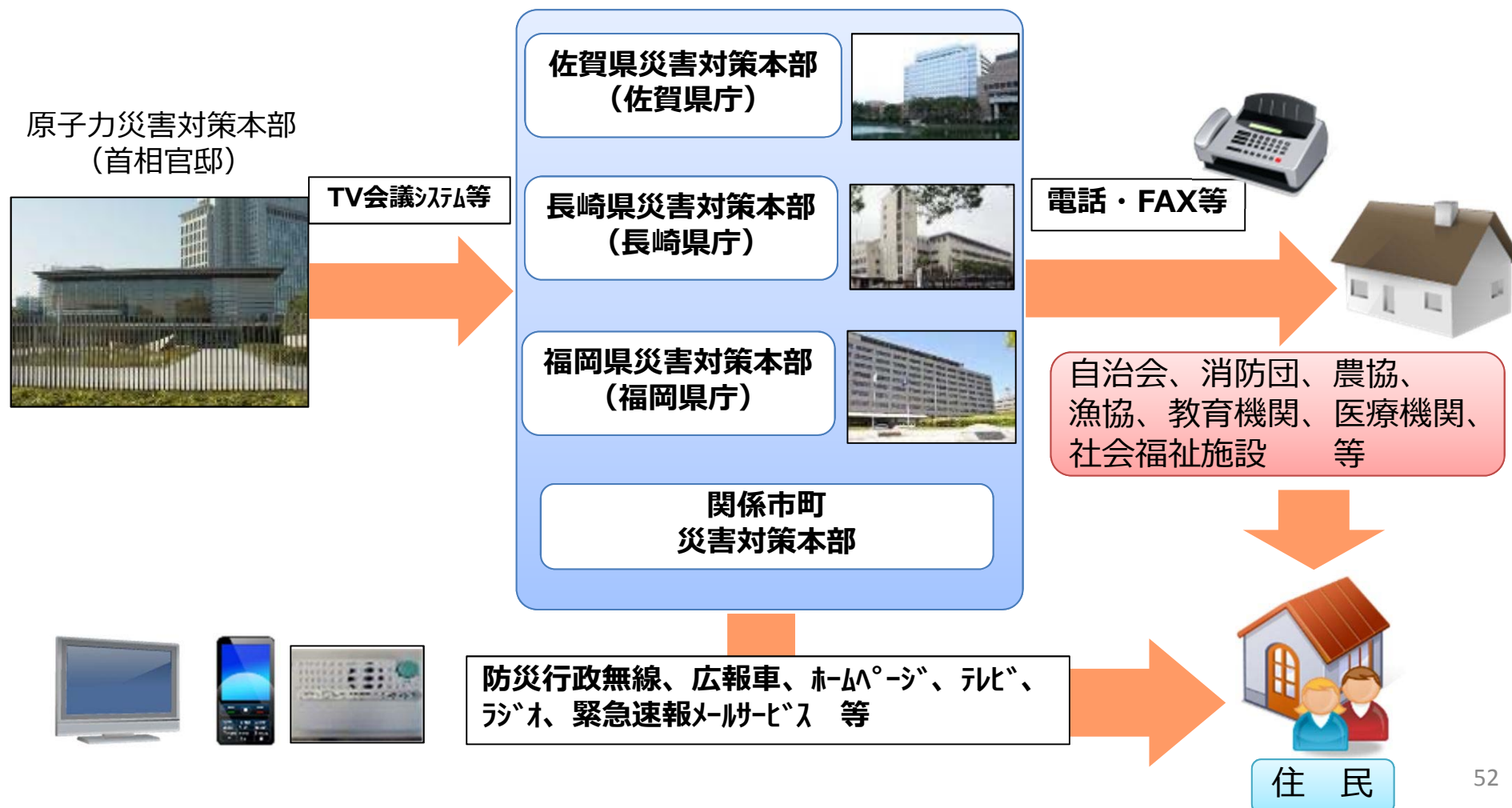
一時移転等に備えた関係者の対応

- 佐賀県、長崎県、福岡県及び関係市町は、警戒事態で災害警戒本部を設置し、全面緊急事態で、災害対策本部に移行。
- 関係市町は、職員配置表に基づき、対象となる各地区に職員を配置。
- 佐賀県、長崎県、福岡県は、住民の一時移転等に備え、バス会社等にバスの派遣準備を要請。
- 佐賀県、長崎県は、住民の一時移転等に備え、船会社に旅客船等の派遣準備を要請。また、糸島市は市営渡船、福岡県は県の所有船の派遣準備を開始。



一時移転等を行う際の情報伝達

- 一時移転等の指示は、国の原子力災害対策本部から、佐賀県、長崎県、福岡県及び関係市町に対し、TV会議システム等を用いて伝達。
- 佐賀県、長崎県、福岡県、関係市町、関係機関から、住民、自治会、消防団、農協、漁協、教育機関、医療機関、社会福祉施設等へは、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス、電話、FAX等のあらゆる情報発信手段を活用して必要な情報を伝達。



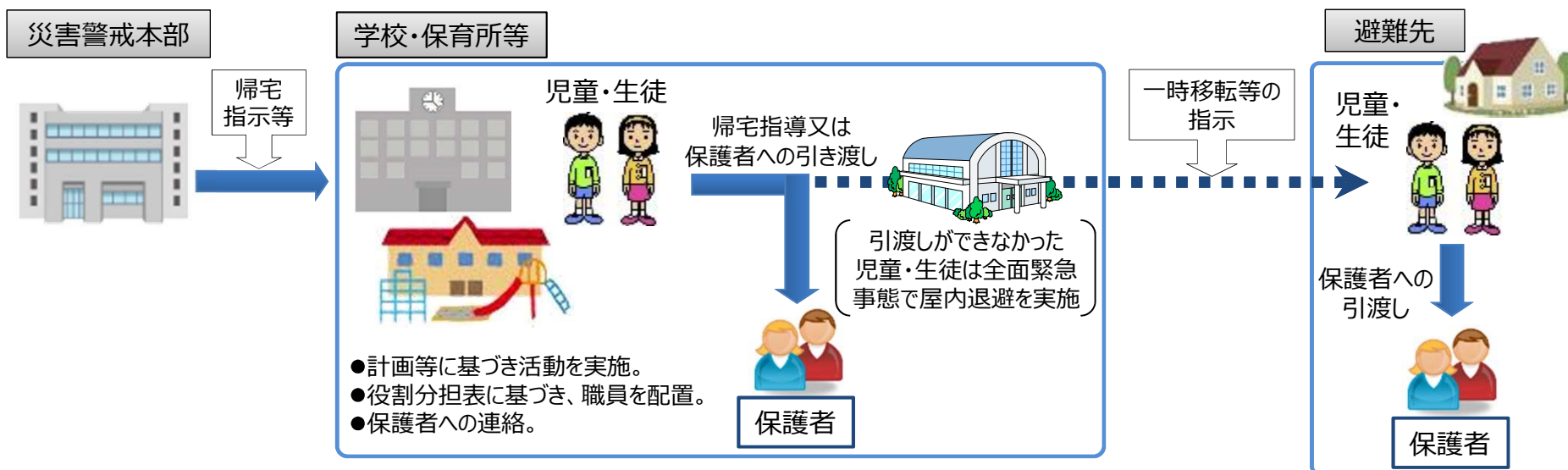
UPZ内住民の一時移転等①

- 一時移転等実施の際は、国の原子力災害対策本部、佐賀県、長崎県、福岡県及び関係市町が、住民の安全確保と一時移転等の円滑な実施のため、実施に係る実務（避難所の準備、避難経路の確認、輸送手段の確保、避難退域時検査及び簡易除染の実施体制、地域毎の一時移転等開始時期等）の調整を行った上で、一時移転等を開始。
- UPZ内関係市町が作成した避難計画に基づき、住民の一時移転等を行う。
- なお、あらかじめ指定している避難所が使用出来ない場合は、佐賀県、長崎県、福岡県が関係市町と調整して、代替の避難所を確保。

県名	市町名 ※（ ）は対象人口	避難先 ※（ ）は受入可能人数
佐賀県 ※数値は、 H28.4.30現在	げんかいちょう 玄海町 (2,292人)	おぎし 小城市 (2,365人) 合計 (2,365人)
	からつし 唐津市 (121,148人)	ごうほくまち 江北町 (2,211人)、しろいしちょう 白石町 (7,031人)、たくし 多久市 (5,336人)、おおまちちょう 大町町 (2,912人)、佐賀市 (52,474人)、 おぎし 小城市 (10,168人)、かんざきし 神埼市 (8,600人)、かみみねちょう 上峰町 (3,098人)、とすし 鳥栖市 (11,999人)、 きやまちょう 基山町 (3,598人)、みやきちょう みやき町 (10,124人)、よしのがりちょう 吉野ヶ里町 (3,952人) 合計 (121,503人)
	いまりし 伊万里市 (56,063人)	たけおし 武雄市 (20,604人)、かしまし 鹿島市 (10,608人)、うれしのし 嬉野市 (11,070人)、ありたちょう 有田町 (8,871人)、 たらちょう 太良町 (7,847人) 合計 (59,000人)
長崎県 ※数値は、 平成28年3月31 日・4月1日現在	まつうらし 松浦市 (23,911人)	ひがしそのぎちょう 東彼杵町 (20,009人)、かわたなちょう 川棚町 (9,213人)、はさみちょう 波佐見町 (5,580人) 合計 (34,802人)
	させほし 佐世保市 (10,295人)	させほし 佐世保市南部 (13,350人) 合計 (13,350人)
	ひらどし 平戸市 (10,932人)	させほし 佐世保市西部 (9,150人)、ひらどし 平戸市南部 (4,944人) 合計 (14,094人)
	いまし 壱岐市 (15,233人)	いまし 壱岐市北部 (20,686人) 合計 (20,686人)
福岡県 ※数値は、 H28.4.1現在	いとしまし 糸島市 (14,826人)	ちくしのし 福岡市 (9,500人)、かすがし 筑紫野市 (700人)、かすがし 春日市 (700人)、おおのじょうし 大野城市 (600人)、むなかたし 宗像市 (600人)、 だざいふし 太宰府市 (500人)、こがし 古賀市 (400人)、ふくつし 福津市 (400人)、なかがわまち 那珂川町 (300人)、うみまち 宇美町 (300人)、 ささぐりまち 篠栗町 (200人)、しめまち 志免町 (300人)、すえまち 須恵町 (200人)、しんぐらまち 新宮町 (200人)、ひさやままち 久山町 (100人)、 かすやまち 粕屋町 (300人) 合計 (15,300人) 53

佐賀県、長崎県、福岡県のUPZ内の学校・保育所等の防護措置

- 佐賀県、長崎県、福岡県及び関係市町では、警戒事態でUPZ内の学校・保育所等の児童・生徒の帰宅、もしくは保護者への引き渡しを開始。
- 学校・保育所等は、計画等に基づき、児童・生徒の帰宅指導や保護者への引渡しを実施。引渡しができなかった児童・生徒は、全面緊急事態で屋内退避を実施。
- 学校・保育所等は、児童・生徒の帰宅状況や屋内退避状況について、随時、災害対策本部と連携を図る。

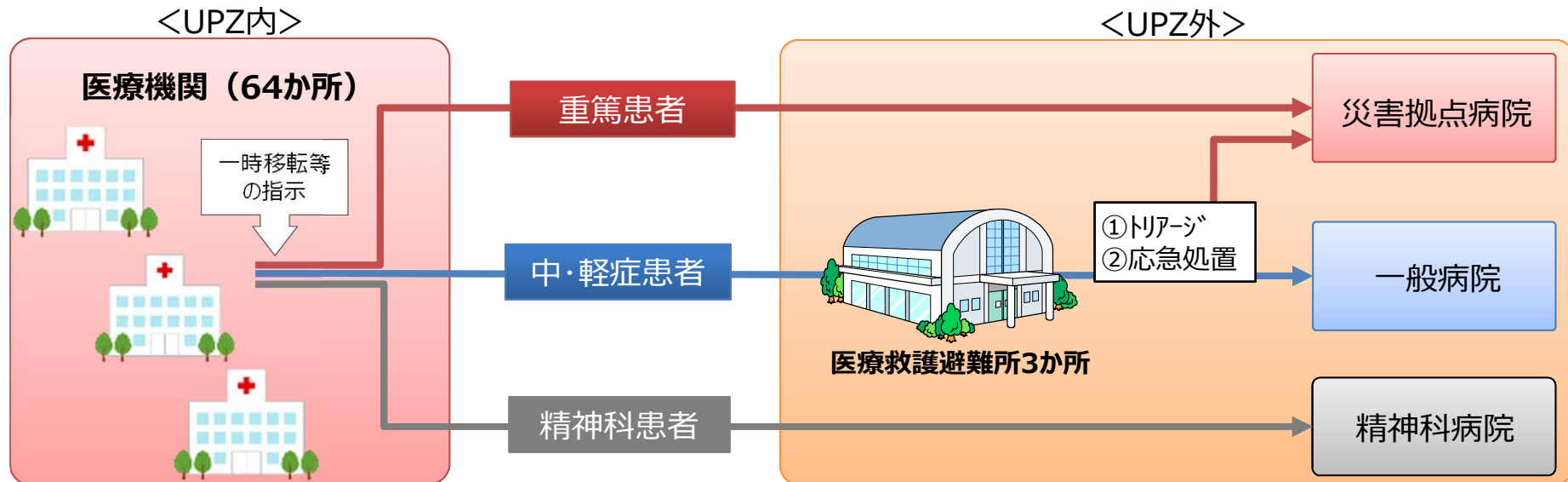


UPZ内の教育機関数	佐賀県		長崎県		福岡県		合計	
	教育機関数	児童・生徒数	教育機関数	児童・生徒数	教育機関数	児童・生徒数	教育機関数	児童・生徒数
保育所・幼稚園等	88	7,425人	48	2,315人	6	386人	142	10,126人
小学校	52	10,497人	26	3,300人	4	724人	82	14,521人
中学校	28	5,220人	15	1,715人	4	688人	47	7,623人
高等学校	10	4,538人	3	1,108人	-	-	13	5,646人
特別支援学校	2	222人	1	33人	-	-	3	255人
合計	180	27,902人	93	8,471人	14	1,798人	287	38,171人

※教育機関数は分校を含む

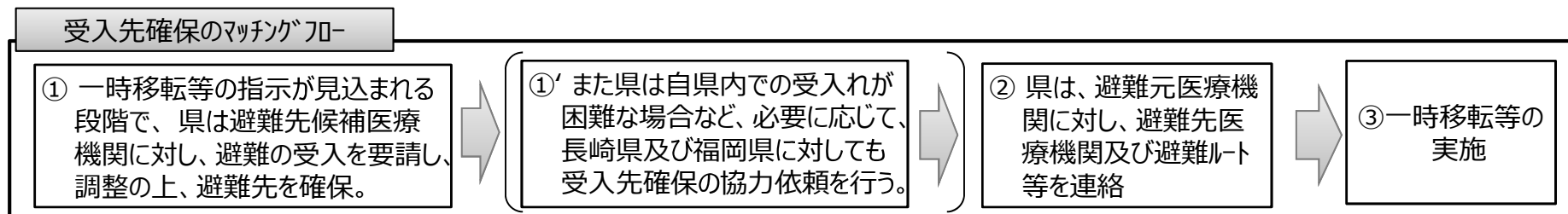
佐賀県における医療機関の受入先確保のための調整スキーム

- ▶ 佐賀県では、UPZ内にある全ての医療機関(64施設3,775人)において、個別の避難計画を策定し、避難先を確保済み。
- ▶ 一時移転等の防護措置が必要になった場合、医療機関の避難計画に基づき、佐賀県が調整し、重篤患者は災害拠点病院へ、精神科患者は精神科病院へ、中軽症患者は県が指定する医療救護避難所に移動し、その後、受け入れ先となる医療機関へ搬送。
- ▶ 受入先は、受入先確保のマッチングフローに基づき、佐賀県が県内の医療機関と調整して確保するほか、必要に応じて、長崎県・福岡県に受入先確保の協力を依頼し、各県の医療機関の中から受入先を確保。



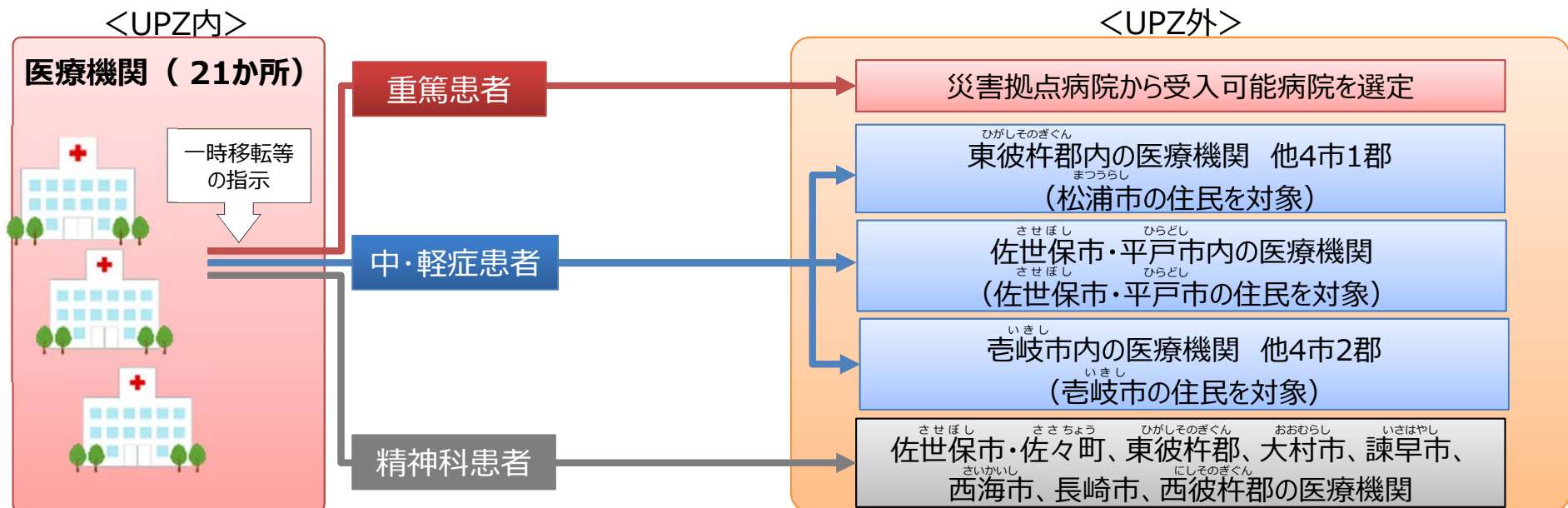
UPZ内	施設区分	施設数	入所定員
	医療機関 (病院・有床診療所)	64か所	3,775人

UPZ外	受入候補施設数	受入可能人数
	305か所	3,816人



長崎県における医療機関の受入先確保のための調整スキーム

- ▶ 長崎県では、UPZ内にある全ての医療機関(21施設1,613人)において、個別の避難計画を策定し、避難先を確保済み。
- ▶ 一時移転等の防護措置が必要になった場合、医療機関の避難計画に基づき、長崎県が調整し、重篤患者の受入可能病院を選定するとともに、精神科患者及びそれ以外の入院患者については、あらかじめ選定された市町の医療機関の中から受入先を選定。
- ▶ 受入先は、受入先確保のマッチングフローに基づき、長崎県が県内の医療機関と調整して確保。



UPZ内	施設区分	施設数	入所定員
	医療機関 (病院・有床診療所)	21か所	1,613人

UPZ外	受入候補施設数	受入可能人数
	283か所	2,002人

受入先確保のマッチングフロー

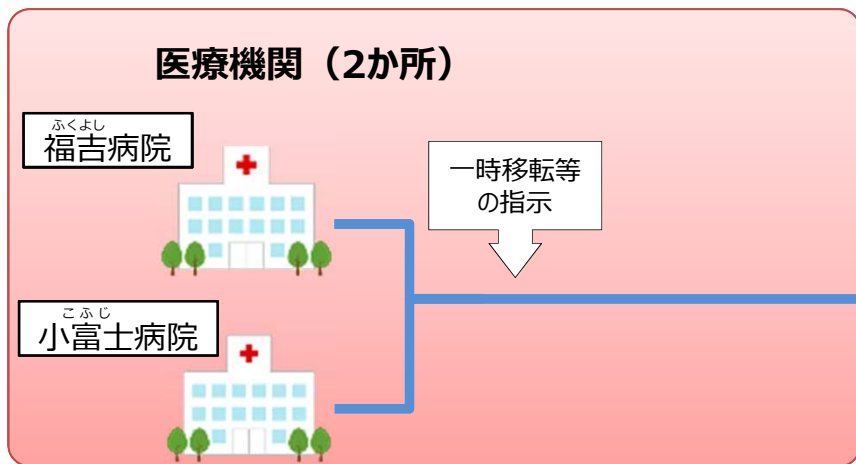
① 一時移転等の指示が見込まれる段階で、救急医療情報システム等を活用し、避難先を調整し、避難先の情報を避難元に連絡。(避難元から県に対し、必要に応じ、車両等の手配を依頼し、県は、関係機関に依頼。)

② 県は、救急医療情報システム等を活用し、避難先へ受け入れの準備を依頼。

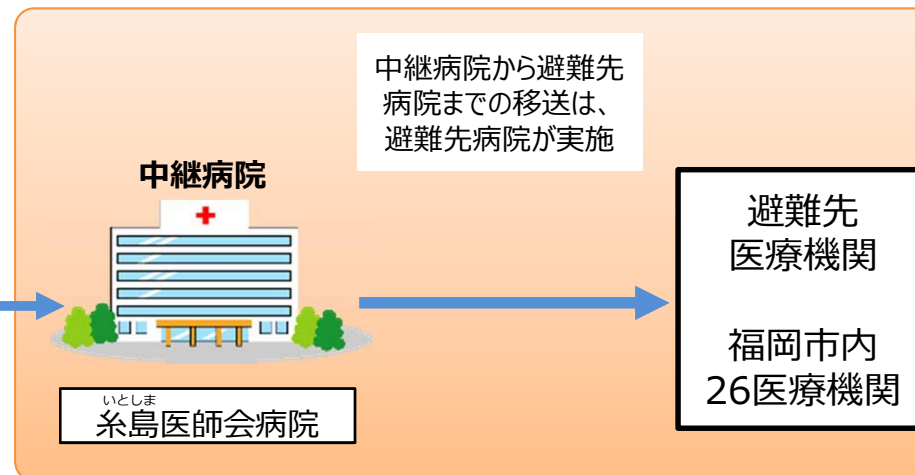
③ 一時移転等の実施

- 福岡県では、UPZ内にある全ての医療機関(2施設119人)において、個別の避難計画を作成し、避難先を確保済み。
- 一時移転等の防護措置が必要になった場合、医療機関の避難計画に基づき、中継病院を経由して避難先医療機関へ移送。
- 何らかの事情で、あらかじめ選定した避難先医療機関が使用できない場合等には、福岡県が受入れ先を調整。

<UPZ内>



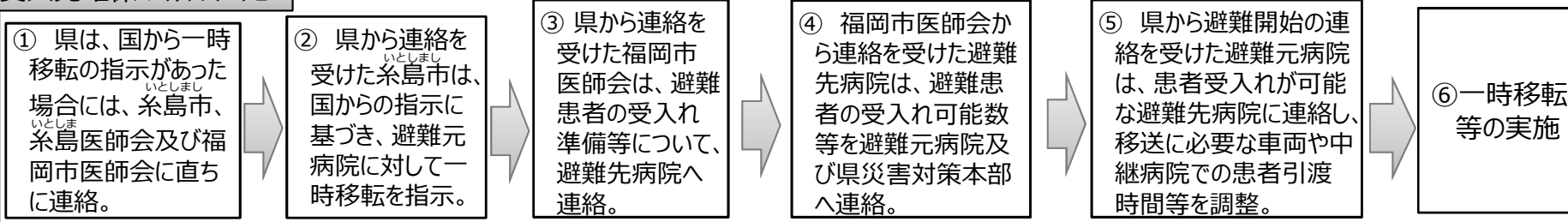
<UPZ外>



UPZ内	施設区分	施設数	入所定員
	医療機関 (病院)	2か所	119人

UPZ外	受入候補施設数	受入可能人数
	26か所	121人

受入先確保のマッチングフロー



佐賀県のUPZ内の社会福祉施設等の避難先

- 佐賀県では、UPZ内にある全ての社会福祉施設等(217施設5,541人)については、施設ごとの避難計画を作成しており、施設ごとにあらかじめ避難先施設を確保済み。
- 何らかの事情で、あらかじめ確保している避難先施設が使用できない場合には、佐賀県が受け入れ先を調整。

<UPZ内>

施設区分	施設数	入所定員
介護保険施設等	167	4,464人
障害福祉サービス事業所等	48	1,008人
児童養護施設	2	69人
合 計	217	5,541人

施設ごとの
避難先を確保

<UPZ外 (県内17市町) >

受入施設数	受入可能人数
228	4,519人
61	1,008人
2	69人
291	5,596人

- 長崎県では、UPZ内にある全ての社会福祉施設等(66施設1,674人)については、施設ごとの避難計画を作成しており、施設ごとにあらかじめ避難先施設を確保済み。
- 何らかの事情で、あらかじめ確保している避難先施設が使用できない場合には、長崎県が受け入れ先を調整。

<UPZ内>

施設区分	施設数	入所定員等
介護保険施設等	49	1,445人
障害福祉サービス事業所等	17	229人※1
児童養護施設	該当なし	該当なし
合計	66	1,674人

施設ごとの
避難先を確保

<UPZ外(県内8市町)>

受入施設数	受入可能人数
61	1,445人
13	229人
—	—
74	1,674人

※1 障害福祉サービス事業所の入所定員433名のうち、204名は施設敷地緊急事態で家族へ引渡し。残りの引渡しができない入居者229人はあらかじめ確保している避難先施設に避難。

福岡県のUPZ内の社会福祉施設等の避難先

- 福岡県では、UPZ内にある全ての社会福祉施設等(6施設387人)については、施設ごとの避難計画を作成し、施設ごとにあらかじめ避難先施設を確保済み。
- 何らかの事情で、あらかじめ確保している避難先施設が使用できない場合には、福岡県が受入れ先を調整。

< UPZ内 >

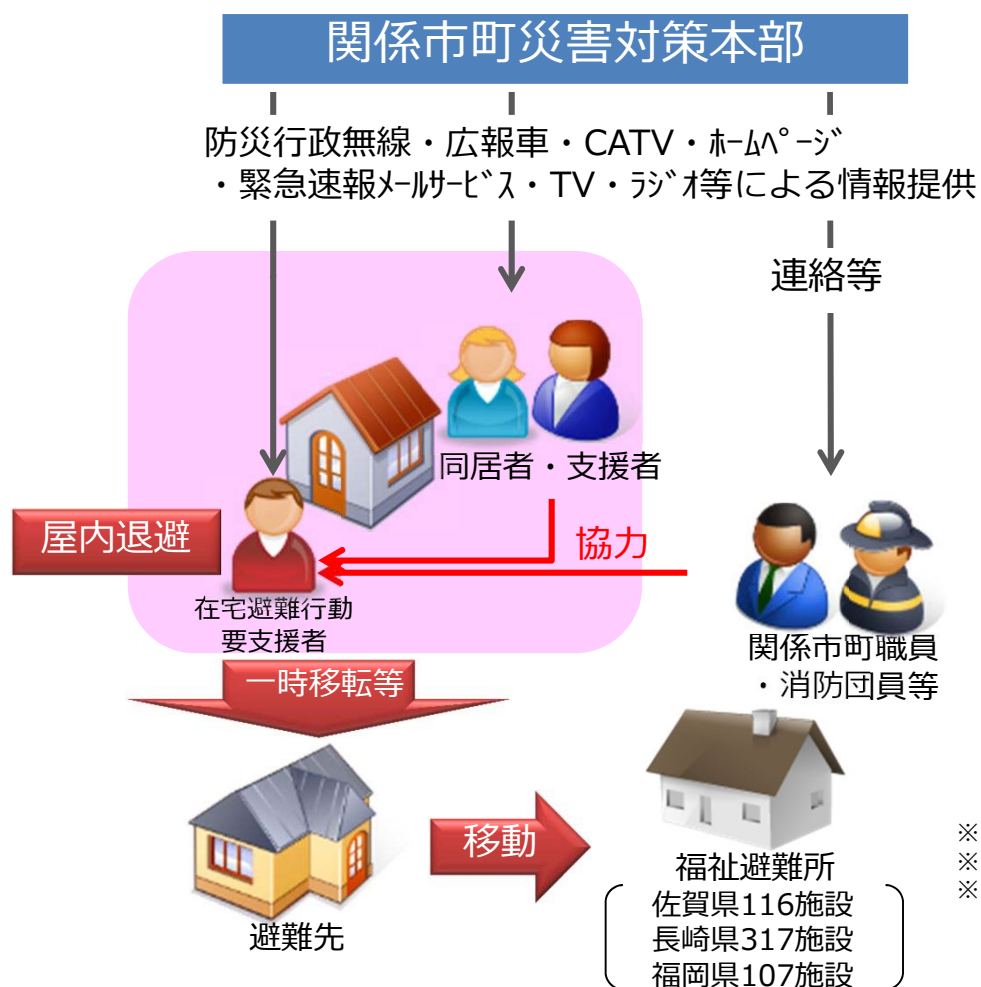
施設区分	施設数	入所定員
介護保険施設等	5	327人
障害福祉サービス事業所等	1	60人
児童養護施設	該当なし	該当なし
合計	6	387人

施設ごとの
避難先を確保

< UPZ外 (県内10市町) >

受入施設数	受入可能人数
15	375人
12	84人
—	—
27	459人

- 在宅の避難行動要支援者及び同居者並びに屋内退避や避難に協力してくれる支援者に対し、防災行政無線、広報車、CATV、ホームページ、緊急速報メールサービス、TV、ラジオ等を用いて情報提供を行い、在宅の避難行動要支援者の屋内退避・一時移転等を実施。
- 連絡が通じない場合は、関係市町職員や消防団員等が、屋内退避・一時移転等の協力を実施。
- 一時移転等が必要となった在宅の避難行動要支援者は、支援者の車両や、県などが確保するバス、福祉車両等（九州電力が配備する福祉車両を含む）で、関係市町が準備した避難先に一時移転等を行う。なお、介護ベッド等が必要な在宅の避難行動要支援者は福祉避難所等へ移動する。



UPZ 内の在宅の避難行動要支援者数（暫定値）

		UPZ内
佐賀県	玄海町 (げんかいちょう)	106人 (106人)
	唐津市 (からつし)	6,945人 (4,329人)
	伊万里市 (いまりし)	2,940人 (1,469人)
小計		9,991人 (5,904人)
長崎県	松浦市 (まつうらし)	910人 (910人)
	佐世保市 (させほし)	909人 (909人)
	平戸市 (ひらどし)	136人 (136人)
	壱岐市 (いきし)	1,798人 (1,798人)
小計		3,753人 (3,753人)
福岡県	糸島市 (いとしまし)	2,070人 (2,070人)
合計		15,814人 (11,727人)

※1 ()内は支援者有り
 ※2 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値
 ※3 支援者がいない者については、今後支援者を確保していく。また、支援者が確保できない場合においても、緊急時に消防団や自主防災組織等の避難支援等関係者と情報を共有し、避難支援等関係者による屋内退避・一時移転等の支援ができる体制を整備中。

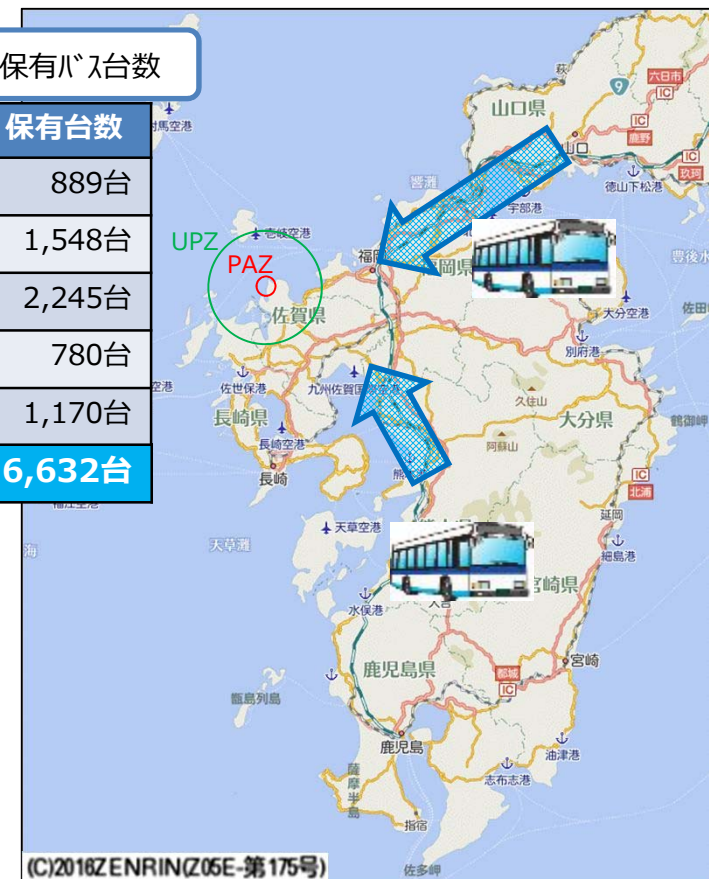
UPZ内の一時的移転に必要な輸送能力の確保

- UPZ内での一時移転は、緊急時モニタリングの結果に基づき、対象地域を特定し、1週間程度内に実施。この際、必要となる輸送能力の確保については、佐賀県、長崎県、福岡県が、県内のバス会社等から必要となる輸送手段を調達。
- 佐賀県、長崎県、福岡県内の輸送手段では不足する場合、他県との応援協定に基づき、隣接県等から輸送手段を調達。
- 佐賀県、長崎県、福岡県が確保した輸送手段で対応できない場合、原子力災害対策本部からの依頼に基づき、国土交通省が関係団体、関係事業者に対し、協力を要請することにより必要な輸送能力を確保。

バス会社		保有台数
佐賀県	26社	676台
長崎県	45社	2,030台
福岡県	32社	3,529台

九州・山口各県保有バス台数

県名	保有台数
大分県	889台
熊本県	1,548台
鹿児島県	2,245台
宮崎県	780台
山口県	1,170台
計	6,632台



※不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）に支援を要請

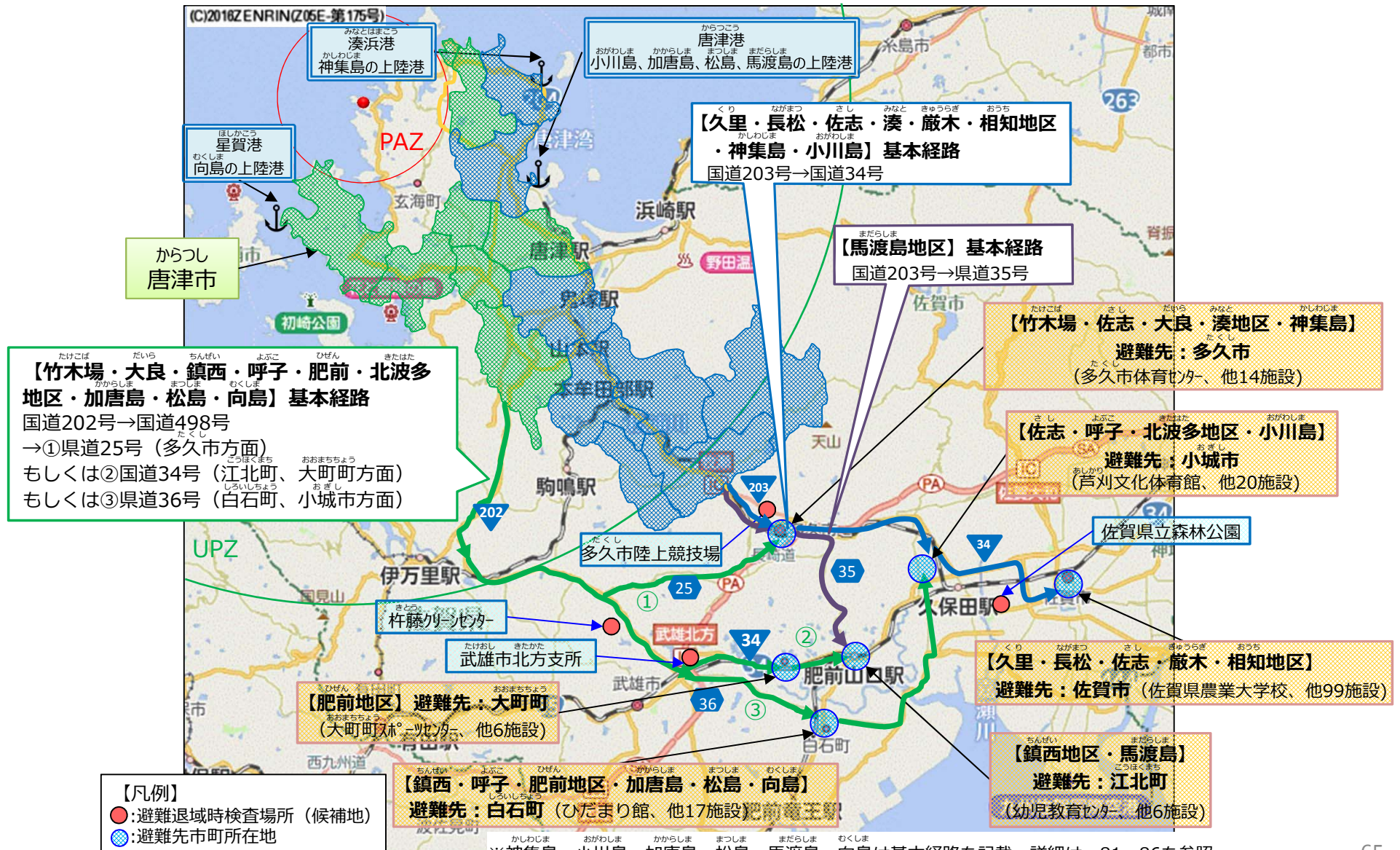
げんかいちょう 佐賀県玄海町におけるUPZ内から避難先までの主な経路

- 地域毎に予め避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。



佐賀県唐津市におけるUPZ内から避難先までの主な経路①

➤ 地域毎に予め避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。



佐賀県唐津市におけるUPZ内から避難先までの主な経路②

- 地域毎に予め避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。
- 唐津市の浜玉地区の浜崎小学校校区、鏡・半田・宇木地区の鏡山小学校校区、東唐津地区の東唐津小学校校区（以下、福岡県経由避難地区という）の住民は、西九州自動車道を利用し福岡県を經由して、佐賀県東部地区に避難を実施。

(※)道路交通情報や現地確認情報から大きな渋滞が現に発生している場合や発生することが容易に想定される場合は、佐賀県内の主要幹線道路(国道323号、国道203号等)の避難を採用する。また佐賀県災害対策本部は住民に対して福岡県経由の避難をしないように緊急速報メールを利用して呼びかけ、主要な交差点やICにおいて佐賀県の主要幹線道路への誘導を行う。



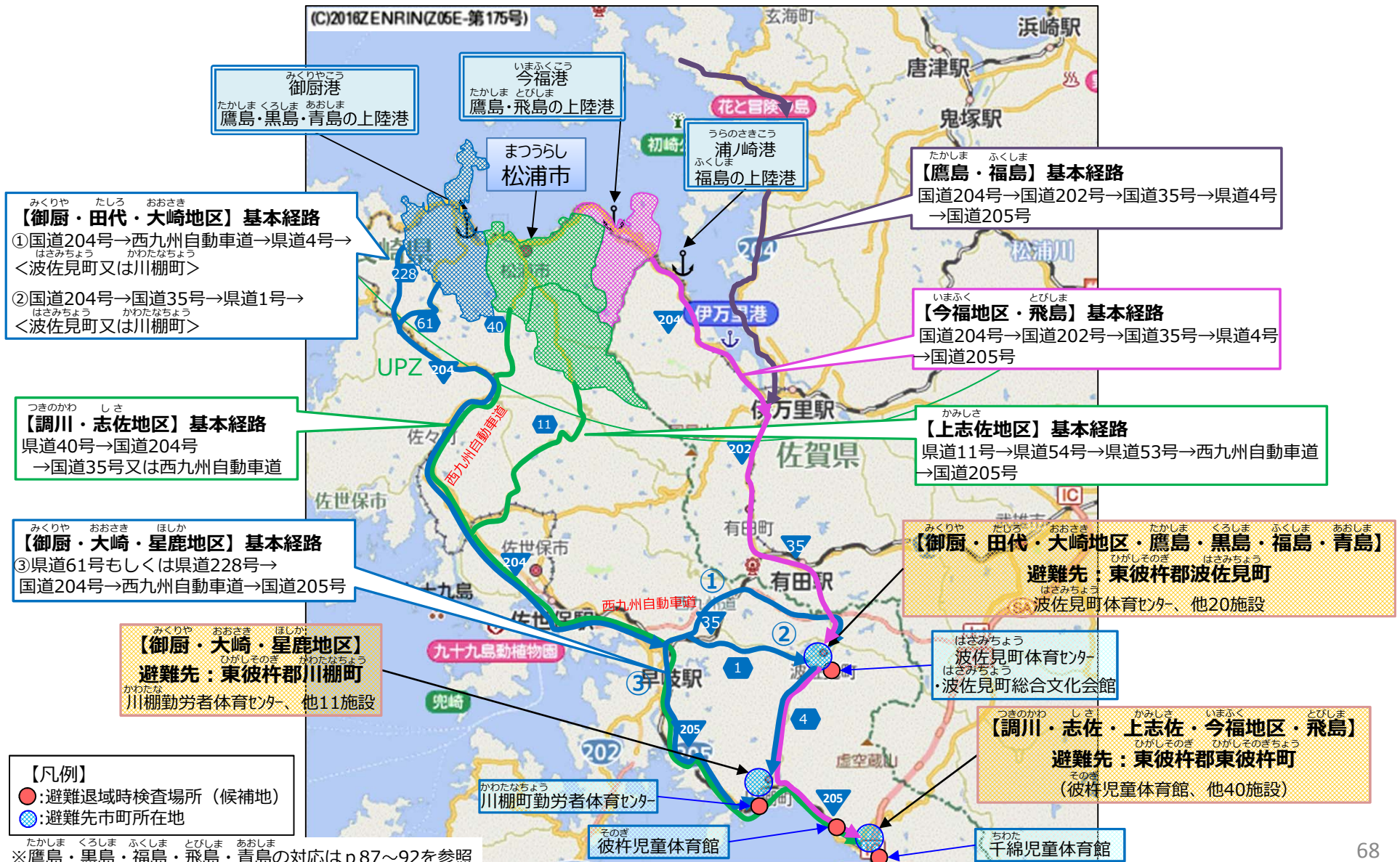
佐賀県伊万里市におけるUPZ内から避難先までの主な経路

➤ 地域毎に予め避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。



まつうらし 長崎県松浦市におけるUPZ内から避難先までの主な経路

➤ 地域毎に予め避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。



させぼし 長崎県佐世保市におけるUPZ内から避難先までの主な経路

- 地域毎に予め避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。



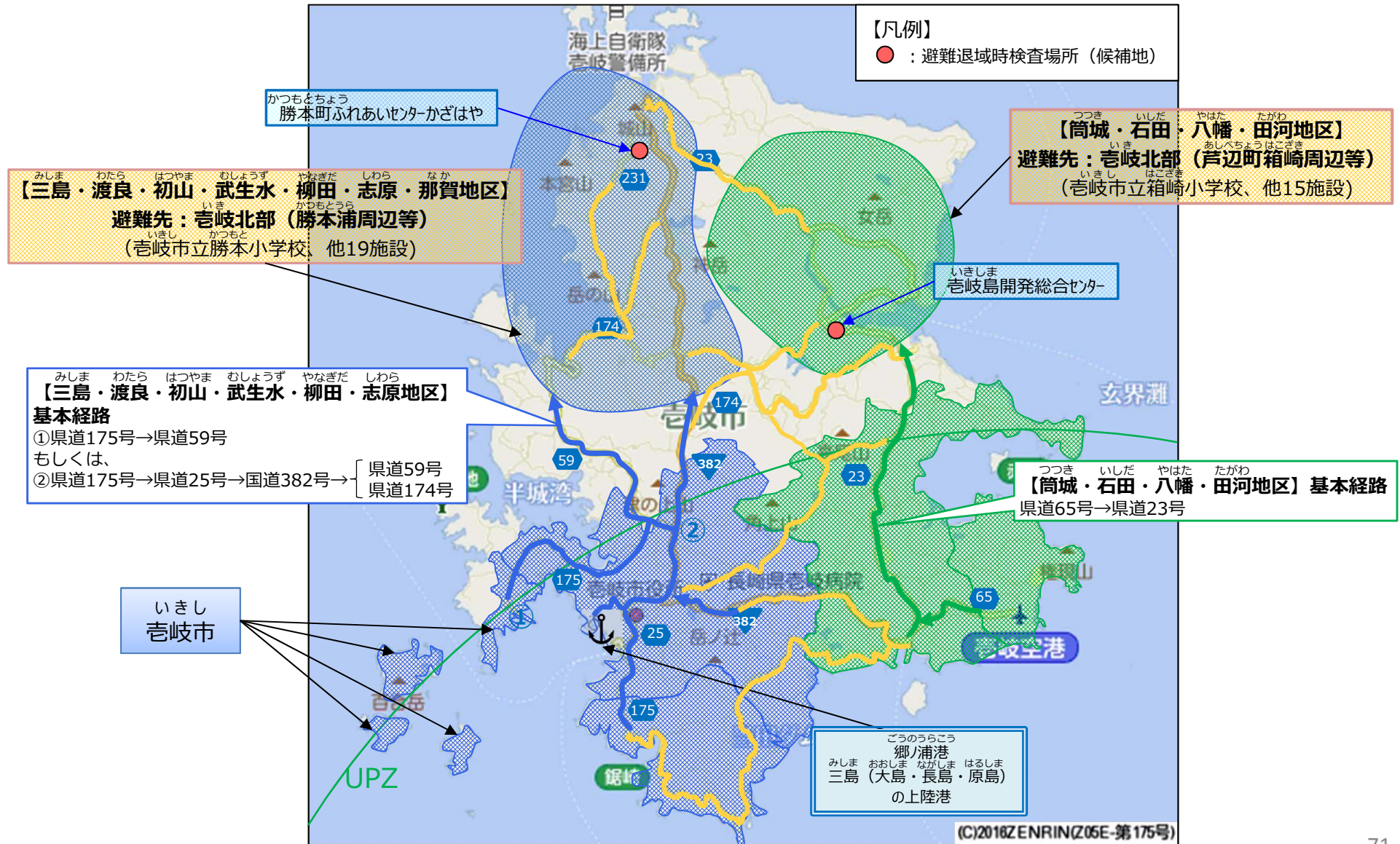
長崎県平戸市におけるUPZ内から避難先までの主な経路

➤ 地域毎に予め避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。



長崎県壱岐市におけるUPZ内から避難先までの主な経路

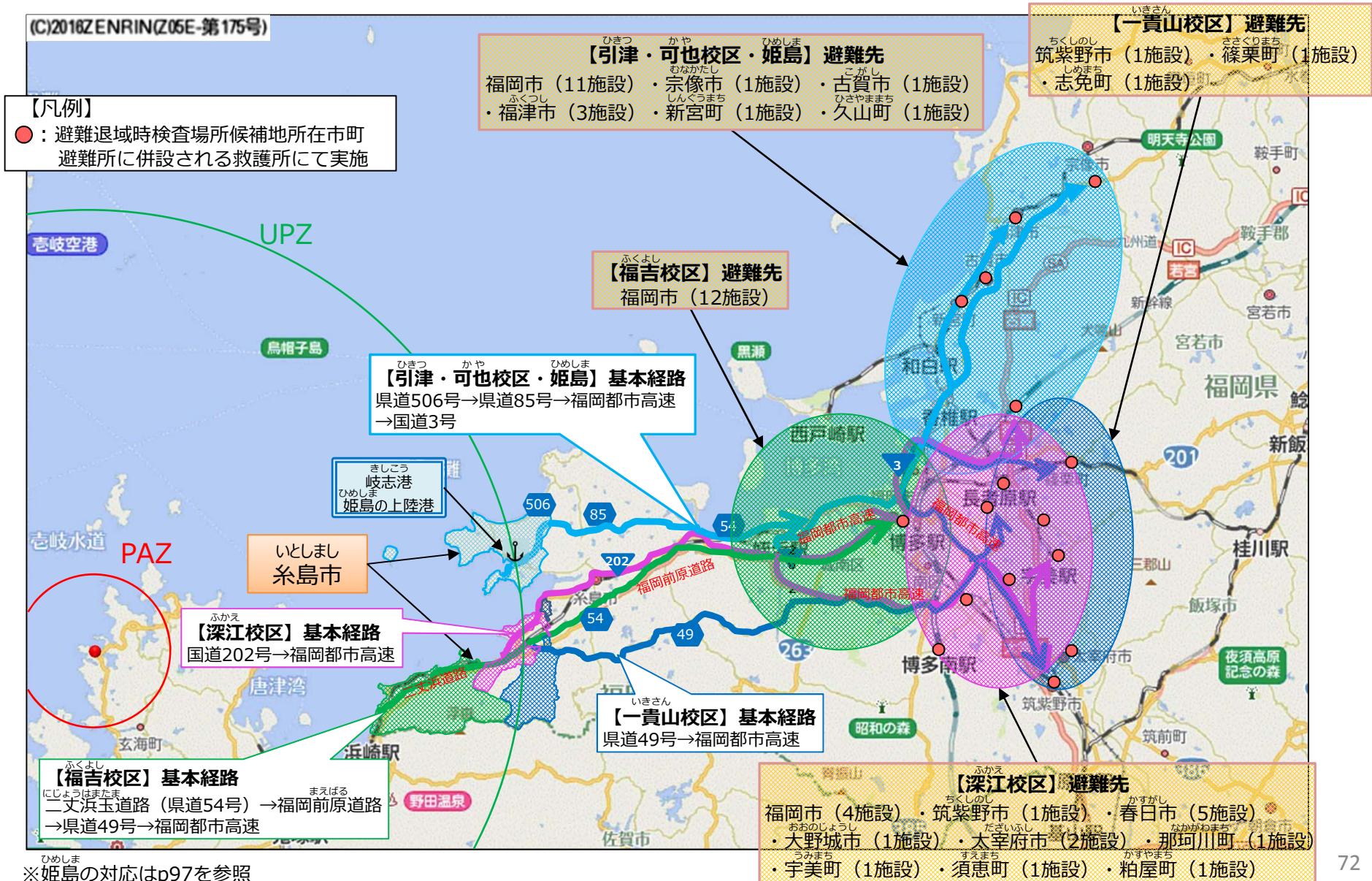
➤ 地域毎に予め避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。



※壱岐島・三島地区 (大島・長島・原島) の対応は p 96 を参照。

福岡県糸島市におけるUPZ内から避難先までの主な経路

▶ 予め避難経路を複数設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。



※姫島の対応はp97を参照

➤ 原子力災害又は地震、津波との複合災害が発生した場合、国からの支援のほか、佐賀県、長崎県、福岡県に対する関係地方公共団体からの支援策として、5つの応援協定を締結。

㉞九州地方における大規模な災害時の応援に関する協定

(佐賀県:平成23年3月7日、長崎県:平成23年3月3日
福岡県:平成23年4月26日)

【対象】

国土交通省九州地方整備局、
佐賀県土木部
長崎県土木部
福岡県土木整備部

【応援内容】

- ①施設の被害状況の把握
- ②情報連絡網の構築
- ③現地情報連絡員(リイン)の派遣
- ④災害応急措置
- ⑤その他必要と認められる事項

㉞九州・山口9県災害時応援協定 (平成23年10月31日)

【対象】

福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、
宮崎県、鹿児島県、沖縄県、山口県

【応援内容】

- ①職員の派遣
- ②食料、飲料水及び生活必需品の提供
- ③避難施設及び住宅の提供
- ④緊急輸送路及び輸送手段の確保
- ⑤医療支援
- ⑥その他応援のため必要な事項

㉞関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定 (平成23年10月31日)

【対象】

関西広域連合(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市)、九州地方知事会(福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、山口県)

【応援内容】

- ①職員の派遣
- ②食料、飲料水及び生活必需品の提供
- ③資機材の提供
- ④避難者及び傷病者の受入れ
- ⑤船舶等の輸送手段の確保
- ⑥医療支援
- ⑦その他被災府県が要請した措置

㉞全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定 (平成24年5月18日)

【応援内容】

- ①人的支援及び斡旋
 - ・救助及び応急復旧等に必要の要員
 - ・避難所の運営支援に必要な要員
 - ・支援物資の管理等に必要の要員
 - ・行政機能の補完に必要な要員
 - ・応急危険度判定士、ケーサーカー、ボランティアの斡旋
- ②物的支援及び斡旋
 - ・食料、飲料水及びその他生活必需物資
 - ・救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要の資機材及び物資
 - ・救援及び救助活動に必要な車両、船艇等
- ③施設又は業務の提供及び斡旋
 - ・ヘリコプターによる情報収集等
 - ・傷病者の受入れのための医療機関
 - ・被災者を一時収容するための施設
 - ・火葬場、ゴミ・し尿処理業務
 - ・仮設住宅用地
 - ・輸送路の確保及び物資拠点施設など物資調達及び輸送調整に関する支援
- ④前各号に定めるもののほか、特に要請のあったもの

㉞原子力災害時の相互応援に関する協定 (平成13年1月31日)

【対象】

北海道、青森県、宮城県、福島県、茨城県、新潟県、石川県、福井県、静岡県、京都府、島根県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県

【応援内容】

- ①原子力防災資機材の提供
 - ・緊急時E列が資機材
 - ・原子力防災活動資機材
 - ・緊急時医療資機材
- ②職員の派遣
 - ・緊急時E列が関係職員
 - ・緊急時医療関係職員
 - ・その他災害対策関係職員



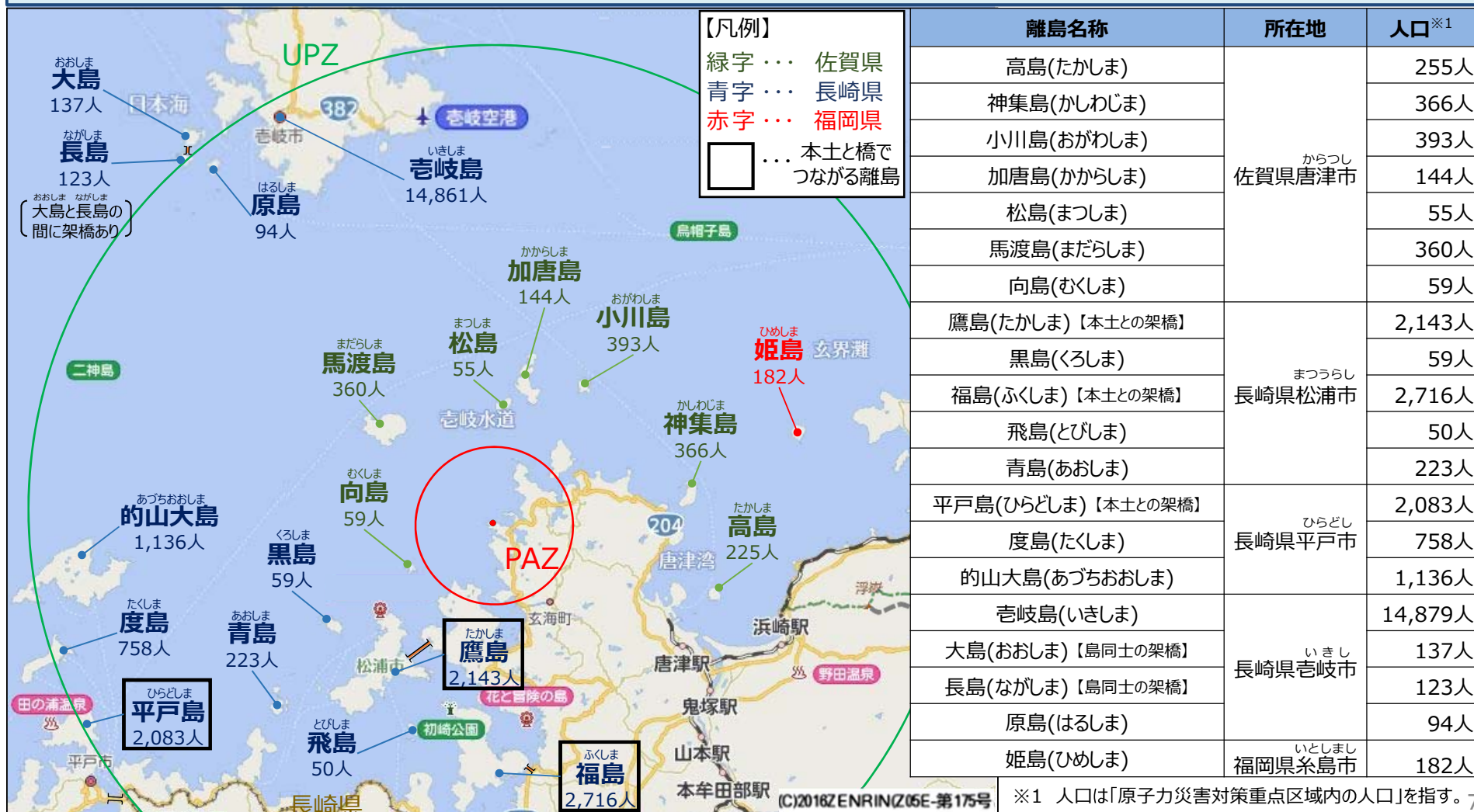
7. UPZ内の離島における対応

<対応のポイント>

1. 原子力災害時の防護措置として、島内における屋内退避の実施のほか、一時移転等の実施が必要となった場合は海路(架橋された離島や島内への一時移転が可能な場合は陸路)により島外へ一時移転等を実施。
2. 自然災害との複合災害等に備え、放射線防護対策施設等を整備するとともに、食料や飲料水等の備蓄や防災行政無線などの情報受伝達手段を確保。

UPZ内における離島の概要

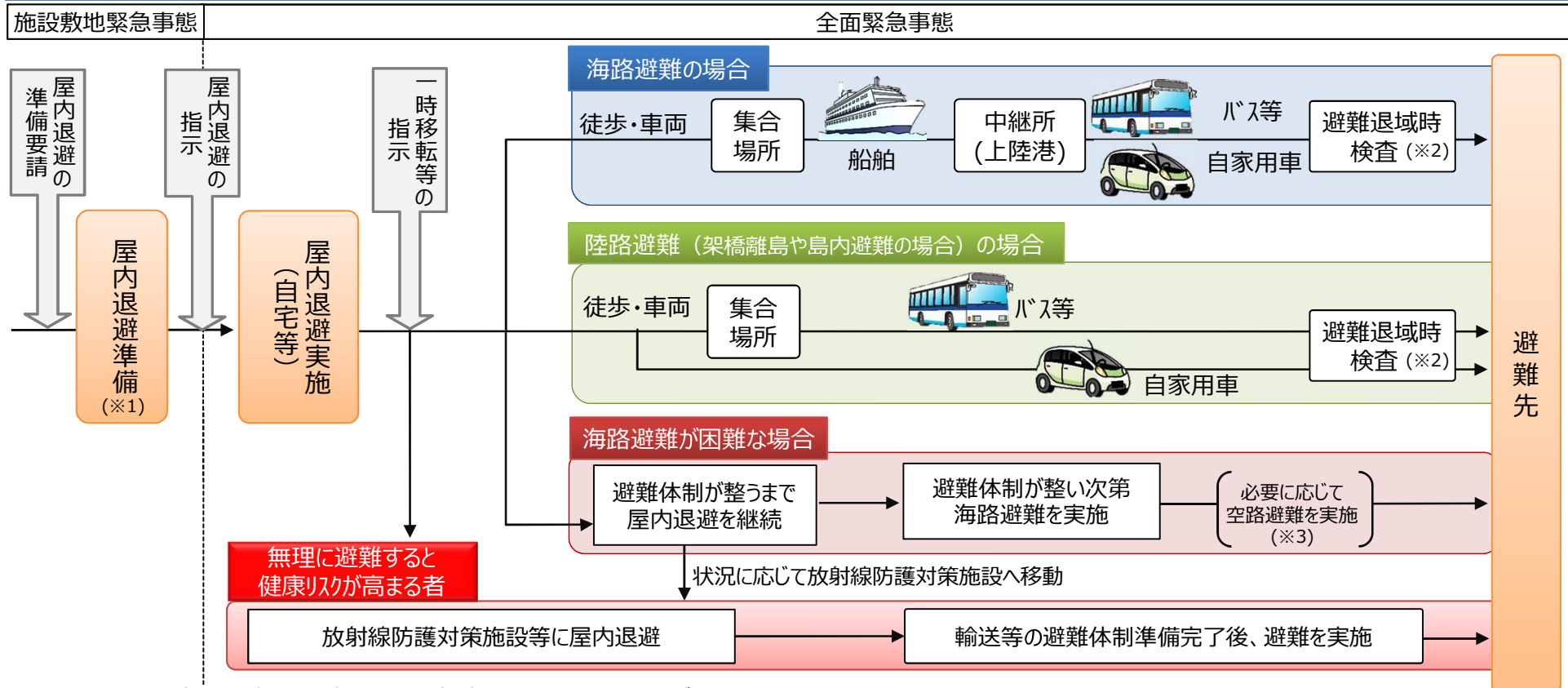
- 玄海地域では、UPZ内に20の離島(架橋された離島を含む)が存在。
- 原子力災害時の防護措置として、島内における屋内退避の実施のほか、一時移転等の実施が必要となった場合は海路(架橋された離島や島内への一時移転が可能な場合は陸路)により島外へ一時移転等を実施。また悪天候等により島外避難が出来ない場合は、避難の準備が整うまでの間、島内の放射線防護対策施設等において屋内退避を継続。
- 自然災害との複合災害等に備え、放射線防護施設等を整備するとともに、食料や飲料水等の備蓄や防災行政無線などの情報受伝達手段を確保。



※1 人口は「原子力災害対策重点区域内の人口」を指す。75

UPZ内の離島における一時移転等の基本フロー

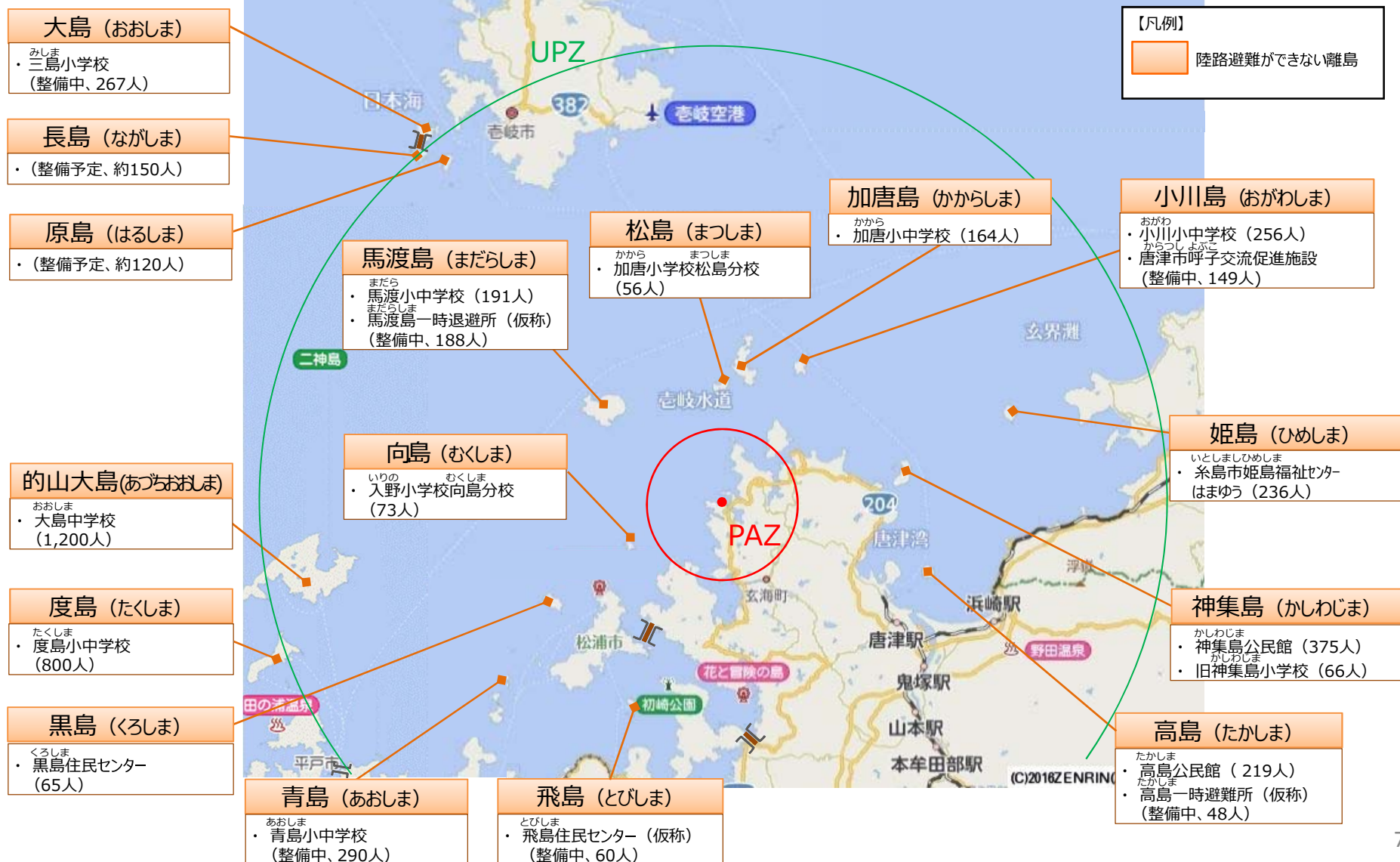
- 施設敷地緊急事態となった場合は、UPZ内の離島では放射線防護対策施設の立ち上げ等の屋内退避の準備を行うとともに、一時移転等に備えて集合場所の開設準備を行う。
- 全面緊急事態となった場合は、UPZ内の離島の住民は屋内退避を行う。その後、一時移転等を実施することとなった場合は、海路や陸路(架橋された離島や島内避難が可能な場合)により避難を実施。
- 悪天候等により船舶による避難が困難な場合や、無理に避難すると健康リスクが高まる住民は、近隣の放射線防護対策施設を含む屋内退避施設に屋内退避を継続し、避難体制が十分に整った段階で一時移転等を実施。



※1 屋内退避の準備は、集合場所の開設、放射線防護対策施設の立ち上げ等を実施
 ※2 避難退域時検査場所は、原子力災害対策重点区域の境界周辺から避難所までの避難経路上に設置
 ※3 空路避難は、各離島における「ヘリポート」(ヘリ離着陸場として指定されているヘリポートや空港等)、「臨時ヘリポート」(各県地域防災計画等で「離着陸適地」などとして記載されているグラウンド等)、「防災離着陸候補地」(過去に訓練や救急活動で使用実績がある場所、また現地調査により条件付きも含めヘリの離着陸が可能とされた場所等)を活用
 ※4 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)に支援を要請

UPZ内における離島の放射線防護対策施設の設置状況

➤ UPZ内における離島のうち、陸路で避難できない離島については、対象となる住民を収容するための屋内退避施設として、放射線防護対策施設を整備。



UPZ内の離島における初動対応

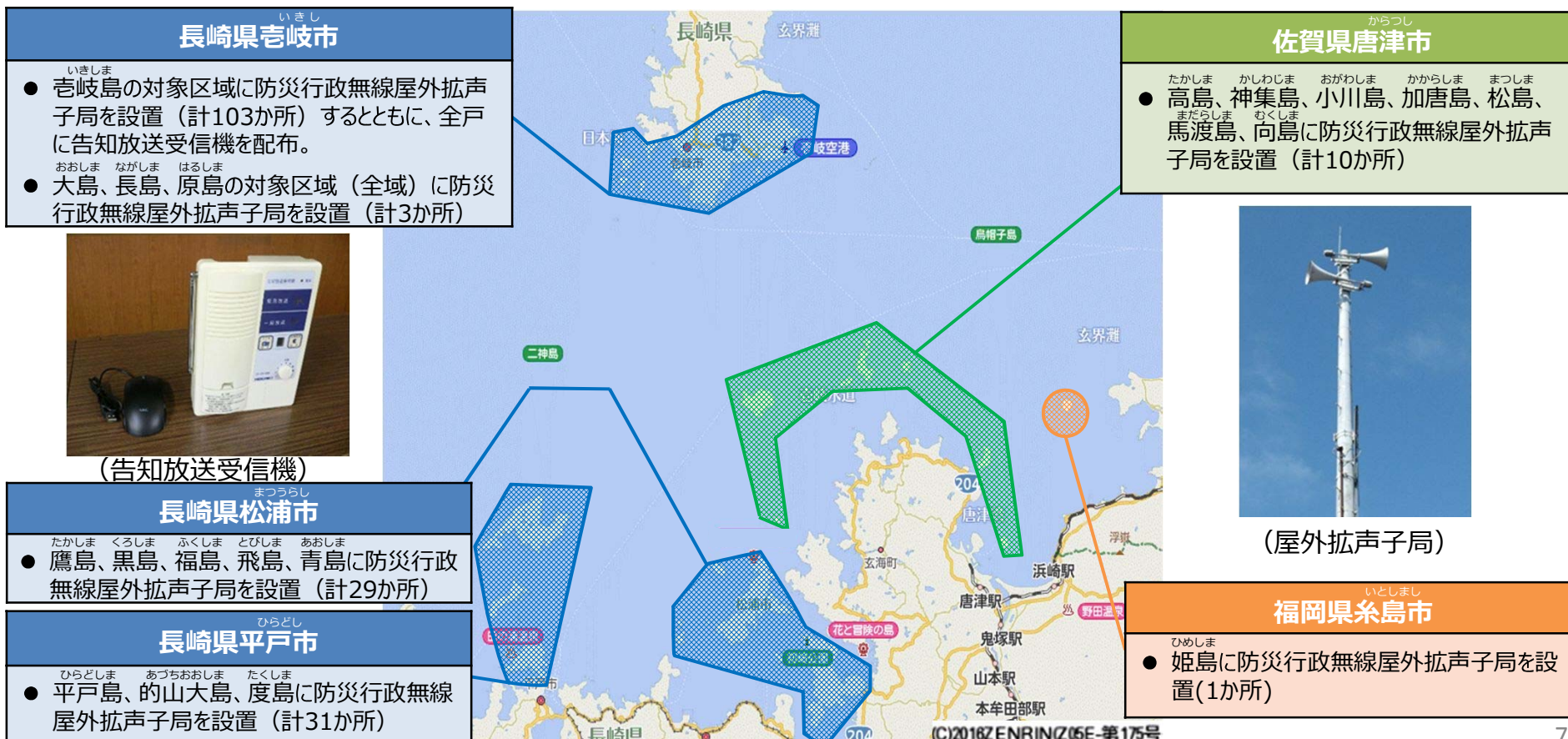
- 施設敷地緊急事態が発生した段階で、佐賀県、長崎県、福岡県からの指示により、唐津市、松浦市、平戸市、壱岐市及び糸島市は、市域の離島の自主防災組織及び消防団等に屋内退避の準備指示及び集合場所等の開設を指示。
- 指示を受けた各離島の自主防災組織及び消防団は、離島内の住民に対して屋内退避準備の情報を伝達するとともに、集合場所や放射線防護対策施設等の開設準備等を含めた、屋内退避準備を実施。

長崎県壱岐市	自主防・消防団 (組織数)	佐賀県唐津市	自主防・消防団 (組織数)
壱岐島 (いしま) ※1	102	向島 (むくしま)	1
大島 (おおしま)	2	馬渡島 (まだらしま)	1
長島 (ながしま)	2	松島 (まつしま)	1
原島 (はるしま)	2	加唐島 (かからしま)	1
		小川島 (おがわしま)	1
		神集島 (かしかじま)	1
		高島 (たかしま)	2
長崎県松浦市	自主防・消防団 (組織数)	福岡県糸島市	自主防・消防団 (組織数)
鷹島 (たかしま) ※1	4	姫島 (ひめしま)	3
黒島 (くろしま)	2		
福島 (ふくしま) ※1	10		
飛島 (とびしま)	2		
青島 (あおしま)	2		
長崎県平戸市	自主防・消防団 (組織数)		
的山大島(あづちおおしま) ※1	11		
度島 (たくしま)	4		
平戸島 (ひらどしま)	10		

※1 松浦市鷹島、福島、平戸市の的山大島、壱岐市壱岐島は、市災害警戒本部又は現地本部（支部）があることから、これらの本部・現地本部（支部）職員が自主防災組織・消防団と連携して初動対応を実施。

UPZ内の離島における住民との情報伝達

- 唐津市、松浦市、平戸市、壱岐市及び糸島市は、市域の各離島に情報伝達が可能な防災行政無線等のほか、自主防災組織連絡網、消防団による広報巡回、ホームページ等を活用し情報を伝達。
- 離島における自主防災組織や消防団は、住民への情報伝達や避難者の状況や避難誘導體制等に関する情報共有を行うため、各離島に配備している携帯端末、衛星電話、各地区の防災行政無線屋外拡声子局に設置された双方向通信機を活用。
- 離島における医療機関、社会福祉施設、学校・保育所等への情報伝達は、関係県及び関係市が連携して実施。
- 離島周辺の船舶には、関係市における漁業無線等の業務用移動通信等を活用し情報を伝達。



高島（佐賀県唐津市）における防護措置

- 唐津市は屋内退避や一時移転等の指示が出た場合、住民に対して防災行政無線等を活用するほか、自主防災組織、消防団等を通じて必要な情報を伝達。
- 一時移転等の指示が出た場合、住民は、集合場所である高島公民館等まで徒歩又は車両で移動した後、高島港から佐賀県、唐津市が確保する船舶により唐津港まで移動。その後、佐賀県、唐津市が確保するバス等により避難先となる神埼市内の神埼市立西郷小学校まで移動。なお、悪天候等により船舶による避難が困難な場合や無理に避難すると健康リスクが高まる住民は、放射線防護対策施設である高島公民館、高島一時退避所(仮称)に屋内退避。
- 屋内退避の実施に必要な生活物資等については、高島公民館、高島一時退避所(仮称)に備蓄。



避難先：神埼市
(神埼市立西郷小学校)

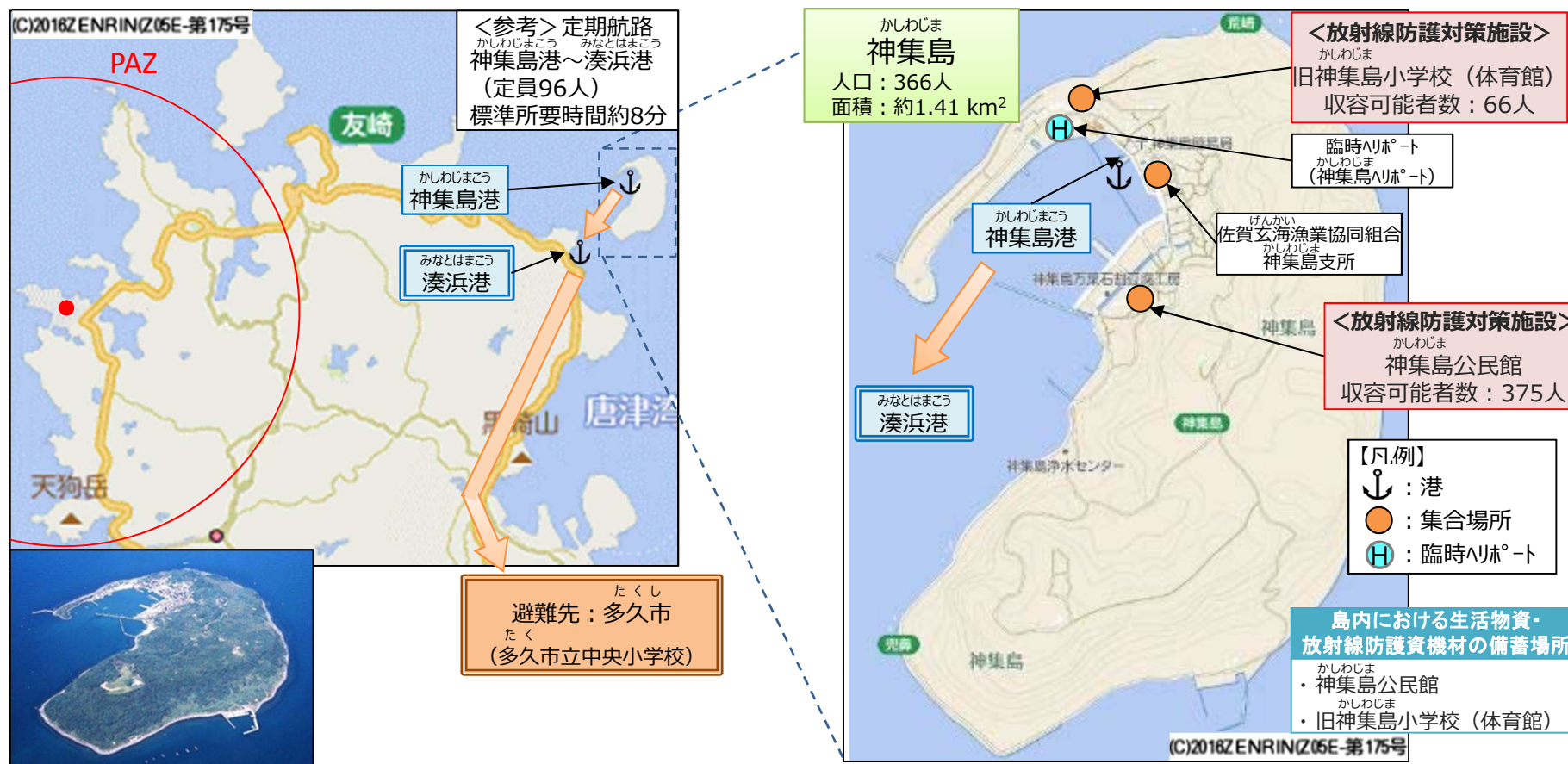


※不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)に支援を要請。

かしわじま からつし

神集島（佐賀県唐津市）における防護措置

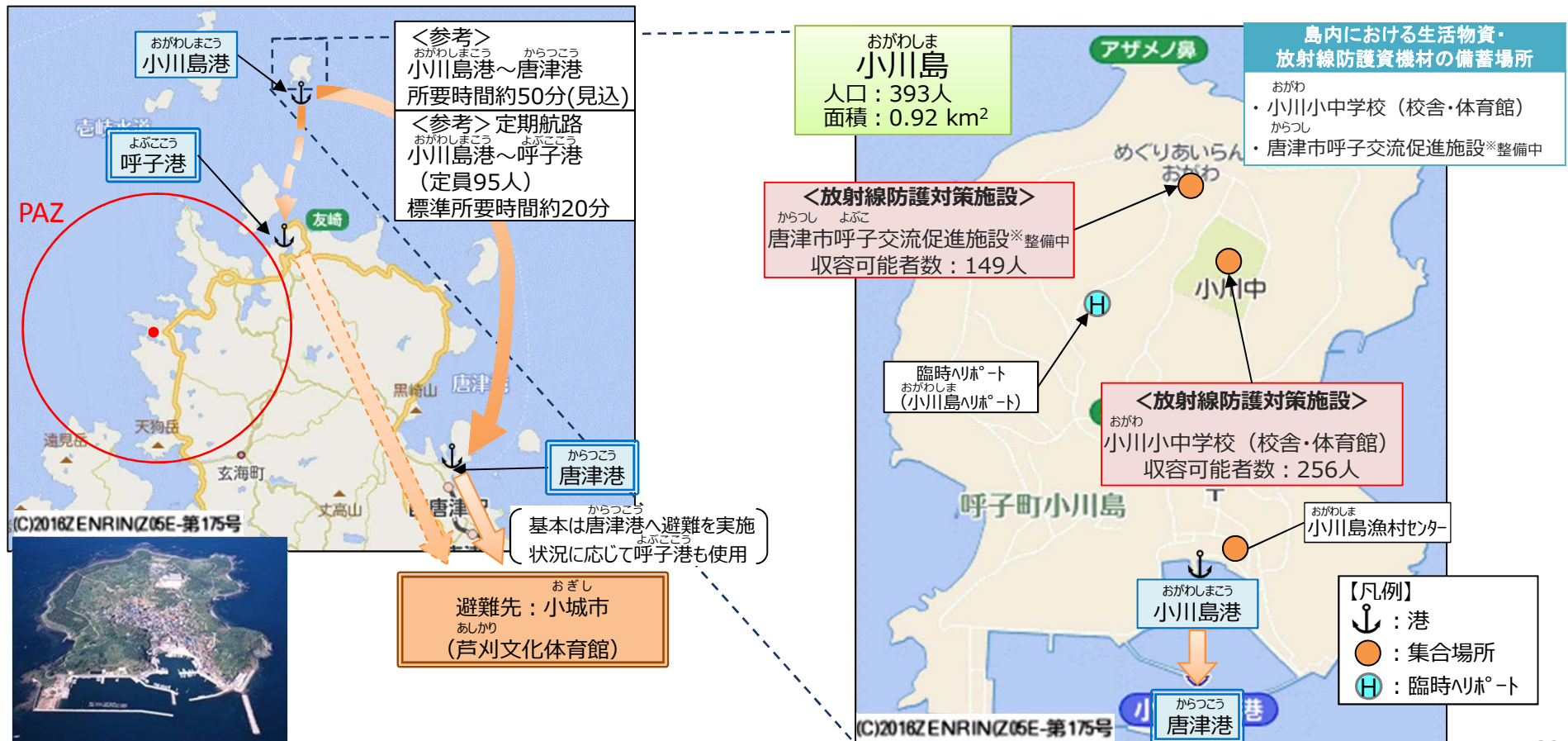
- 唐津市は屋内退避や一時移転等の指示が出た場合、対象となる住民に対して防災行政無線等を活用するほか、自主防災組織、消防団等を通じて必要な情報を伝達。
- 一時移転等の指示が出た場合、住民は、集合場所である、神集島公民館等まで徒歩又は車両で移動した後、神集島港から佐賀県、唐津市が確保する船舶により湊浜港まで移動。その後、佐賀県、唐津市が確保するバス等により避難先となる多久市内の多久市立中央小学校まで移動。なお、悪天候等により船舶による避難が困難な場合や無理に避難すると健康リスクが高まる住民は、放射線防護対策施設である神集島公民館、旧神集島小学校（体育館）に屋内退避。
- 屋内退避の実施に必要なとなる生活物資等については、神集島公民館、旧神集島小学校に備蓄。



※不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）に支援を要請。

小川島（佐賀県唐津市）における防護措置

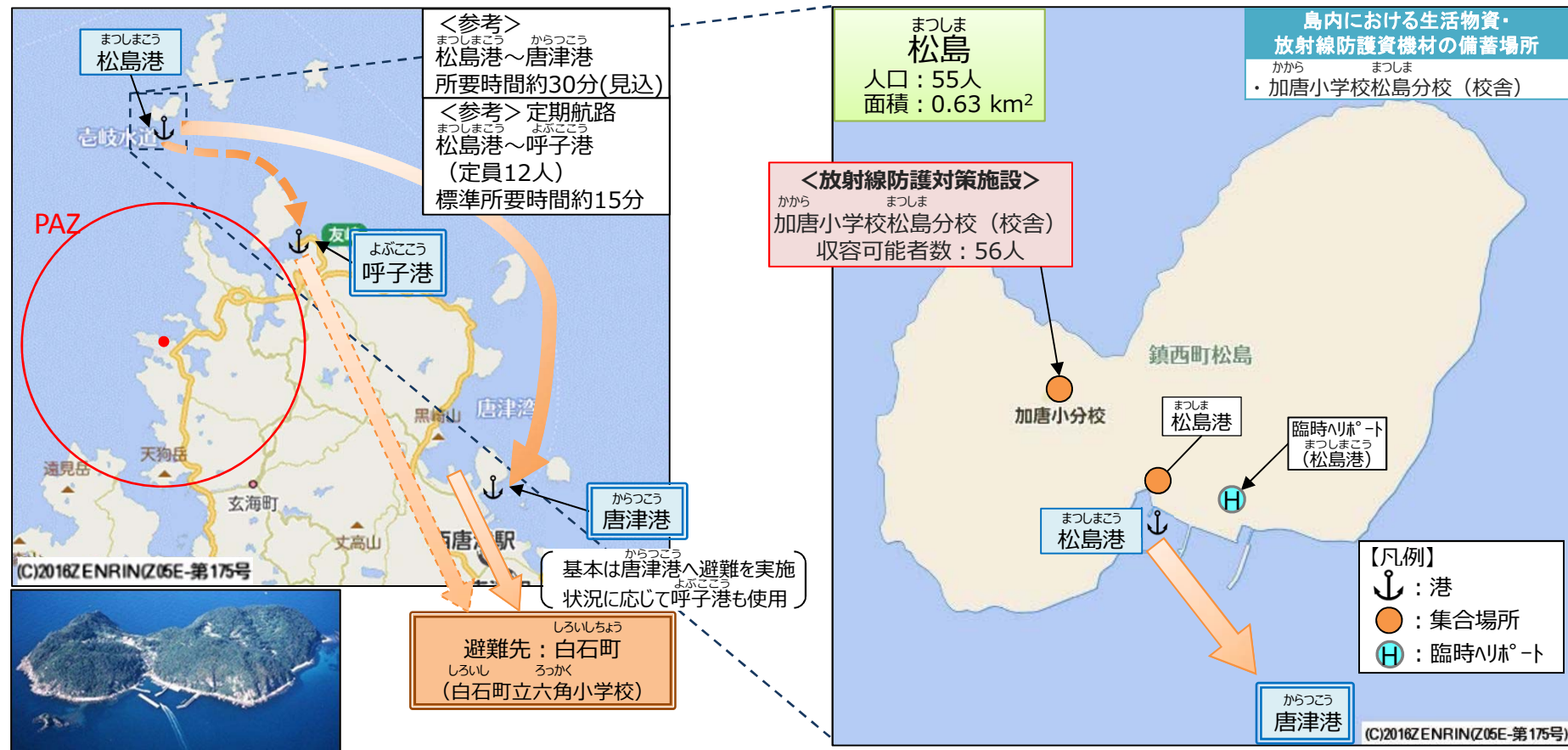
- 唐津市は屋内退避や一時移転等の指示が出た場合、対象となる住民に対して防災行政無線等を活用するほか、消防団等を通じて必要な情報を伝達。
- 一時移転等の指示が出た場合、住民は、集合場所である小川小中学校等まで徒歩又は車両で移動した後、小川島港から佐賀県、唐津市が確保する船舶により唐津港まで移動。その後、佐賀県、唐津市が確保するバス等により避難先となる小城市内の芦刈文化体育館まで移動。なお、悪天候等により船舶による避難が困難な場合や無理に避難すると健康リスクが高まる住民は、放射線防護対策施設である小川小中学校（校舎・体育館）、唐津市呼子交流促進施設に屋内退避。
- 屋内退避の実施に必要な生活物資等については、小川小中学校、唐津市呼子交流促進施設に備蓄。



※不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）に支援を要請。

まつしま からつし 松島（佐賀県唐津市）における防護措置

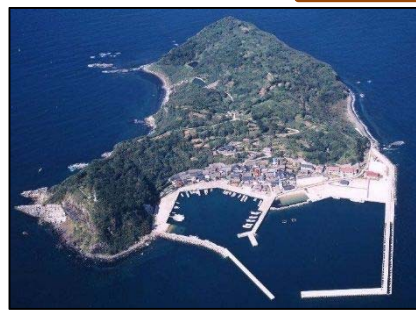
- 唐津市は屋内退避や一時移転等の指示が出た場合、対象となる住民に対して防災行政無線等を活用するほか、消防団等を通じて必要な情報を伝達。
- 一時移転等の指示が出た場合、住民は、集合場所である加唐小学校松島分校まで徒歩で移動した後、松島港から佐賀県、唐津市が確保する船舶により唐津港まで移動。その後、佐賀県、唐津市が確保するバス等により避難先となる白石町内の白石町立六角小学校まで移動。なお、悪天候等により船舶による避難が困難な場合や無理に避難すると健康リスクが高まる住民は、放射線防護対策施設である加唐小学校松島分校に屋内退避。
- 屋内退避の実施に必要な生活物資等については、加唐小学校松島分校に備蓄。



※不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)に支援を要請。

むくしま からつし 向島（佐賀県唐津市）における防護措置

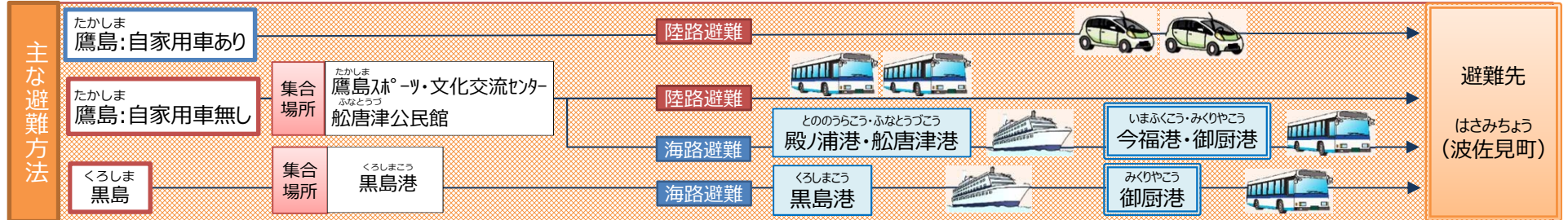
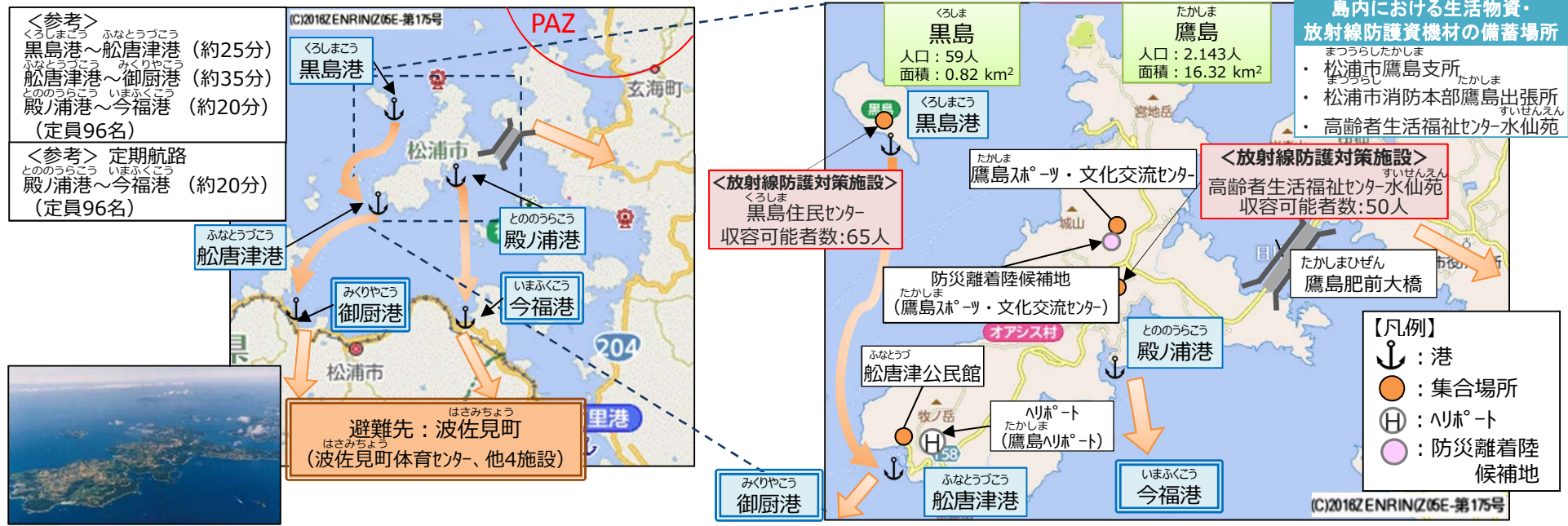
- 唐津市は屋内退避や一時移転等の指示が出た場合、対象となる住民に対して防災行政無線等を活用するほか、消防団等を通じて必要な情報を伝達。
- 一時移転等の指示が出た場合、住民は、集合場所である入野小学校向島分校（校舎）まで徒歩で移動した後、向島港から佐賀県、唐津市が確保する船舶により星賀港まで移動。その後、佐賀県、唐津市が確保するバス等により避難先となる白石町内の白石町立白石中学校まで移動。なお、悪天候等により船舶による避難が困難な場合や無理に避難すると健康リスクが高まる住民は、放射線防護対策施設である入野小学校向島分校に屋内退避。
- 屋内退避の実施に必要となる生活物資等については、入野小学校向島分校に備蓄。



※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）に支援を要請。

鷹島・黒島（長崎県松浦市）における防護措置

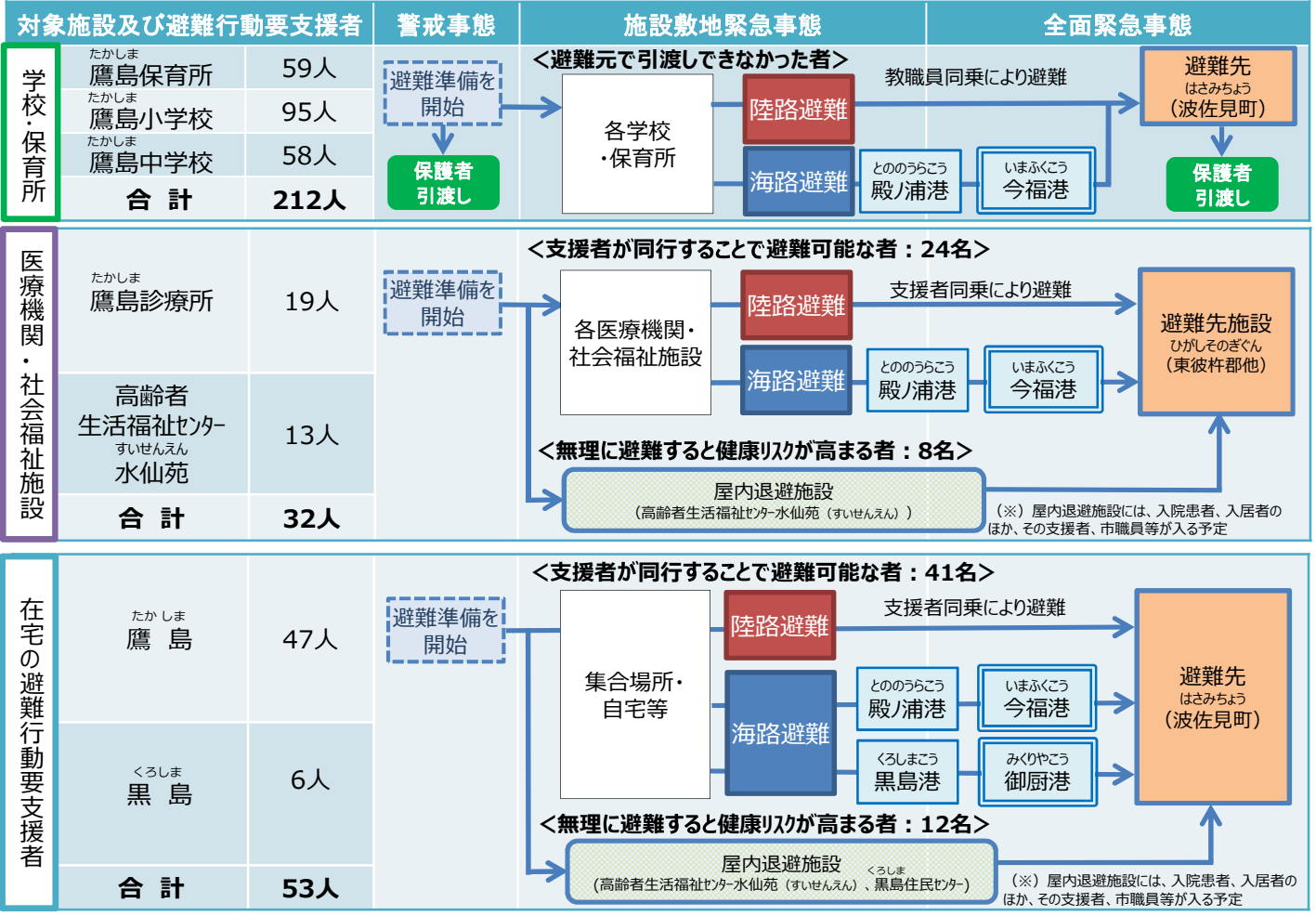
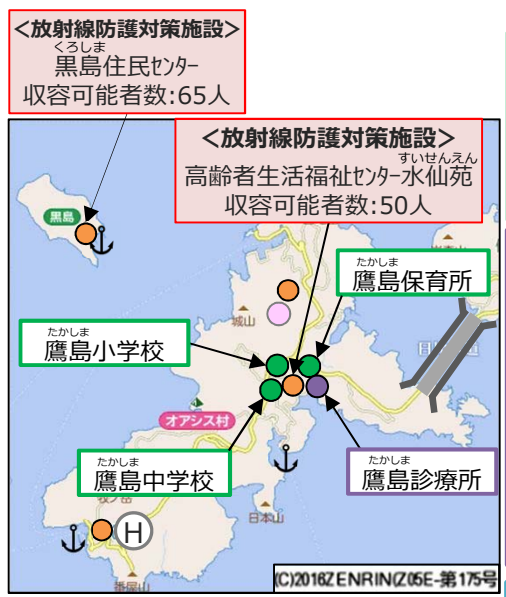
- 長崎県及び松浦市地域防災計画では、鷹島、黒島が避難することとなった場合、その地理的な条件から、通常より移動に時間がかかることが想定されるため、避難を円滑に行うために鷹島、黒島をPAZに準じた防護措置を実施する地域と位置付けている。
- 施設敷地緊急事態及び全面緊急事態で避難指示が出た場合、自家用車で避難できる者は自家用車で避難先まで移動。自家用車で避難できない者は、集合場所まで徒歩又はバスで移動し、その後、バス又は船舶により避難先へ避難。仮に陸路避難が困難な場合は、海路避難等を実施。なお無理に避難すると健康リスクが高まる住民は、放射線防護対策施設に屋内退避。
- 屋内退避の実施に必要な生活物資等については、松浦市鷹島支所等に備蓄。



※不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）に支援を要請。
 ※鷹島、黒島における観光客や民間企業の従業員等の一時滞在者は、そのほとんどが自家用車又は観光バス等を利用していることを確認。
 一時滞在者は、施設敷地緊急事態になった場合、自家用車又は観光バス等による帰宅を指示。

鷹島・黒島（長崎県松浦市）において避難を円滑に行うための対応策①
（避難行動要支援者等の避難）

- 鷹島、黒島における2つの小中学校及び1つの保育所（合計212人）は、警戒事態で授業・保育を中止し、保護者へ引き渡す。保護者へ引渡しができない児童等は、施設敷地緊急事態になった場合、長崎県又は松浦市が手配するバス、船舶で避難し、避難先において保護者に引き渡す。
- 鷹島、黒島における医療機関及び社会福祉施設（2施設32人）は、すべて避難計画を策定済。また在宅の避難行動要支援者53人全員に支援者がいることを確認。
- 支援者の同行により避難可能な住民は、支援者の車両や、長崎県、松浦市などが手配するバス、福祉車両等で避難先へ移動（九州電力が配備する車両（バス2台、福祉車両6台）を含む）。無理に避難すると健康リスクが高まる住民は、放射線防護対策施設である水仙苑又は黒島住民センターへ屋内退避を実施。



※不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）に支援を要請。

たかしま くろしま まつうらし
 鷹島・黒島（長崎県松浦市）において避難を円滑に行うための対応策②
 （自家用車で避難出来ない住民の避難）

- たかしま くろしま
 鷹島、黒島における12地区において、自家用車で避難できない住民は524人。
- たかしま
 鷹島の住民は、施設敷地緊急事態で避難準備を行い、全面緊急事態になった場合、自家用車により避難先へ移動。
 なお、自家用車で避難できない住民は、長崎県又は松浦市が手配するバスや船舶により避難先へ移動。また黒島の住民は、海路にて避難を実施。



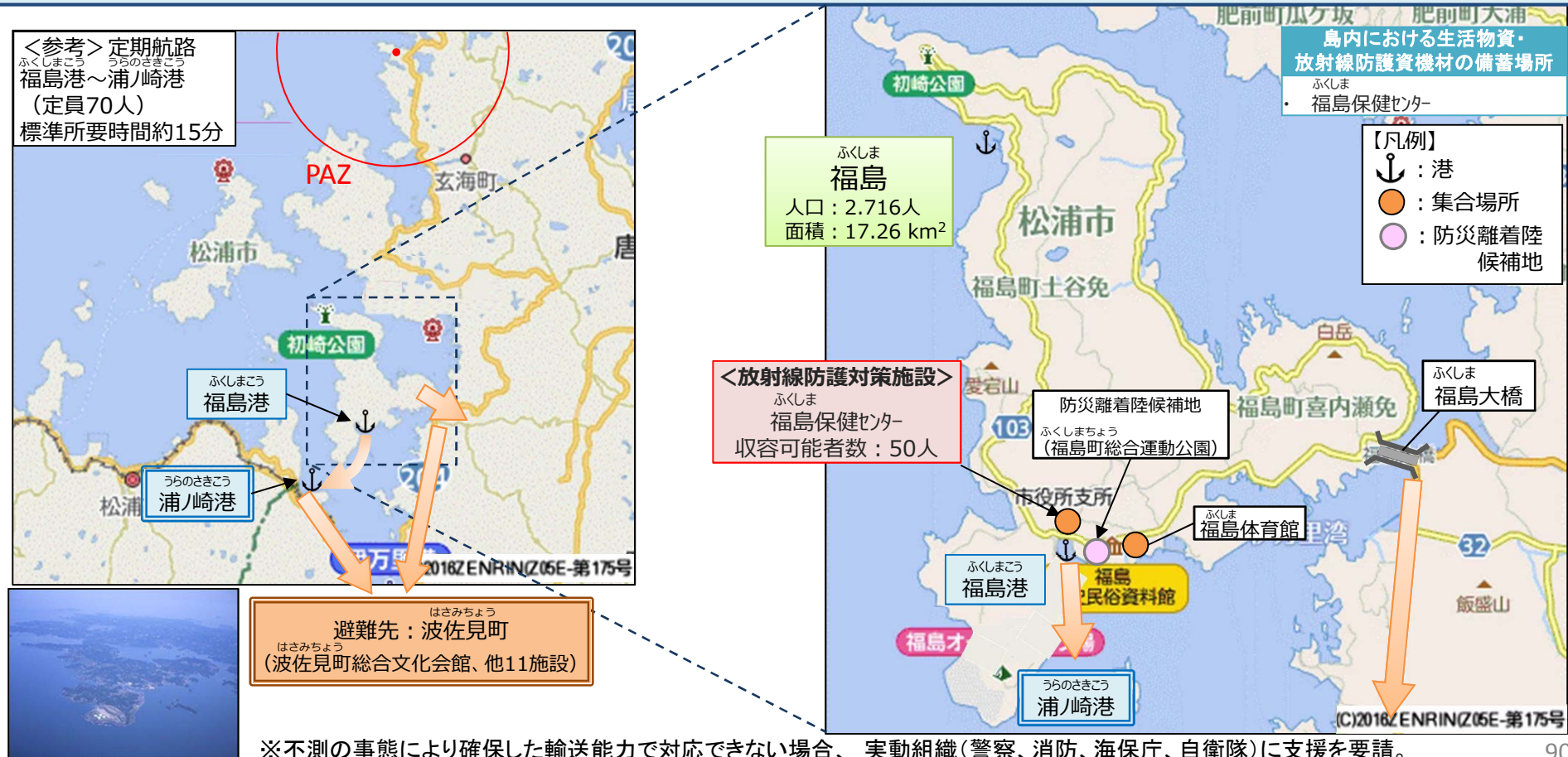
地区名	自家用車避難 できない住民数	合計	施設敷地緊急 事態の対応	全面緊急事態の 対応		
				(集合場所)	海路避難	陸路避難
くろしま 黒島	45人	45人	避難準備を 開始	(集合場所) くろしまこう 黒島港	海路避難	くろしまこう 黒島港 → みくりやこう 御厨港
あおう 阿翁	98人	401人	避難準備を 開始	(集合場所) たかしま 鷹島ｽｰｯ・文化 交流センター	陸路避難	→
あおうら 阿翁浦	115人					
ひび 日比	8人					
なかどおり 中通	94人					
とのうら 殿ノ浦	23人				海路避難	とのうらこう 殿ノ浦港 → いまふこう 今福港
こうざき 神崎	43人					
いしごう 石川	5人					
さと 里	15人					
ふなとうづ 船唐津	16人	78人	避難準備を 開始	(集合場所) ふなとうづこう 船唐津公民館	海路避難	ふなとうづこう 船唐津港 → みくりやこう 御厨港
はる 原	34人	78人	避難準備を 開始	(集合場所) ふなとうづこう 船唐津公民館	陸路避難	→
さんり 三里	28人					
合計	524人	524人	まつうらし (※松浦市におけるアンケート調査を踏まえた推計)			

避難先 (波佐見町 (はさみちょう))

※不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)に支援を要請。

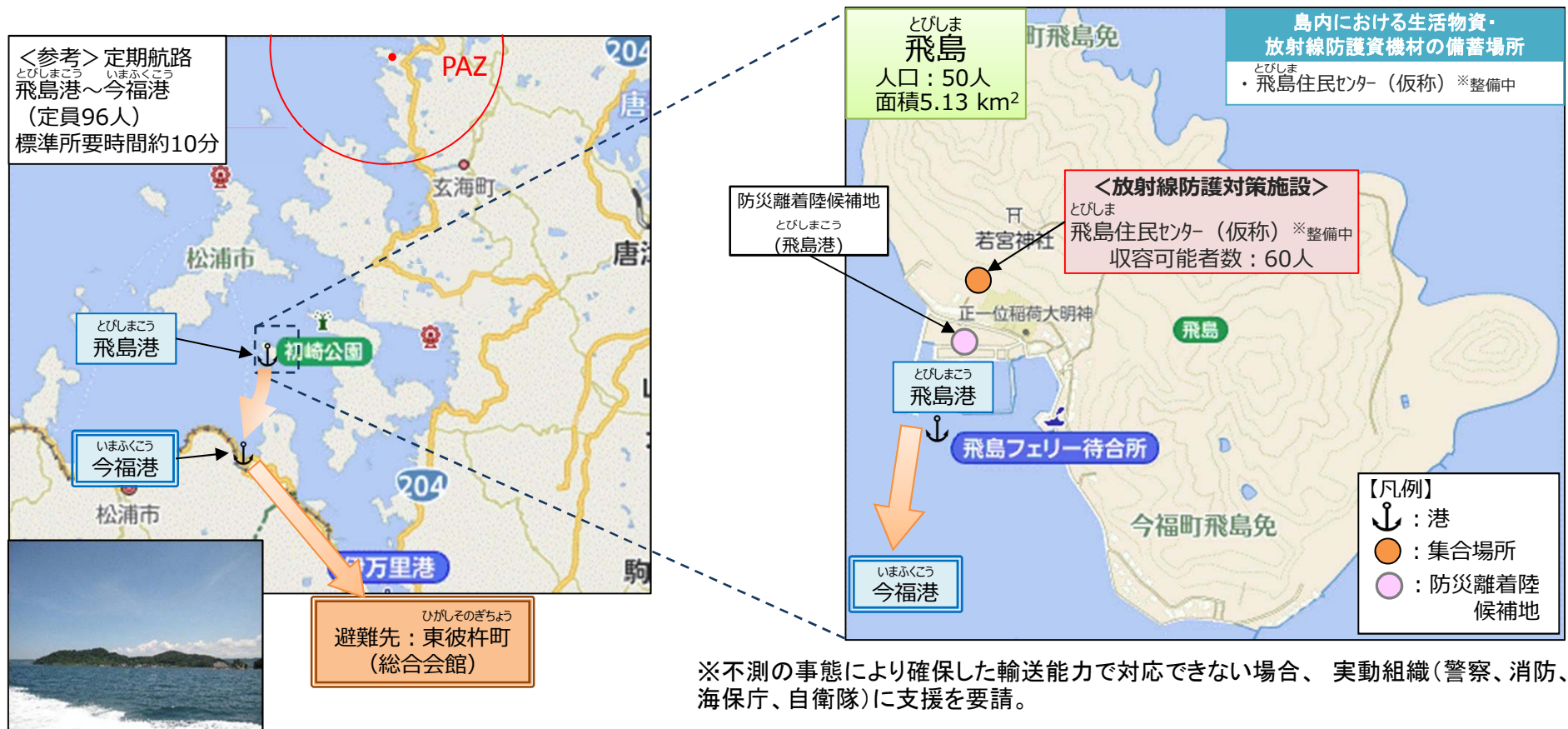
福島（長崎県松浦市）における防護措置

- 松浦市は屋内退避や一時移転等の指示が出た場合、対象となる住民に対して防災行政無線等を活用するほか、自主防災組織、消防団等を通じて必要な情報を伝達。
- 一時移転等の指示が出た場合、自家用車で避難できる住民は自家用車で避難先へ移動。自家用車で避難できない住民は、集合場所である福島体育館等まで徒歩又は車両で移動した後、長崎県、松浦市が確保するバス等により避難先となる波佐見町内の波佐見町総合文化会館ほか11施設まで移動。仮に陸路避難が困難な場合は、福島港から長崎県、松浦市が確保する船舶により浦ノ崎港まで移動し、長崎県、松浦市が確保するバス等により避難先となる波佐見町へ移動。なお、無理に避難すると健康リスクが高まる住民は、放射線防護対策施設である福島保健センターに屋内退避。
- 屋内退避の実施に必要となる生活物資等については、福島保健センターに備蓄。



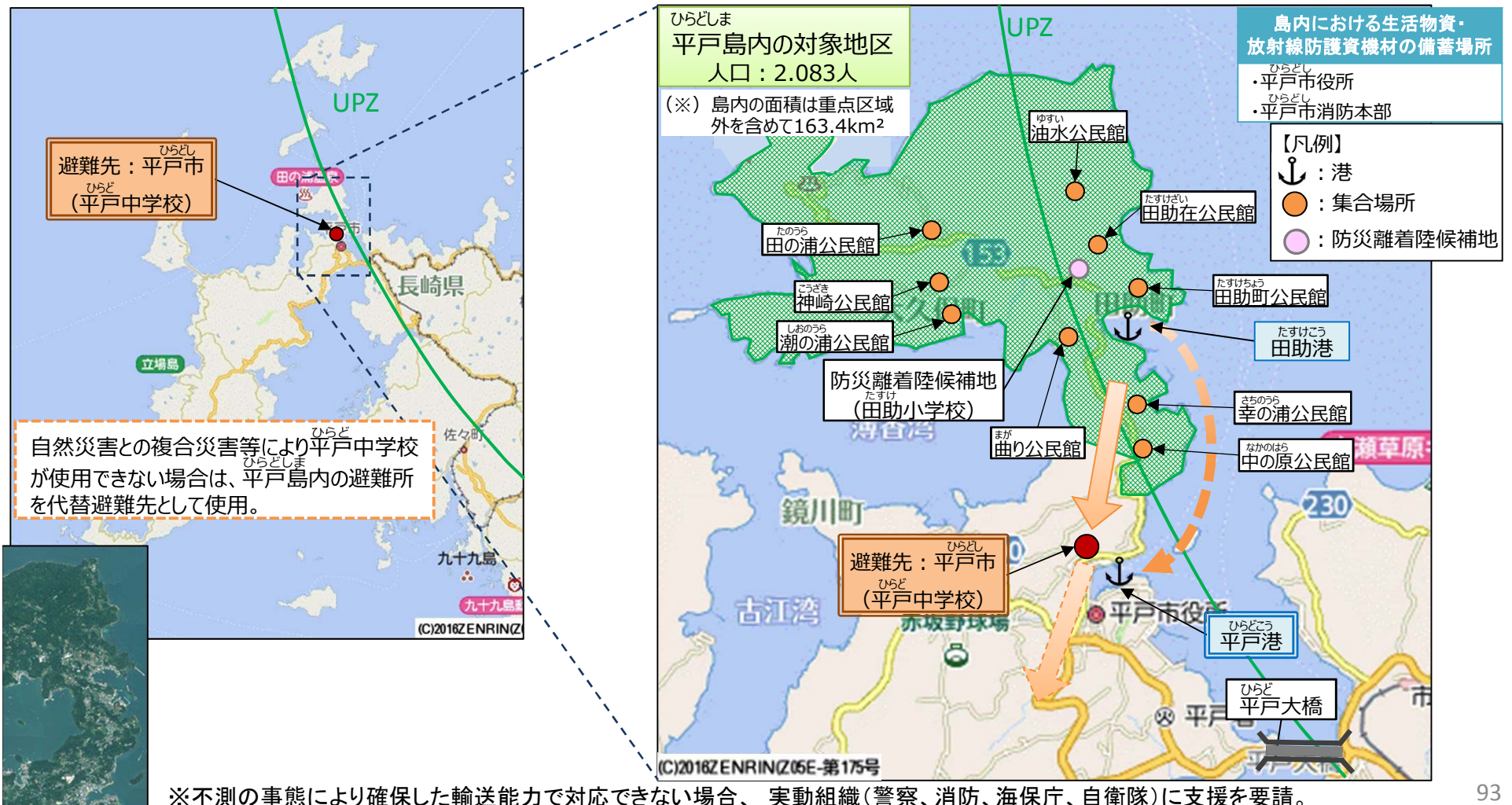
とびしま まつうらし 飛島（長崎県松浦市）における防護措置

- 松浦市は屋内退避や一時移転等の指示が出た場合、対象となる住民に対して防災行政無線等を活用するほか、自主防災組織、消防団等を通じて必要な情報を伝達。
- 一時移転等の指示が出た場合、住民は、避難集合場所である飛島住民センター（仮称）まで徒歩で移動した後、飛島港から長崎県、松浦市が確保する船舶により今福港まで移動。その後、長崎県、松浦市が確保するバス等により避難先となる東彼杵町内総合会館まで移動。なお、悪天候等により船舶による避難が困難な場合や無理に避難すると健康リスクが高まる住民は、放射線防護対策施設である飛島住民センター（仮称）に屋内退避。
- 屋内退避の実施に必要な生活物資等については、飛島住民センター（仮称）に備蓄。



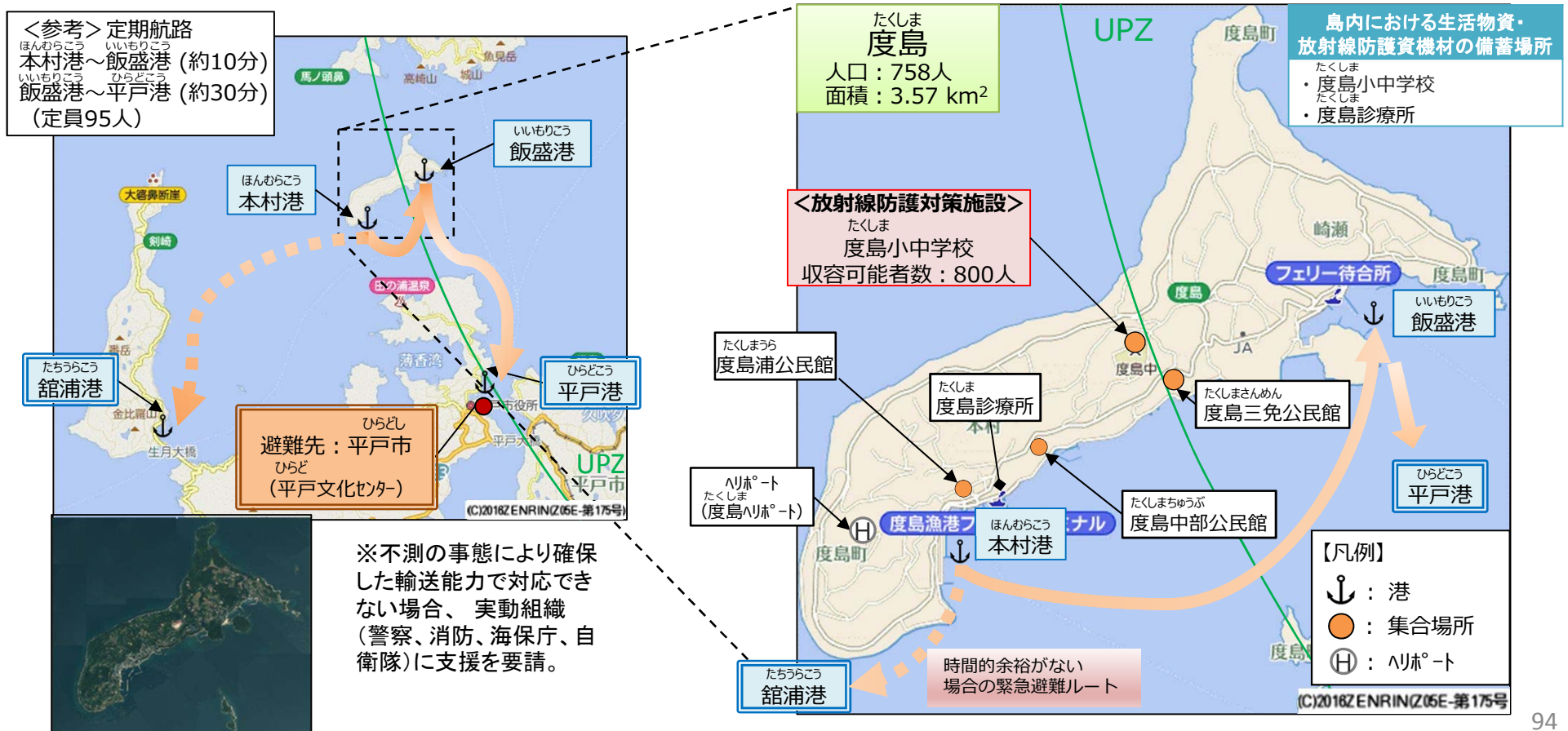
平戸島（長崎県平戸市）における防護措置

- 平戸市は屋内退避や一時移転等の指示が出た場合、対象となる住民に対して防災行政無線等を活用するほか、自主防災組織、消防団等を通じて必要な情報を伝達。
- 一時移転等の指示が出た場合、住民は、一時集合場所である各地区の公民館まで徒歩又は自家用車で移動。その後、長崎県、平戸市が確保するバス等により避難先となる平戸市内の平戸中学校まで移動。
- 仮に陸路避難ができなくなった場合、田助港から長崎県又は平戸市が確保する船舶により平戸港まで移動し、長崎県又は平戸市が確保するバス等により避難先へと平戸中学校へ移動。



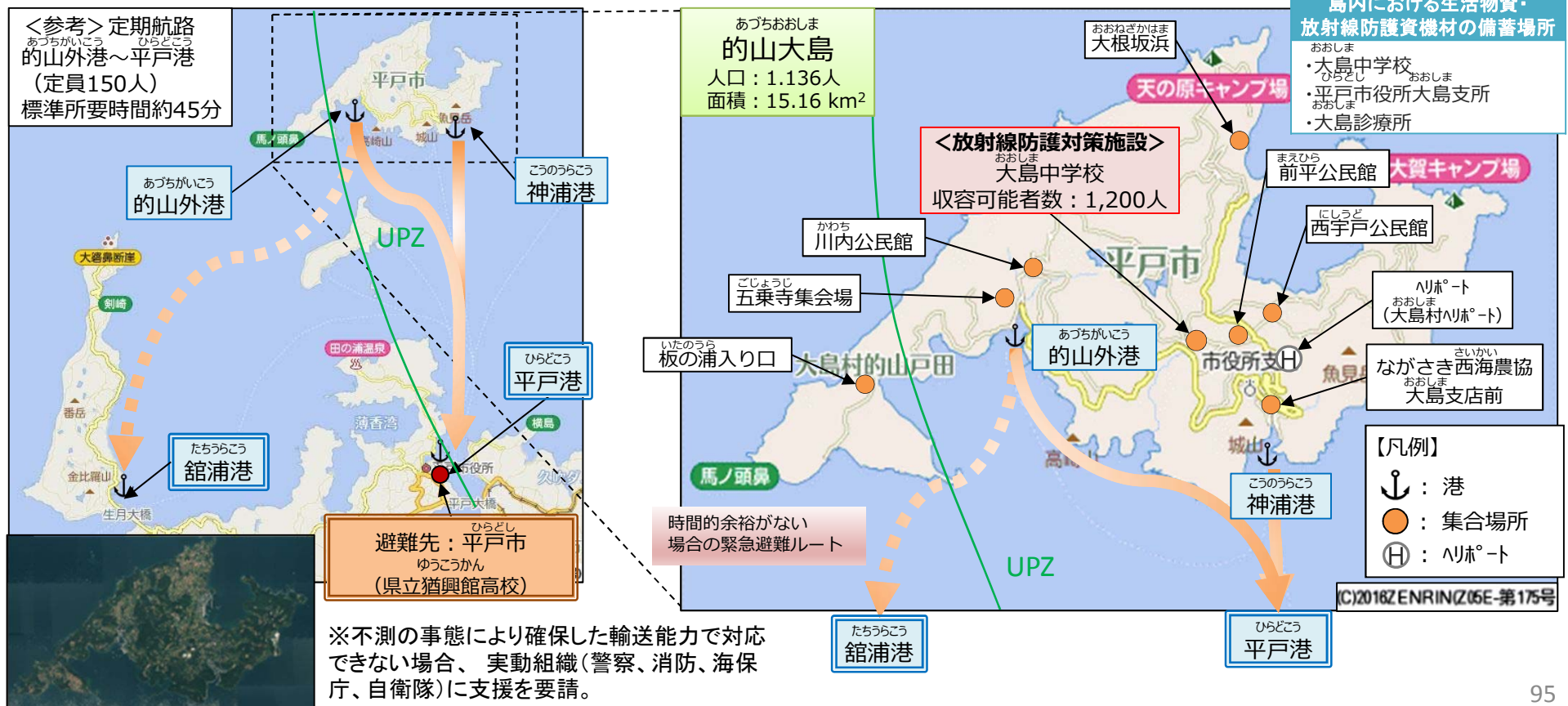
たくしま ひらどし 度島（長崎県平戸市）における防護措置

- 平戸市は屋内退避や一時移転等の指示が出た場合、対象となる住民に対して防災行政無線等を活用するほか、自主防災組織、消防団等を通じて必要な情報を伝達。
- 一時移転等の指示が出た場合、住民は、一時集合場所である3ヶ所（度島浦公民館、度島中部公民館、度島三免公民館）まで徒歩又は車両で移動した後、本村港又は飯盛港から長崎県、平戸市が確保する船舶により平戸港まで移動。その後、長崎県、平戸市が確保するバス等又は徒歩により避難先となる平戸市内の平戸文化センターまで移動。なお、悪天候等により船舶による避難が困難な場合や無理に避難すると健康リスクが高まる住民は、放射線防護対策施設である度島小中学校に屋内退避。
- 屋内退避の実施に必要なとなる生活物資等については、度島小中学校等に備蓄。



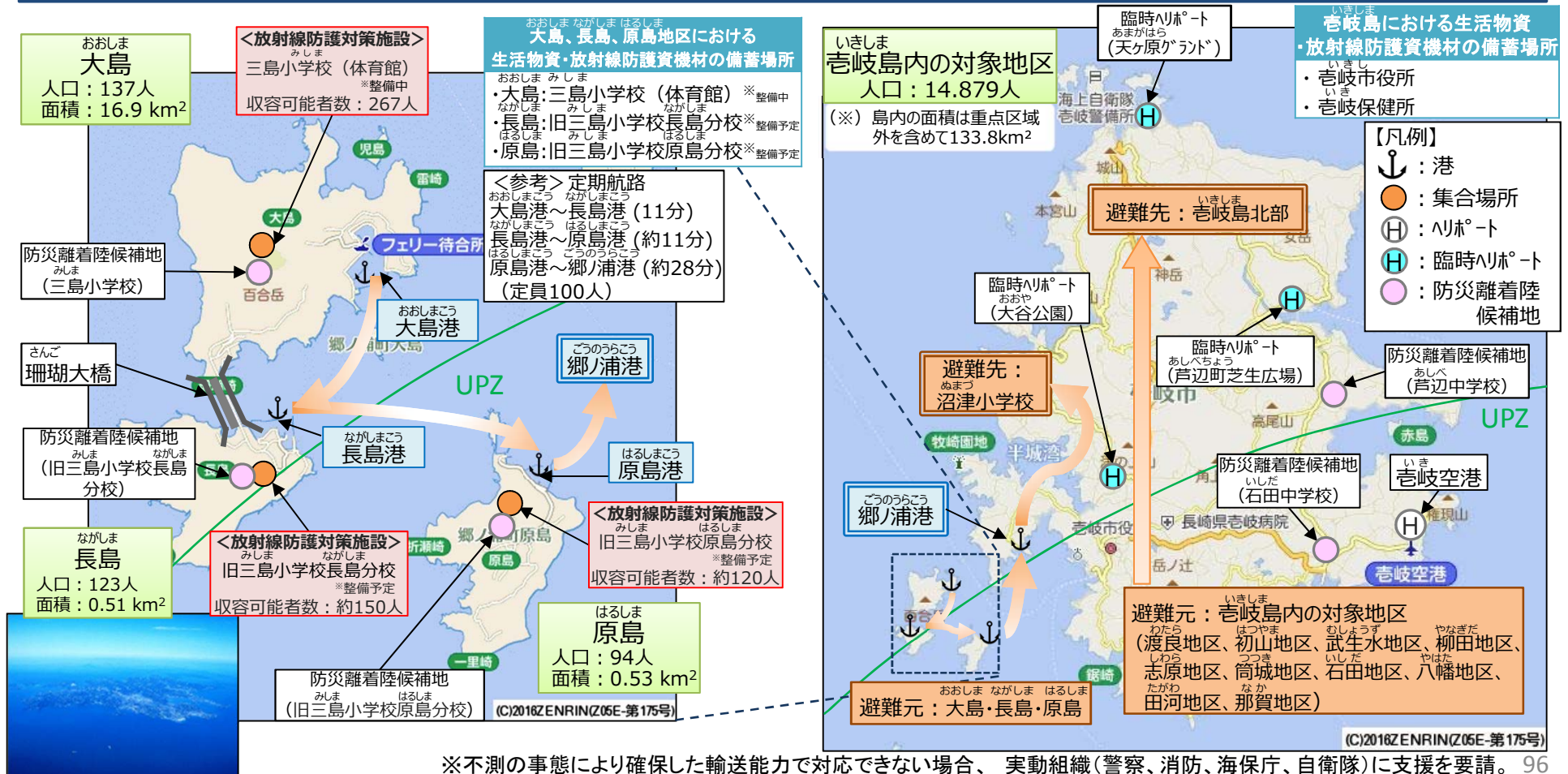
あづちおおしま ひらどし 的山大島（長崎県平戸市）における防護措置

- 平戸市は屋内退避や一時移転等の指示が出た場合、対象となる住民に対して防災行政無線等を活用するほか、自主防災組織、消防団等を通じて必要な情報を伝達。
- 一時移転等の指示が出た場合、住民は、一時集合場所である7ヶ所（ながさき西海農協大島支店前、前平公民館、西宇戸公民館、大根坂浜、川内公民館、五乗寺集会所、板の浦入口）まで徒歩又は車両で移動した後、的山外港又は神浦港から長崎県、平戸市が確保する船舶により平戸港まで移動。その後、長崎県、平戸市が確保するバス等及び徒歩により避難先となる平戸市内の県立猶興館高校まで移動。なお、悪天候等により船舶による避難が困難な場合や無理に避難すると健康リスクが高まる住民は、放射線防護対策施設である大島中学校に屋内退避。
- 屋内退避の実施に必要な生活物資等については、大島中学校等に備蓄。



いしま みしま いきし 壱岐島・三島地区（長崎県壱岐市）における防護措置

- 壱岐市は屋内退避や一時移転等の指示が出た場合、対象となる住民に対して全戸配布された告知放送受信機を活用するほか、自主防災組織、消防団等を通じて必要な情報を伝達。
- 一時移転等の指示が出た場合、壱岐島の住民は、壱岐島北部へ移動。また、大島・長島・原島の住民は、集合場所である三島小学校・旧三島小学校長島分校・旧三島小学校原島分校まで徒歩で移動した後、大島港・長島港・原島港から長崎県、壱岐市が確保する船舶により郷ノ浦港まで移動。その後、長崎県、壱岐市が確保するバス等により避難先施設となる壱岐市内の沼津小学校まで移動。なお、悪天候等により船舶による避難が困難な場合や無理に避難すると健康リスクが高まる住民は、放射線防護対策施設である三島小学校等にて屋内退避。
- 屋内退避の実施に必要な生活物資等については、壱岐市役所等に備蓄。



※不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）に支援を要請。 96

姫島（福岡県糸島市）における防護措置

- 糸島市は屋内退避や一時移転等の指示が出た場合、住民に対して防災行政無線等を活用するほか、自主防災組織、消防団等を通じて必要な情報を伝達。
- 一時移転等の指示が出た場合、住民は、集合場所である姫島福祉センターはまゆうまで徒歩等で移動した後、姫島港から福岡県、糸島市が確保する船舶により岐志港まで移動。その後、福岡県、糸島市が確保するバス等により避難先となる福岡市立福岡女子高校まで移動。なお、悪天候等により船舶による避難が困難な場合や無理に避難すると健康リスクが高まる住民は、放射線防護対策施設である姫島福祉センターはまゆうに屋内退避。
- 屋内退避の実施に必要なとなる生活物資等については、姫島福祉センターはまゆうに備蓄。

<参考> 定期航路
ひめしまこう 岐志港
姫島港～岐志港
(定員76人)
標準所要時間約16分



避難先：福岡市
(福岡市立福岡女子高校)



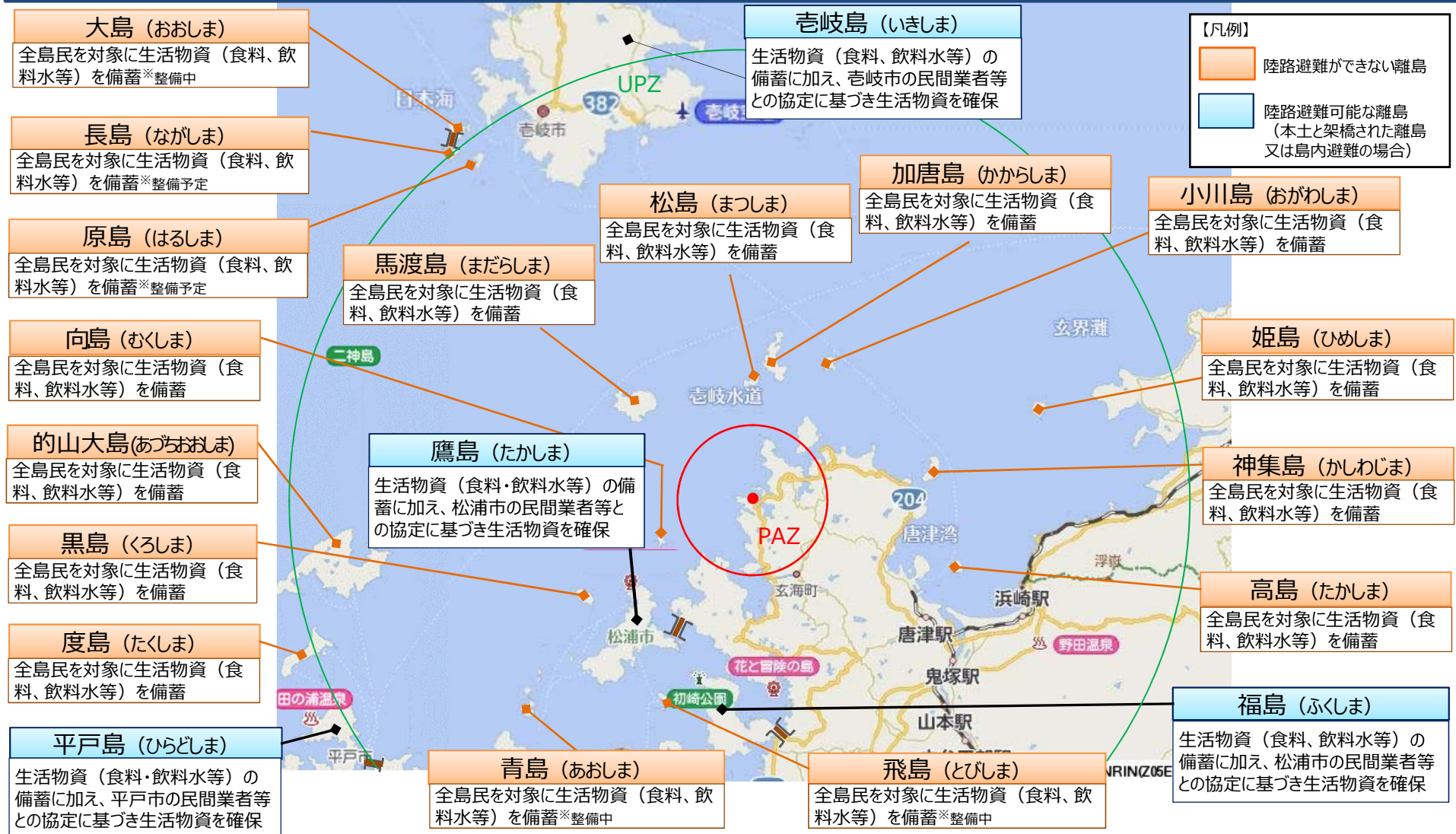
島内における生活物資・放射線防護資機材の備蓄場所
ひめしま
・ 姫島福祉センターはまゆう

<放射線防護対策施設>
ひめしま
姫島福祉センターはまゆう
収容可能者数：236人

※不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)に支援を要請。

UPZ内における離島の生活物資等の備蓄・供給体制

- 災害時に備え、本土との架橋のない離島においては、全島民を対象にした生活物資(食料、飲料水等)をそれぞれの離島において備蓄。
- 本土との架橋のある離島においては、島内の生活物資の備蓄に加え、それぞれの市における民間業者等との物資の供給に関する協定に基づき、必要な生活物資を確保。
- 生活物資が不足する場合は、海路、空路、陸路により、必要な生活物資を供給。



(※) 安定剤素剤については、それぞれの離島において緊急配布ができるよう、必要数の備蓄を整備中。

8. 放射線防護資機材、物資、 燃料備蓄・供給体制

PAZ内防護措置に備えた放射線防護資機材の備蓄体制

- 佐賀県は、PAZ内の関係市町、佐賀県現地機関のほか、PAZ内の放射線防護対策施設において、避難誘導や避難行動支援などを行う要員のための個人線量計等の放射線防護資機材の備蓄を実施。
- 緊急時には、避難誘導者等が、これらの放射線防護資機材を用いて活動を実施。
- 平時にはこれらの使用方法に関する訓練・研修を定期的実施。



PAZ内の関係市町、佐賀県現地機関
防災業務従事者向けに備蓄を実施

放射線防護対策施設
施設管理者、避難誘導者向けに備蓄を実施



個人線量計



サーベイメータ

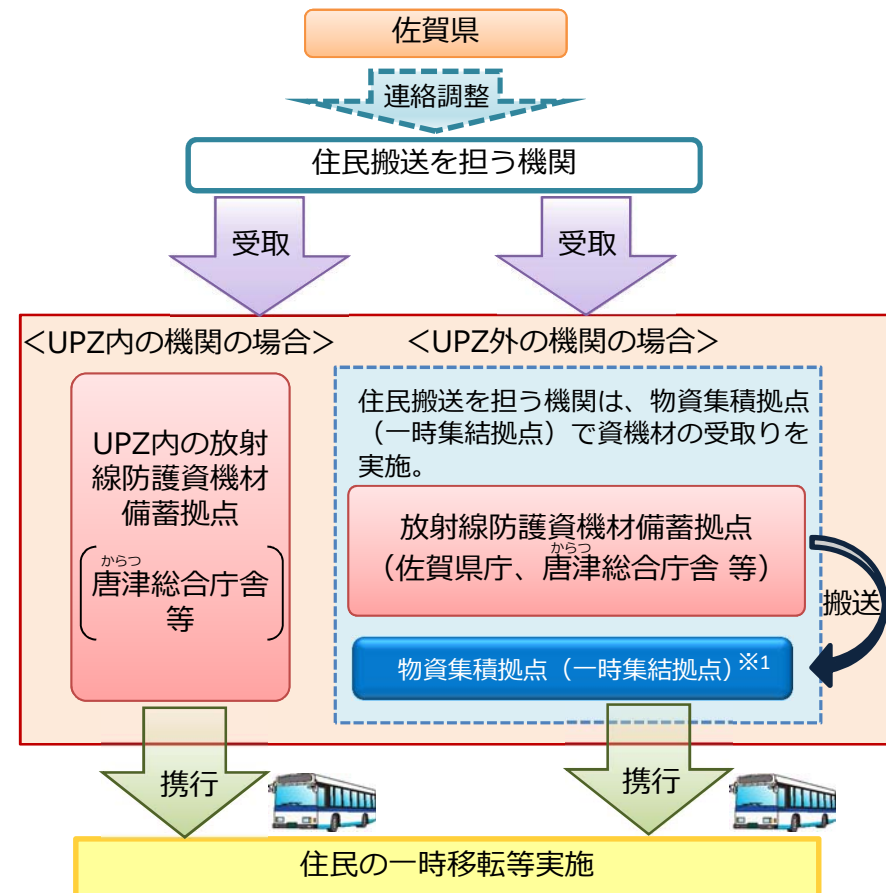
備蓄拠点	対象施設
● PAZ内の関係市町、佐賀県現地機関	6
● 放射線防護対策施設	2
合計	8

(※) 玄海園及び宝寿荘の2施設は、
放射線防護対策措置済

- 佐賀県では、UPZ内住民の一時移転等において住民搬送を担う機関には、放射線防護資機材備蓄拠点や緊急時に設置する物資集積拠点（一時集結拠点）で放射線防護資機材を配布。
- 平時には放射線防護資機材等の使用方法に関する訓練・研修を定期的実施。
- 放射線防護資機材備蓄拠点や物資集積拠点（一時集結拠点）では、放射線防護資機材の使用方法や、それまでのモニタリング結果等により、避難搬送による被ばく線量が積算1mSvを十分に下回ることを説明。

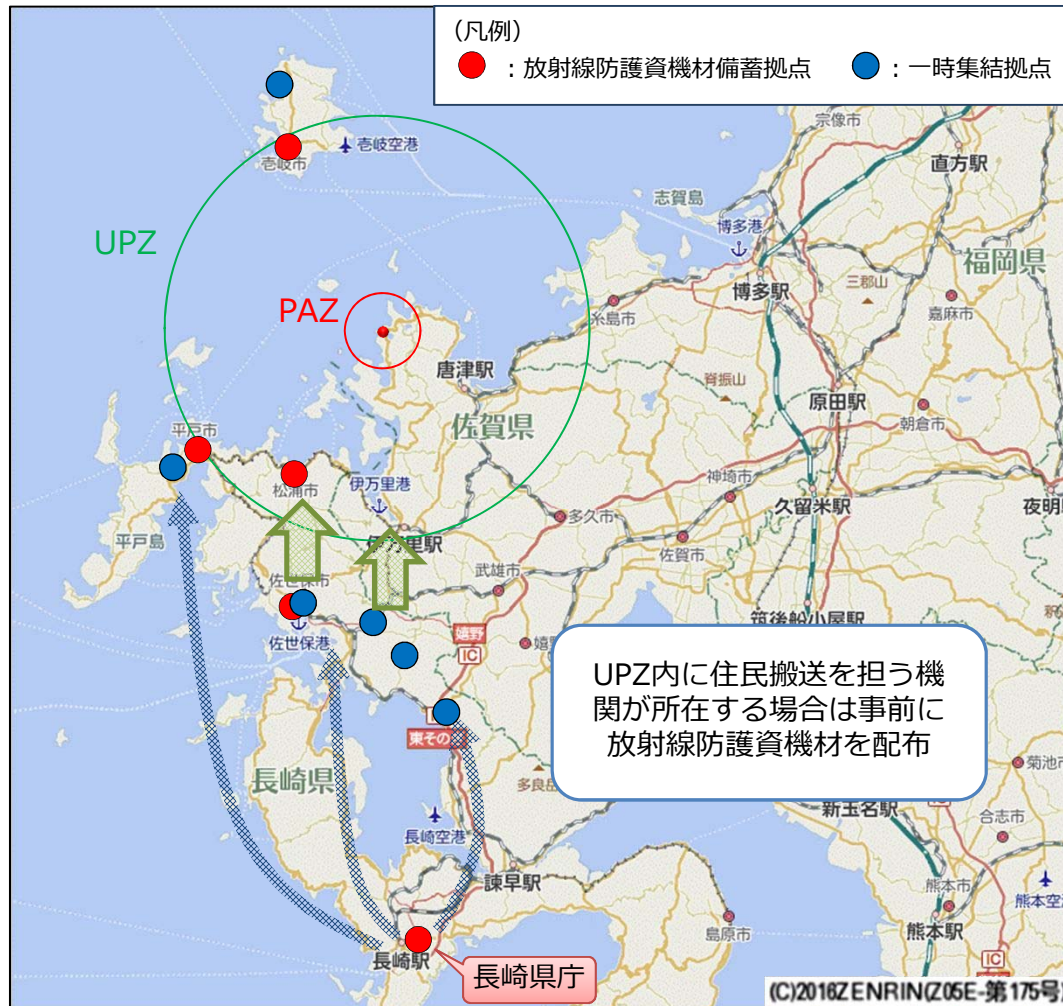


＜住民搬送を担う機関に対する放射線防護資機材の配布体制＞

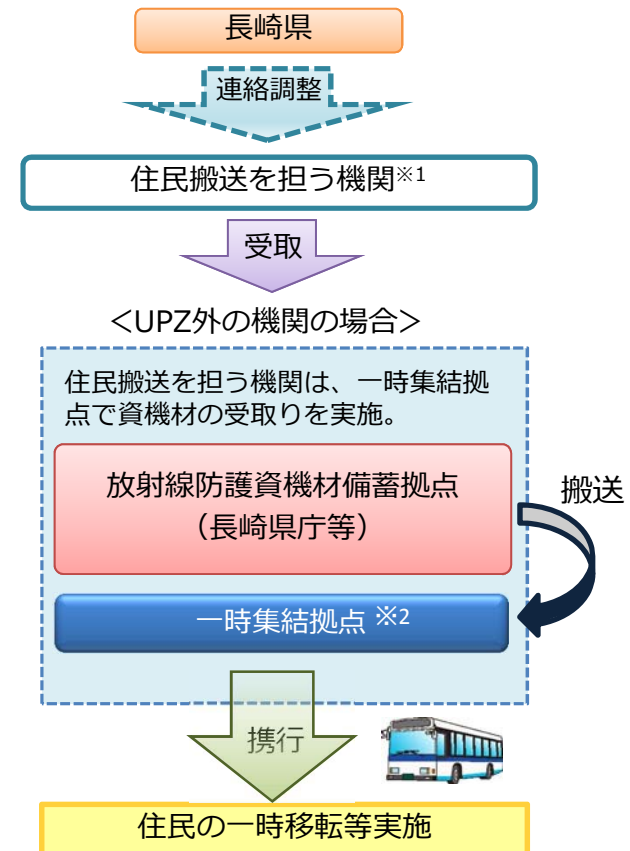


※1 物資集積拠点（一時集結拠点）は、生活物資等の物資集積拠点（一時集結拠点）と同じ場所に設置

- 長崎県では、UPZ内住民の一時移転等に備え、住民搬送を担うUPZ内の機関に、事前に放射線防護資機材を配布。また、UPZ外の機関には、緊急時に設置する一時集結拠点において放射線防護資機材を配布。
- 平時にはこれらの使用方法に関する訓練・研修を定期的実施。
- 一時集結拠点では、放射線防護資機材の使用方法や、それまでのモニタリング結果等により、避難搬送による被ばく線量が積算1mSvを十分に下回ることを説明。



<住民搬送を担う機関に対する放射線防護資機材の配布体制>

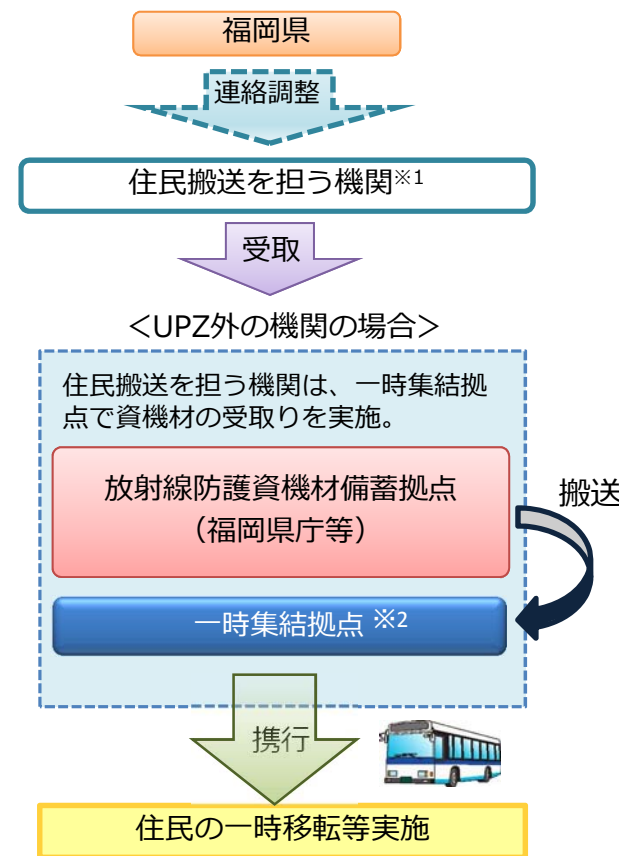


※1 UPZ内の住民搬送を担う機関には事前に配布
※2 一時集結拠点は、生活物資等の一時集結拠点と同じ場所に設置

- 福岡県では、UPZ内住民の一時移転等に備え、住民搬送を担うUPZ内の機関に、事前に放射線防護資機材を配布。また、UPZ外の機関には、緊急時に設置する一時集結拠点において放射線防護資機材を配布。
- 平時にはこれらの使用方法に関する訓練・研修を定期的実施。
- 一時集結拠点では、放射線防護資機材の使用方法や、それまでのモニタリング結果等により、避難搬送による被ばく線量が積算1mSvを十分に下回ることを説明。



＜住民搬送を担う機関に対する放射線防護資機材の配布体制＞



※1 UPZ内の住民搬送を担う機関には事前に配布
 ※2 一時集結拠点は、生活物資等の一時集結拠点と同じ場所に設置

- 原子力事業者は、放射線防護資機材を各原子力事業者で支援をするため、「原子力災害発生時における事業者間協力協定」を締結。
- 原子力災害発災後の避難・一時移転等において、放射線防護資機材等が不足する場合、原子力事業者は、保有する資源(要員・資機材等)を最大限供給し支援する。

原子力災害発生時における事業者間協力協定（平成26年10月10日）

【協定事業者】

北海道電力、東北電力、東京電力、中部電力、北陸電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力、日本原子力発電、電源開発、日本原燃

【目的】

原子力災害時における原子力事業者間協力の円滑な実施を図り、原子力災害の拡大防止および早期復旧の一翼を担うことを目的とする。

【協力活動の範囲】

原子力災害時の周辺地域の環境放射線モニタリングおよび周辺区域の汚染検査・汚染除去に関する事項について、協力要員の派遣・資機材の貸与その他の措置 等

主な備蓄資機材

資機材	数量
サーベイメータ (GM管)	360台
個人線量計	1,000個
全面マスク	1,000個
タイバックスーツ	30,000着



サーベイメータ (GM管)



個人線量計



全面マスク



タイバックスーツ

佐賀県及び関係市町の生活物資等の備蓄・供給体制

- 災害時に備え、県及び関係市町では、食料及び生活物資等の備蓄を実施。万が一不足等が生じる事態となった場合、その他県内市町が備蓄した食料及び生活物資等を県が調整し配布する体制を整備。
- 同時に県及び関係市町がそれぞれ民間業者等と締結した流通備蓄協定に基づく生活物資等を活用。

佐賀県の災害時における物資の供給等に関する協定の主な締結状況

生活物資の備蓄状況 (※1~5)

	佐賀県関係市町			
	食料品 (食)	飲料水 (リットル)	簡易トイレ等 (基)	毛布 (枚)
佐賀県	11,986	—	—	8,117
げんかいちょう 玄海町	10,000	4,000	—	100
からつし 唐津市	25,155	21,084	35	2,300
いまりし 伊万里市	1,094	252	—	265
その他 県内市町	174,902	38,455	223	18,985

- ※1：物資備蓄数は概数。また、上記の他に、関係市町では常備薬、炊き出し用具等、避難生活に必要な物資等を準備している。
- ※2：現段階で地方公共団体が把握している暫定値。
- ※3：民間企業との流通備蓄協定は基づく物資は含まない。
- ※4：放射線防護対策施設の備蓄を含む。
- ※5：携帯トイレは含まない。（「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」（内閣府）参照）

協定の種類	内容	締結民間企業等
災害時における応急生活物資の供給に関する協定等	災害発生時における応急生活物資の供給等	(株)リョーエーパ、イワ九州(株)、(株)ローソ、日興食品(株)、佐賀県生活協同組合連合会、ケリ乳業(株)佐賀工場、(株)セブンイレブン・ジャパン、(株)イミ、NPO法人JICA災害対策センター、(株)ファミリーマート 計 10社
災害時等における自動車等の燃料の調達に関する協定	公用車等災害対策に必要な自動車等の燃料の優先的な供給	石油連盟、一般社団法人佐賀県LPガス協会、佐賀県石油商業組合 計 3社
災害時の物資等の輸送に関する協定	災害救助に必要な生活必需品等の輸送	公益社団法人佐賀県トラック協会、ヤマト運輸(株)佐賀主管支店、日本内航海運組合総連合会 計 3社

関係市町の災害時における物資の供給等に関する協定の主な締結状況

市町	協定の種類・締結民間企業等
げんかいちょう 玄海町	生活物資の供給等【佐賀県LPガス協会唐津支部】
からつし 唐津市	食料及び生活物資の供給等 【(株)Aコープ 佐賀、(株)休暇村サービス 国民宿舎いろは島、ワキユセア(株)、(有)ヒビキ新店、宮島醤油(株)、サンラック神田店、(株)まいづる百貨店、(株)ナリななやま、小松飲料(株)、イワ九州(株)、スーパーマガ唐津店、ファミリー8、唐津市国民宿舎 波戸岬、NPO法人JICA災害対策センター、JICAコーワイス(株)、佐賀県LPガス協会唐津支部】
いまりし 伊万里市	食料及び生活物資の供給等 【(株)Aコープ 佐賀、マックスバリュ九州(株)、(株)松葉屋、佐賀県医薬品卸業協会、ナチュル(株)、JR九州トラックイノベーション(株)、祐徳自動車(株)、(株)ナカ、ワキユセア(株)、佐賀県LPガス協会伊西支部、NPO法人JICA災害対策センター、(株)レオのニッケン佐世保営業所】

- 災害時に備え、県及び関係市では、食料及び生活物資等の備蓄を実施。万が一不足等が生じる事態となった場合、その他県内市町が備蓄した食料及び生活物資等を県が調整し配布する体制を整備。
- 同時に県及び関係市町がそれぞれ民間業者等と締結した流通備蓄協定に基づく生活物資等を活用。

生活物資の備蓄状況（※1～5）

	長崎県関係市町			
	食料品 (食)	飲料水 (リットル)	簡易トイレ等 (基)	毛布 (枚)
長崎県	3,888	12,624	170	6,743
まつうらし 松浦市	4,860	3,603	—	233
させぼし 佐世保市	24,300	16,205	20	3,870
ひらどし 平戸市	7,800	3,900	180	2,090
いきし 壱岐市	1,000	600	—	280
その他 県内市町	49,238	30,291	72	18,574

- ※1：物資備蓄数は概数。また、上記の他に、関係市町では常備薬、炊き出し用具等、避難生活に必要な物資等を準備している。
- ※2：現段階で地方公共団体が把握している暫定値。
- ※3：民間企業との流通備蓄協定に基づく物資は含まない。
- ※4：放射線防護対策施設の備蓄を含む。
- ※5：携帯トイレは含まない。（「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」（内閣府）参照）

長崎県の災害時における物資の供給等に関する協定の主な締結状況

協定の種類	内容	締結民間企業等
災害時における応急生活物資の供給に関する協定等	災害発生時における応急生活物資の供給等	長崎県生活協同組合、(株)フロンティア・ジャパン、NPO法人コリ災害対策センター、マックスバリュ九州(株)、(株)ファミリーマート、サントリーフーズ(株)、イオン九州(株)、(株)イスマ、(株)ローソン、(株)伊藤園 計 10社
災害時等における自動車等の燃料の調達に関する協定	公用車等災害対策に必要な自動車等の燃料の優先的な供給	長崎県石油商業組合 計 1社
災害時の物資等の輸送に関する協定	災害救助に必要な生活必需品等の輸送	長崎県トラック協会 計 1社

関係市の災害時における物資の供給等に関する協定の主な締結状況

市	協定の種類・締結民間企業等
いきし 壱岐市	危機発生時等の支援活動に関する協定書【壱岐市商工会】
まつうらし 松浦市	災害時における物資の供給に関する協定書【(株)松葉屋、(株)清和】
させぼし 佐世保市	災害時における物資の供給に関する協定書【(株)佐世保玉屋、イオン九州(株)、(株)Iけ】
ひらどし 平戸市	災害時における物資の供給に関する協定書【(株)Iけ、他13社】

福岡県及び関係市町村の生活物資等の備蓄・供給体制

- 災害時に備え、県及び関係市では、食料及び生活物資等の備蓄を実施。万が一不足等が生じる事態となった場合、その他県内市町村が備蓄した食料及び生活物資等を県が調整し配布する体制を整備。
- 同時に県及び関係市町村がそれぞれ民間業者等と締結した流通備蓄協定に基づく生活物資等を活用。

生活物資の備蓄状況（※1～5）

	福岡県関係市町村			
	食料品 (食)	飲料水 (リットル)	簡易トイレ等 (基)	毛布 (枚)
福岡県	47,000	—	60	5,600
いとしまし 糸島市	15,276	7,464	85	779
その他 県内市町村	454,609	195,928	1,865	35,216

- ※1：物資備蓄数は概数。また、上記の他に、関係市町では常備薬、炊き出し用具等、避難生活に必要な物資等を準備している。
- ※2：現段階で地方公共団体が把握している暫定値。
- ※3：民間企業との流通備蓄協定に基づく物資は含まない。
- ※4：放射線防護対策施設の備蓄を含む。
- ※5：携帯トイレは含まない。（「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」（内閣府）参照）

関係市の災害時における物資の供給等に関する協定の主な締結状況

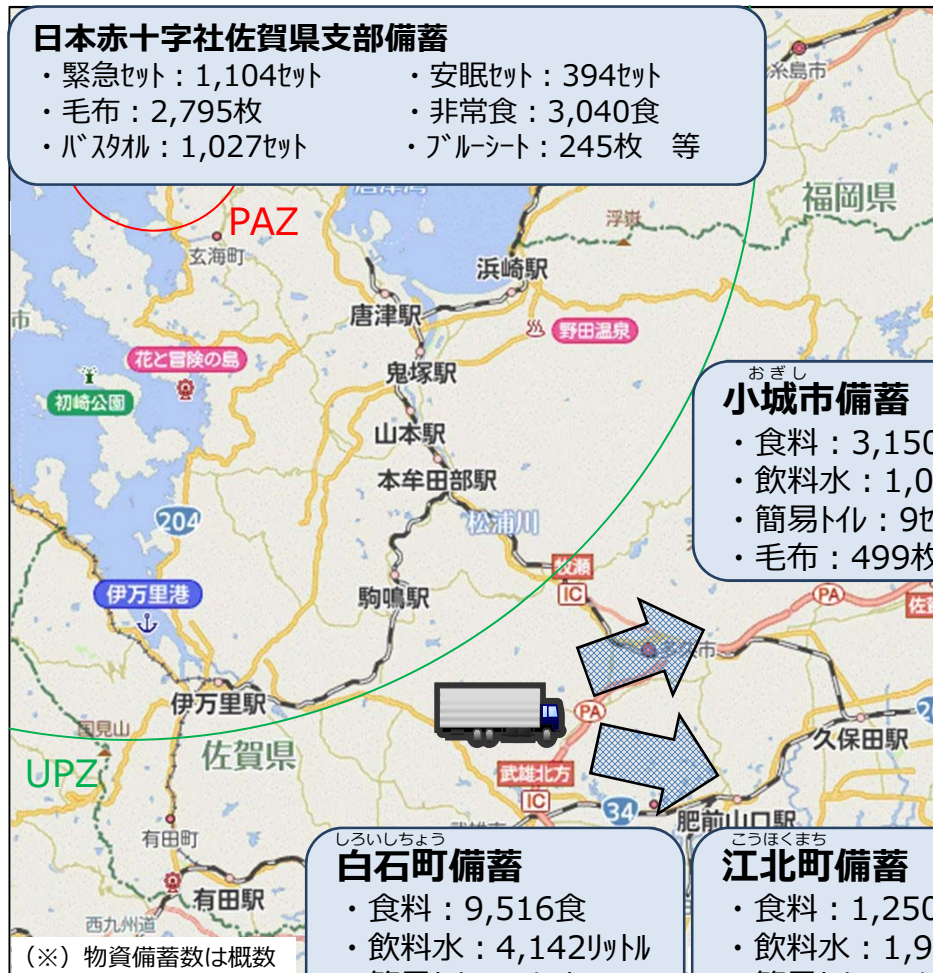
市	協定の種類・締結民間企業等
いとしまし 糸島市	災害時における物資の供給に関する協定 【(株)サンリア、(株)マルキョウ、嘉穂無線(株)、NPO法人Jリ災害対策センター、(株)マルコ、(株)さららいと、Jコローリスト(株)】
	災害時における防災活動及び平常時における防災活動への協力に関する協定【イオン九州(株)】
	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定 【(株)カガリ】

福岡県の災害時における物資の供給等に関する協定の主な締結状況

協定の種類	内容	締結民間企業等
災害時における応急生活物資の供給に関する協定等	災害発生時における応急生活物資の供給等	(一社)日本産業・医療ガス協会九州地域本部、福岡県医薬品卸業協会、福岡県医療機器協会、(株)東筑軒、北九州駅弁当、(株)ヨーヨーパン、(株)ローソク、(株)ゼンショーパフ・ジャパン、全国農業協同組合連合会福岡県本部、(公財)福岡県学校給食会、(株)伊藤園、福岡県パン共同組合連合会、九州百貨店協会、イオン九州(株)、(株)イヌミ、(株)サンリア、(株)西鉄ストア、(株)ミスターマックス、マックスバリュ九州(株)、嘉穂無線(株)、(株)カゴ、NPO法人Jリ災害対策センター、(株)アクティオ、太陽建機インテック(株)、(株)レタのニッケン、(一社)日本福祉用具供給協会、福岡県生活協同組合連合会、九州建設機械器具リース業協会福岡県支部、福岡県石油商業・協同組合、(公社)福岡県危険物安全協会、(株)コストア、(株)ティーマガキ、(株)ファミリーマート、(株)ホップラ、I&I九州(株)、(株)吉野家、JR九州リテール(株)、福岡トヨペット(株)、(株)エスフードサービス、(株)グース、ロイヤルホールディングス(株)、(一社)福岡県LPガス協会、(株)コア 計 43社
災害時等における自動車等の燃料の調達に関する協定	公用車等災害対策に必要な自動車等の燃料の優先的な供給	伊藤忠エネクス(株) 計 1社
災害時の物資等の輸送に関する協定	災害救助に必要な生活必需品等の輸送	日本通運(株)福岡支店、九州西濃運輸(株)、九州福山通運(株)、久留米運送(株)、(株)博運社、(株)フナック、丸善海陸運輸(株)、三友通商(株)、佐川急便(株)九州支社、(公社)福岡県トラック協会 計 10社

PAZ内避難時の物資備蓄・供給体制

- PAZからの避難住民約8,100人の受入れ時には、佐賀県と災害時協定を締結している指定業者等からの流通備蓄と受入先自治体による備蓄のほか、日本赤十字社佐賀県支部に備蓄された物資(生活物資等)を、佐賀県トラック協会等の協力を得て、避難施設に搬送する。
- 佐賀県及び関係市町が備蓄している物資が不足する場合、佐賀県から、原子力災害対策本部に対し物資調達の要請を行う。



PAZ住民避難先		施設名	避難受入人数(人)
小城市	小城市立晴田小学校	356	
	小城市立桜岡小学校	368	
	小城市立小城中学校	511	
	佐賀県立小城高等学校	791	
	小城市体育センター	534	
	小城市まちなか市民交流プラザ	421	
	小城市文化センター	157	
白石町	白石町立白石小学校	326	
	白石町立六角小学校	300	
	白石町立福富小学校	421	
	佐賀農業高等学校	658	
	有明公民館	246	
	福富社会体育館	460	
	福富ゆうあい館	331	
江北町	交流センターイガル	1,066	
	江北町老人福祉センター	314	
	江北町公民館	283	
合計		8,126	

佐賀県における物資集積拠点（一時集結拠点）

- 物資供給の迅速性を高めるため、国からの物資を集積する物資集積拠点（一時集結拠点）を設定。物資集積拠点（一時集結拠点）で、地域のニーズ等を踏まえて必要な食糧や物資を分別。
- 最寄りの物資集積拠点（一時集結拠点）から、地域住民の状況を踏まえて物資を供給。あわせて、地域住民のニーズ等を踏まえた物資供給に関する各種要請を行う。
- 物資集積拠点（一時集結拠点）は、防災業務関係者への災害関係情報の提供拠点としても活用。



物資集積拠点（一時集結拠点）※
（佐賀競馬場、佐賀県消防学校、佐賀県総合運動場・
佐賀県総合体育館、白岩運動公園（白岩体育館）
等）

- ・避難、屋内退避住民に対する政府の供給食料・物資の集積
- ・ボランティア団体等による食糧・物資の集積
- ・ワザバ対応で必要となる放射線防護資機材
- ・追加で必要となる緊急時Eリング資機材及び放射線防護資機材
- ・避難、屋内退避住民への食糧・物資の供給
- ・放射線防護資機材の供給
- ・地域住民のニーズ等を踏まえた物資供給に関する各種要請

※ 物資集積拠点（一時集結拠点）は、放射線防護資機材の物資集積拠点（一時集結拠点）と同じ場所に設置

長崎県における物資集積拠点・一時集結拠点

- 物資供給の迅速性を高めるため、国からの物資を集積する物資集積拠点を設定。物資集積拠点で、地域のニーズ等を踏まえて必要な食糧や物資を分別し、避難先市町6か所の一時集結拠点に輸送。
- 一時集結拠点では、物資集積拠点から搬送された物資をもとに、地域住民の状況を踏まえて物資を供給。あわせて、地域住民のニーズ等を踏まえた物資供給に関する各種要請を行う。
- 物資集積拠点・一時集結拠点は、防災業務関係者への災害関係情報の提供拠点としても活用。



物資集積拠点

- (長崎空港周辺の施設)
- ・避難、屋内退避住民に対する政府の供給食料・物資の集積
 - ・ボランティア団体等による食糧・物資の集積
 - ・ワザレ対応で必要となる放射線防護資機材
 - ・追加で必要となる緊急時に利用可能な資機材及び放射線防護資機材
- 等

一時集結拠点

- (原子力災害対策重点区域外の避難先市町6拠点)
- ・避難・屋内退避住民への食糧・物資の供給
 - ・放射線防護資機材の供給
 - ・地域住民のニーズ等を踏まえた物資供給に関する各種要請

(※) 一時集結拠点は、放射線防護資機材の一時集結拠点と同じ場所に設置

福岡県における物資集積拠点・一時集結拠点

- 物資供給の迅速性を高めるため、国からの物資を集積する物資集積拠点を設定。物資集積拠点で、地域のニーズ等を踏まえて必要な物資(食料や生活用品等)を分別し、3か所の一時集結拠点に輸送。
- 一時集結拠点では、物資集積拠点から搬送された物資をもとに、地域住民の状況を踏まえて物資を供給。あわせて、地域住民のニーズ等を踏まえた物資供給に関する各種要請を行う。
- 物資集積拠点・一時集結拠点は、防災業務関係者への災害関係情報の提供拠点としても活用。



物資集積拠点

(福岡空港周辺の施設)

- ・避難、屋内退避住民に対する政府の供給食料・物資の集積
- ・ボランティア団体等による食料・物資の集積
- ・ワザト対応で必要となる放射線防護資機材
- ・追加で必要となる緊急時Eリング資機材及び放射線防護資機材 等



一時集結拠点

(原子力災害対策重点区域外の3拠点)

- ・避難、屋内退避住民への食糧・物資の供給
- ・放射線防護資機材の供給
- ・地域住民のニーズ等を踏まえた物資供給に関する各種要請

(※) 一時集結拠点は、放射線防護資機材の一時集結拠点と同じ場所に設置

電力事業者による生活物資等の支援体制

- 九州電力では、災害時に佐賀県、長崎県、福岡県及び関係市町が備蓄する生活物資が不足する場合に備え、食料及び生活物資等の備蓄体制を整備中。あわせて、各県から要請があった場合に、生活物資等を迅速に供給するため、佐賀県、長崎県、福岡県内の事業所等への分散備蓄を検討中。
- 物資等の輸送に関しては、九州電力が民間業者と締結した資機材全般の輸送に係る協定の活用、及び輸送手段の拡充について検討中。

生活物資の備蓄状況

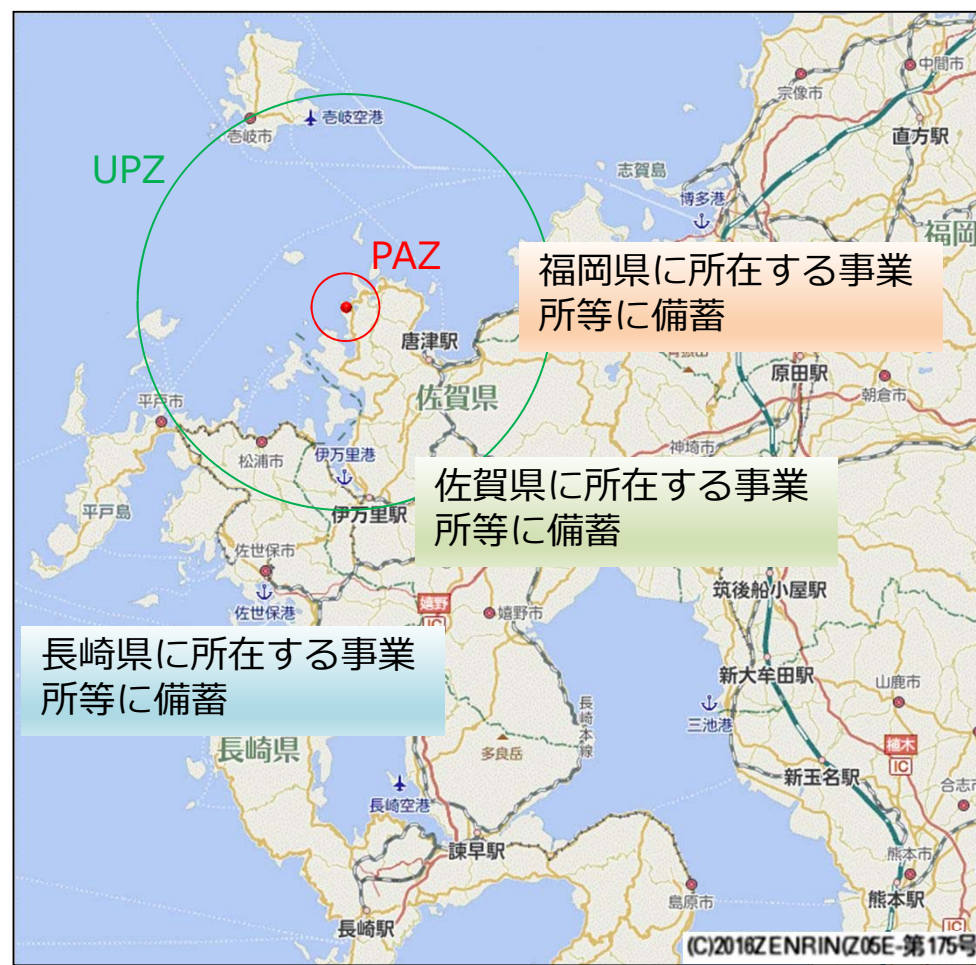
	電力事業者		
	食料品 (食)	飲料水 (リットル)	毛布 (枚)
佐賀県内備蓄分	30,600	20,400	3,400
長崎県内備蓄分	9,000	6,000	1,000
福岡県内備蓄分	2,700	1,800	300
合計	42,300	28,200	4,700

※上記備蓄数に基づき、各県ごとの備蓄を原則とするが、具体的な備蓄場所については、道路事情等を踏まえて個別に設定。

※物資の供給は、佐賀県、長崎県、福岡県からの要請に基づき、各県に備蓄されている物資を総合的に運用のうえ、要請に対応

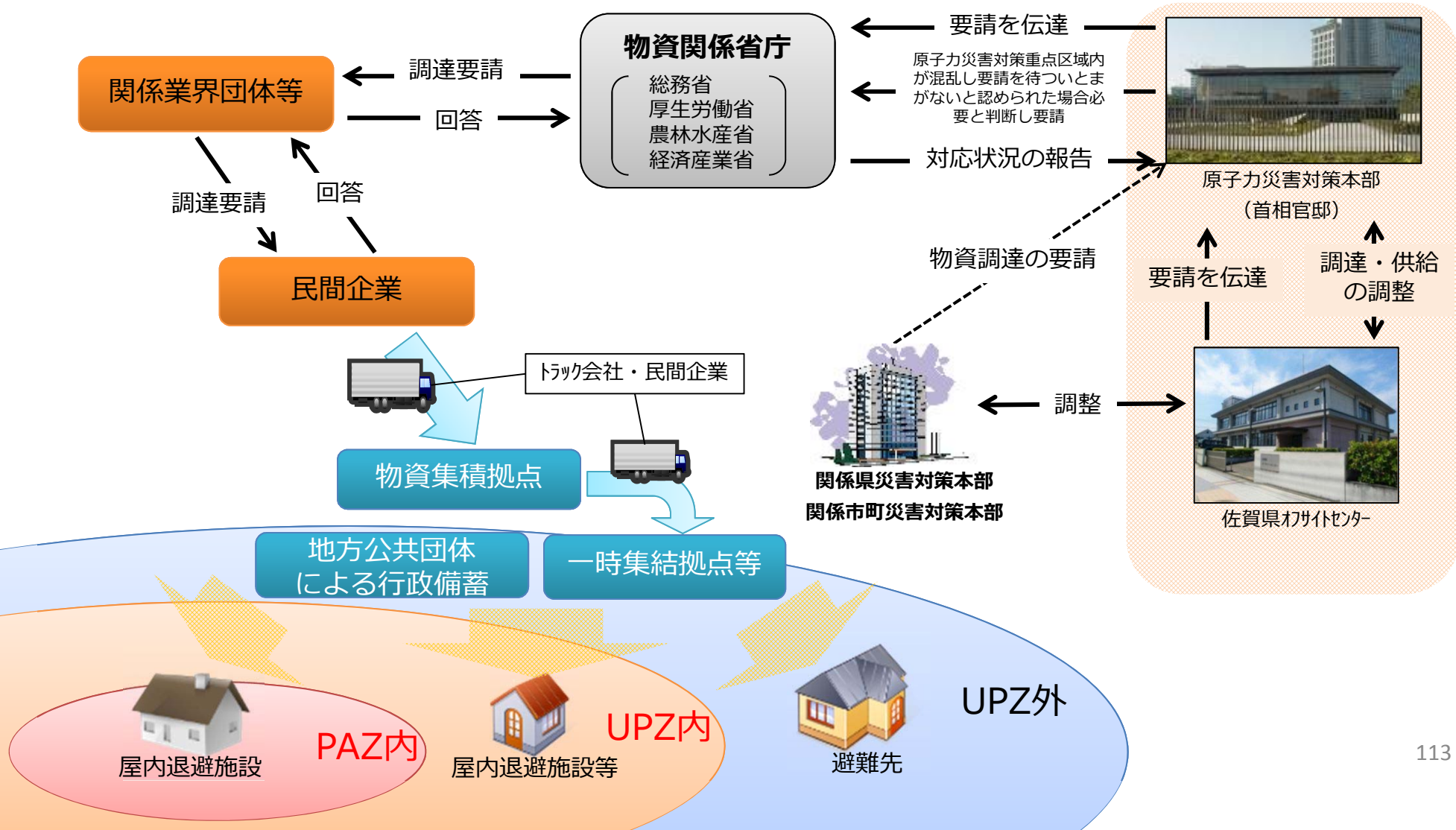
災害時における物資の輸送に関する協定等の締結状況

協定の種類	内容	締結民間企業等
災害時の資機材全般の輸送に係る協定	輸送車両の優先利用等	九州圏域の民間業者



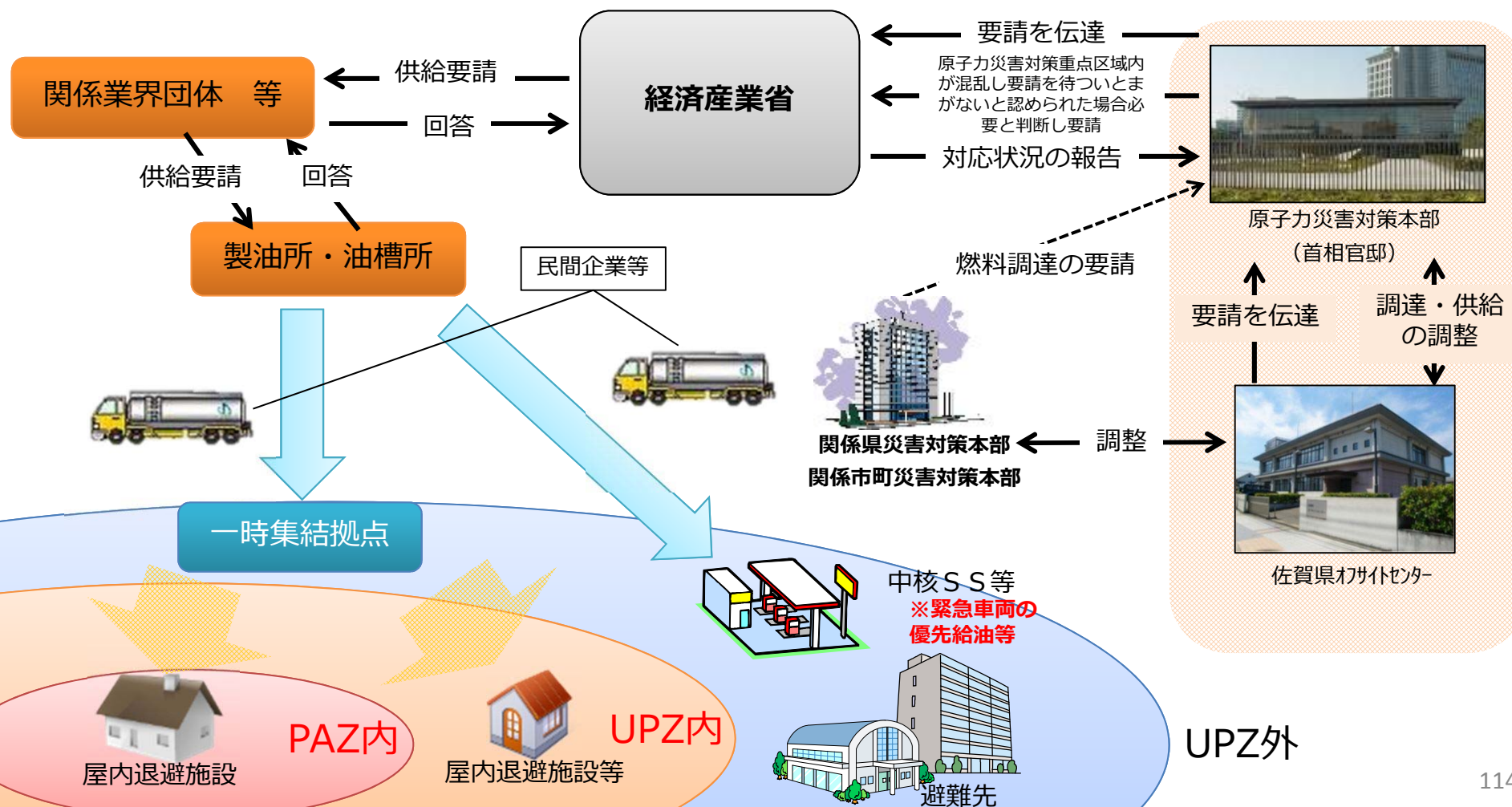
国による物資（食料等の生活用品等）の供給体制

- 佐賀県、長崎県、福岡県及び関係市町が備蓄している物資が不足する場合、佐賀県、長崎県、福岡県及び関係市町から、原子力災害対策本部に対し物資調達の要請を行う。
- 要請を受けた、または原子力災害対策重点区域内が混乱し要請を待ついとまがないと認められた場合等、原子力災害対策本部は、物資関係省庁（総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省）に対しこの要請を伝達、または要請し、各物資関係省庁は所管する関係業界団体等に調達要請を実施し、物資集積拠点への物資搬送を行う。



国による物資（燃料）の供給体制

- 佐賀県、長崎県、福岡県及び関係市町が備蓄している燃料が不足する場合、佐賀県、長崎県、福岡県及び関係市町から、原子力災害対策本部に対し燃料調達の要請を行う。
- 要請を受けた、または原子力災害対策重点区域内が混乱し要請を待ついとまがないと認められた場合、原子力災害対策本部は、経済産業省に対しこの要請を伝達、または要請し、経済産業省は所管する関係業界団体等に調達要請を実施し、原則として製油所・油槽所から一時集結拠点等への搬送を行う。



主な物資の種類と担当省庁、関係業界団体

- 被災者の生活の維持のために必要な物資(食料や生活用品等)の調達・供給は、防災基本計画第2編 各災害に共通する対策編に基づき実施。

物資の種類	担当省庁	主要緊急物資	主な関係業界団体等
給水	厚生労働省	飲料水	周辺自治体水道局
医薬品等		一般薬、紙おむつ、マスク 等	日本OTC医薬品協会、日本製薬団体連合会、日本医療機器産業連合会、日本医薬品卸売業連合会 等
食料等	農林水産省	パン、即席めん類、おにぎり、缶詰 等	各種食品産業関係団体 等
生活必需品	経済産業省	仮設トイレ、トイレトイレットペーパー、毛布 等	什器・備品以外協会、日本家庭紙工業会、日本毛布工業組合 等
燃料(石油・石油ガス等)		ガソリン、軽油 等	石油連盟、全国石油商業組合連合会、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(JOGMEC) 等

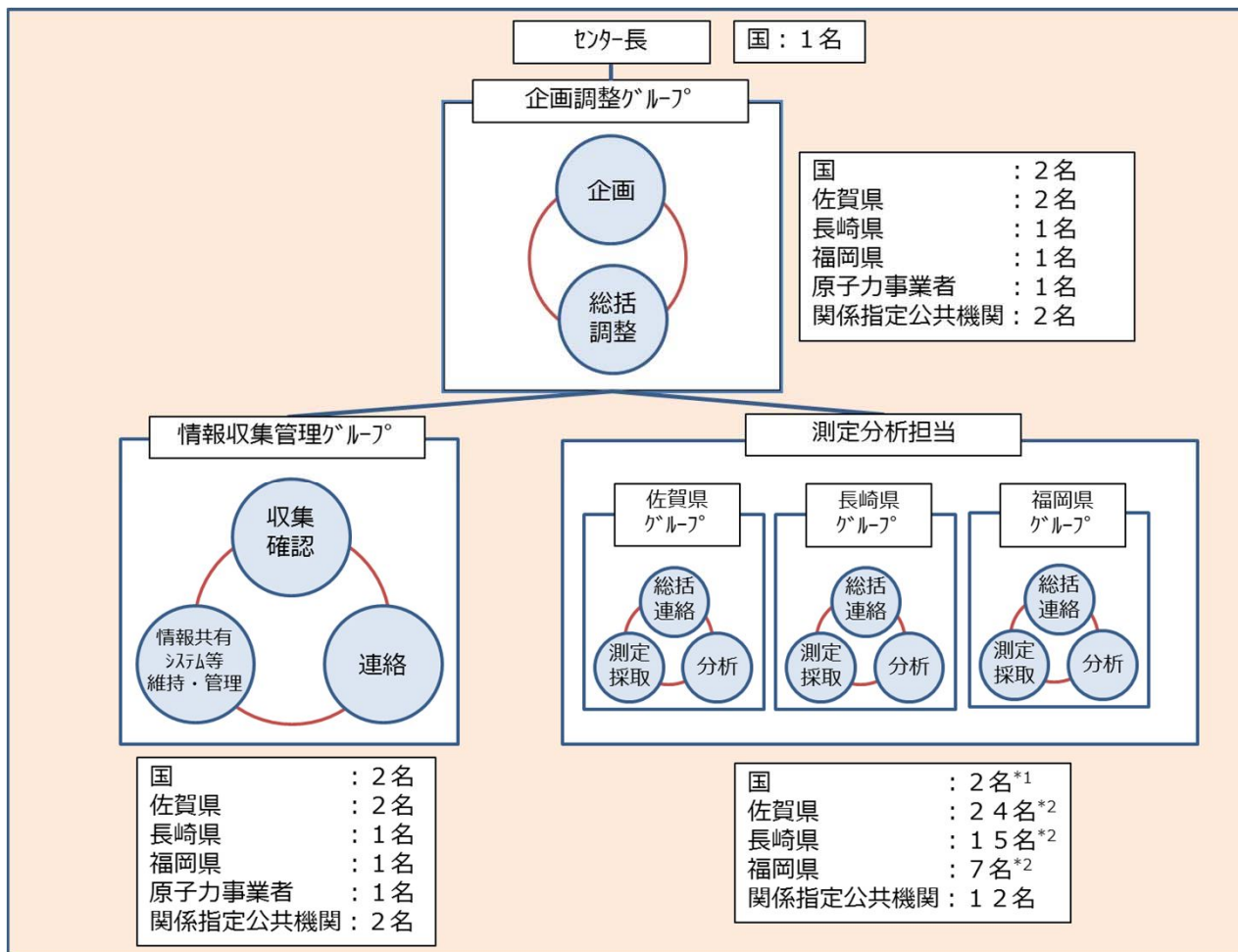
貸出用機材の種類	担当省庁	主要緊急物資
通信機器	総務省	貸出用災害対策用移動通信機器(衛星携帯電話、MCA端末、簡易無線機)を備蓄

※物資の調達・供給に係る、関係機関等の基本的な対応については、p113の体制に基づき実施。

9. 緊急時モニタリングの実施体制

緊急時モニタリングの体制

- 国は、施設敷地緊急事態に至った原子力施設の立地道府県に緊急時モニタリングセンター（EMC）を設置する。
- 緊急時モニタリングセンターの体制について、センター長、企画調整グループ及び情報収集管理グループを佐賀県オフサイトセンターに、測定分析担当は、それぞれの県の拠点に設置する。
- 佐賀地方放射線モニタリング対策官事務所に職員を配置し、緊急時モニタリング体制を強化。



企画調整グループ

EMCの企画調整を担い、EMC内の活動に対する監督を行う。

情報収集管理グループ

中央との情報共有システムを維持・管理するとともに、緊急時モニタリングデータの一元的管理等を行う。

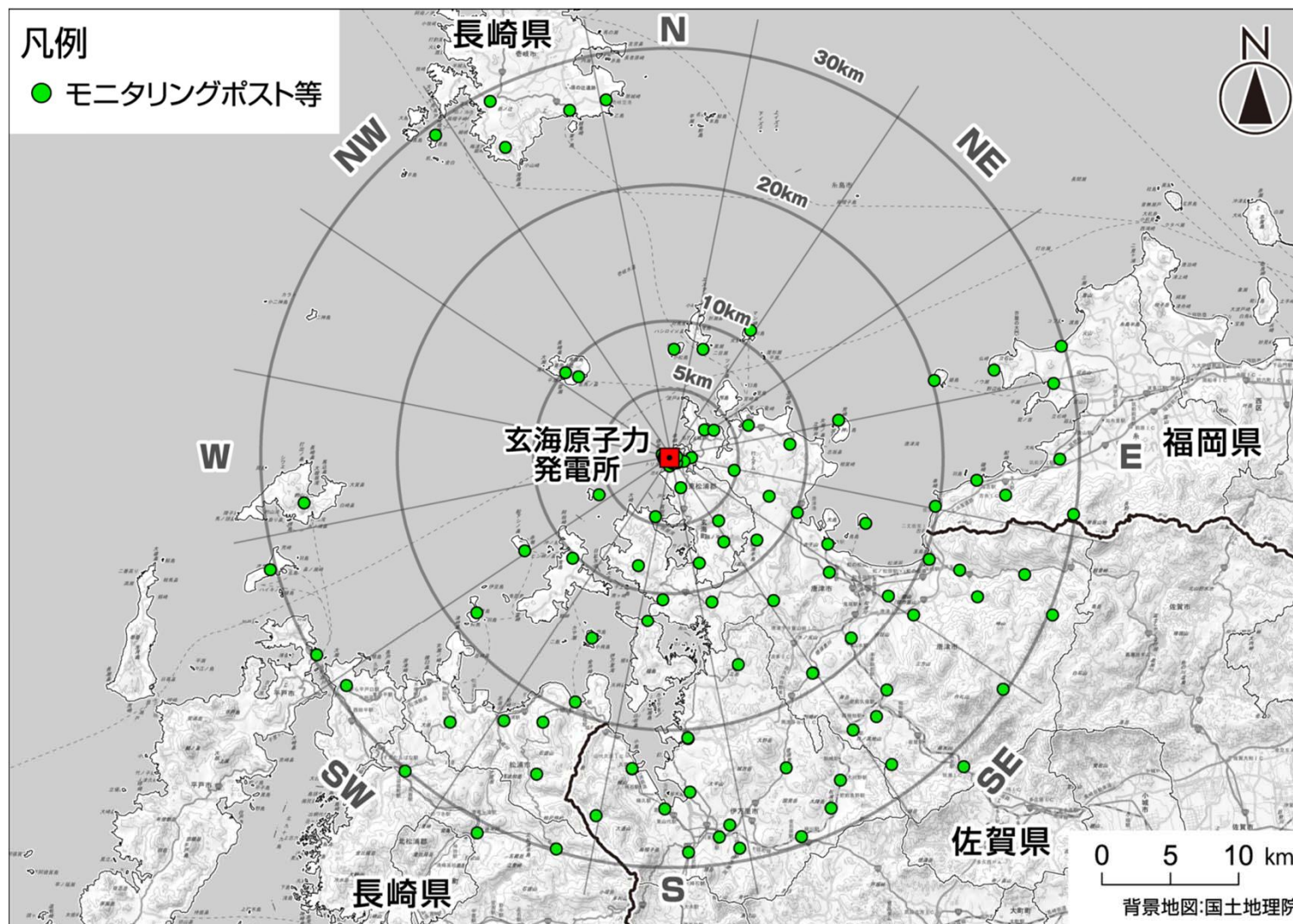
測定分析担当

緊急時モニタリングを実施する。

*1 国から委託を受けた民間の機関含む *2 佐賀県、長崎県、福岡県の構成員は緊急時モニタリングセンター運営要領等に基づく

玄海地域の放射線モニタリング体制

- 玄海原子力発電所周辺の佐賀県、長崎県及び福岡県の8市町(佐賀県3市町、長崎県4市、福岡県1市)に、人口分布等を考慮して緊急時モニタリング地点86地点(佐賀県58地点、長崎県19地点、福岡県9地点)を設定し、このうちUPZ圏内78局及びPAZ圏内8局(佐賀県8局)で防護措置の実施判断に係る連続測定を実施。
- この他、国の測定局においても空間放射線量率を測定。



- モニタリングポスト(水準局を除く)
 - ・モニタリングポスト(26局)で、佐賀県域の放射線量等を測定
 - ※電源等の喪失が発生しても測定や伝送が中断しないよう、非常用電源や通信回線の強化を実施
 - ・電子線量計(32台)で、放射線量を測定
 - ・万一、モニタリングポストが使えなくなった場合に備えるとともに、可搬型モニタリングポスト(9台)を整備
- モニタリングカー等
 - ・放射線量、放射性物質濃度を測定する測定装置や機材を搭載したモニタリングカー等を配備



モニタリングポスト
(非常用発電機装備)



可搬型モニタリングポスト



電子線量計



モニタリングカー



資機材例
(ダストの素サプレー)

- モニタリングポスト(水準局を除く)
 - ・モニタリングポスト(7局)で、発電所周辺地域の放射線量を測定
 - ※電源等の喪失が発生しても測定や伝送が中断しないよう、非常用電源や通信回線の強化を実施
 - ・電子線量計(12台)で、放射線量を測定
 - ・万一、モニタリングポストが使えなくなった場合に備えるとともに、可搬型モニタリングポスト(2台)を整備



たかしま
モニタリングポスト (鷹島)



いき
モニタリングポスト (壱岐)



せちぶる
モニタリングポスト (世知原)



可搬型モニタリングポスト



電子線量計

- モニタリングポスト(水準局を除く)
 - ・モニタリングポスト(2局)で発電所周辺地域の放射線量を測定
 - ※電源等の喪失が発生しても測定や伝送が中断しないよう、非常用電源や通信回線の強化を実施
 - ・電子線量計(7台)で、放射線量を測定



モニタリングポスト



モニタリングポスト



電子線量計

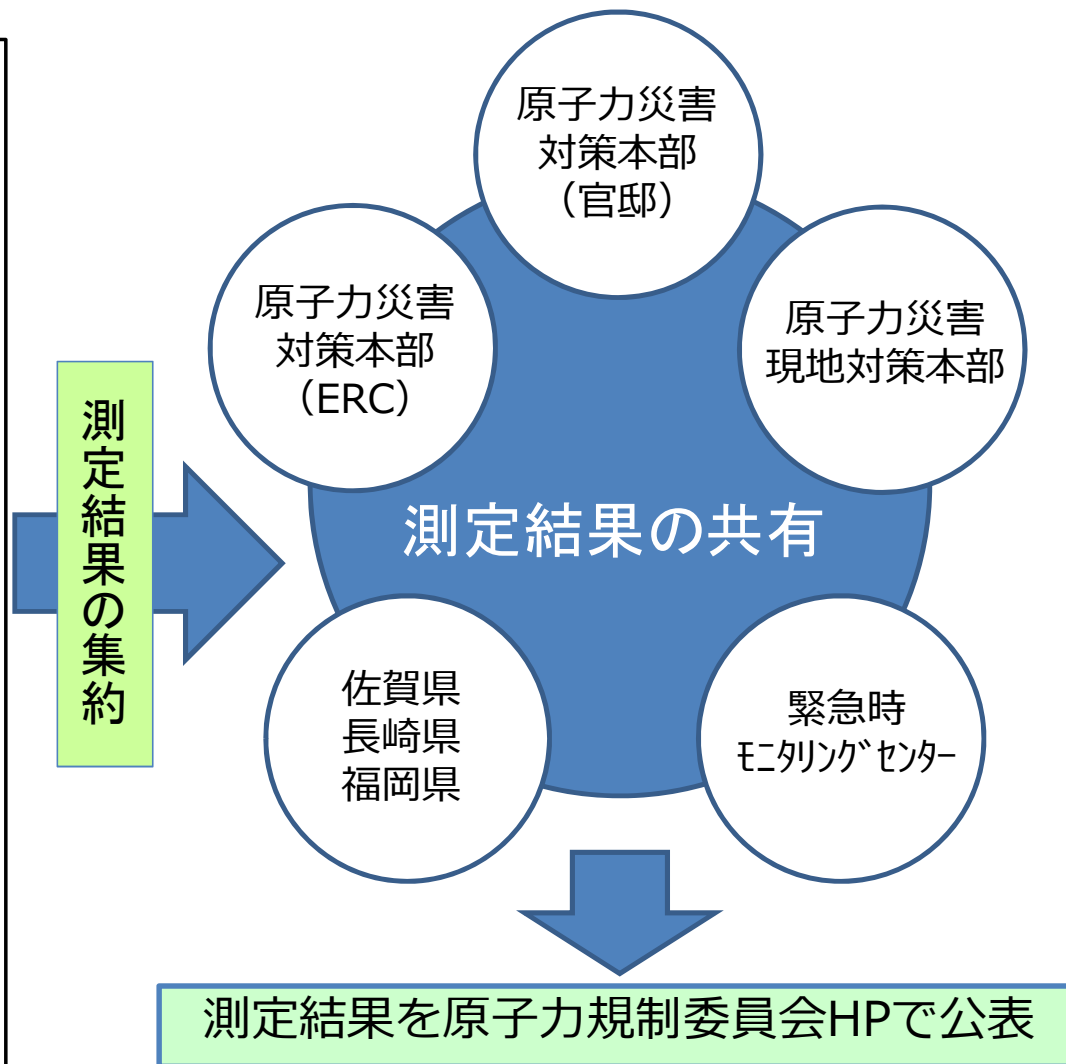
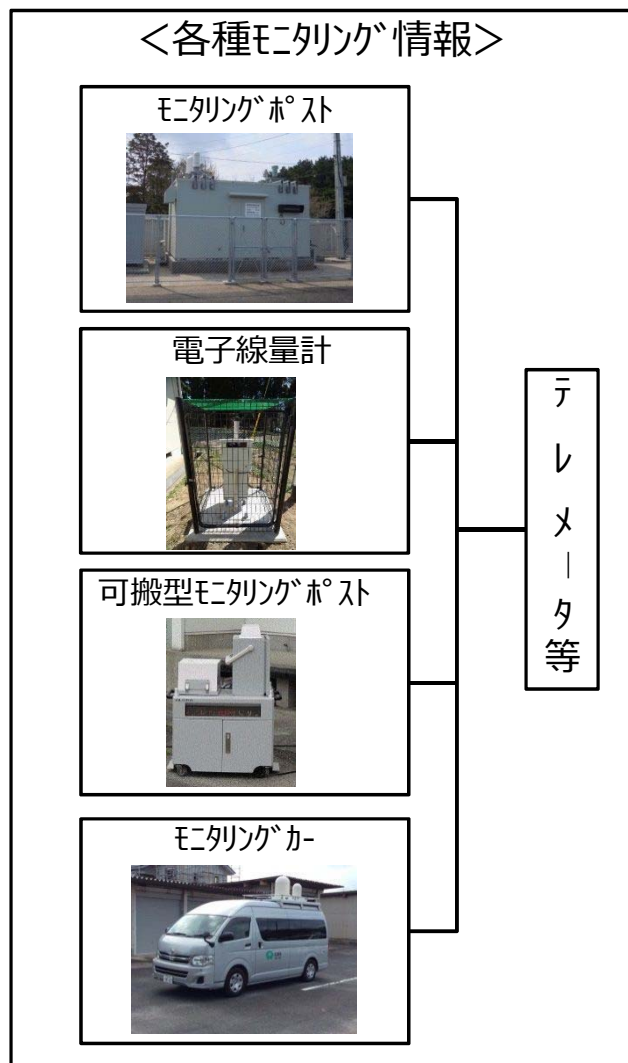


ガスモニタ

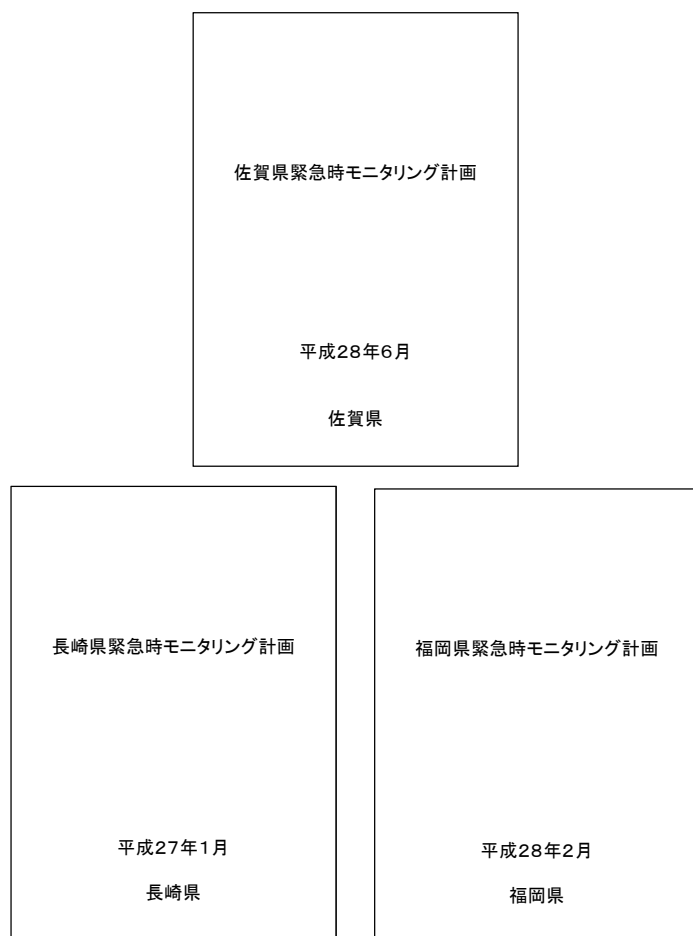


ヨウ素モニタ

- ▶ 緊急時モニタリングの結果は、緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システムにより集約、緊急時モニタリングセンター等の関係機関と共有し、防護措置の実施判断に係る検討に活用するとともに、ホームページにより公表。



- 佐賀県、長崎県、福岡県では、緊急時モニタリング計画を策定している。
- 国は、施設敷地緊急事態に至った際に、緊急時モニタリング計画を参照して緊急時モニタリング実施計画を定めるほか、事態の進展に応じた同実施計画の改定等を行う。



<緊急時モニタリング計画>

緊急時モニタリング実施計画（例）

【記載する項目の例】

<実施項目>

例)

- モニタリングの継続
- 固定局モニタリングポストの測定間隔の変更
- 必要に応じた可搬型モニタリングポストの設置
- モニタリングカーによる測定の実施
- ヨウ素サンプラーの設置・測定
- 飲食物に係るスクリーニング 等

<実施主体>

例)

- 緊急時モニタリングセンター（測定分析担当）
- 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 等

<情報共有／報告の体制>

<注意事項>

等

【その他添付資料等の例】

- 測定項目一覧
- 地図及び観測局等の地点図 等



- 防災基本計画及び原子力災害対策指針に基づき、平成27年1月に「緊急時モニタリングに係る動員計画」が策定された。
- 緊急時モニタリングの広域化や長期化に備え、要員及び資機材の動員についてあらかじめ準備すべき事項、動員の要請の手順等を定め、要員及び資機材の円滑な動員に資することを目的とする。

<概要>

原子力災害対策指針においては、緊急時のモニタリングの実施に当たって、国、地方公共団体及び原子力事業者は、目的を共有し、それぞれの責任を果たしながら、連携し、必要に応じて補い合うこと、関係指定公共機関は専門機関として国、地方公共団体及び原子力事業者による緊急時モニタリングを支援することとされている。

動員計画においては、緊急時モニタリングの広域化や長期化に備え、要員及び資機材の円滑な動員に資するため、

- 地方公共団体、原子力事業者、関係指定公共機関等（以下「関係機関」という）から動員可能な要員及び資機材の情報の調査方法
- 上述の情報の更新の方法
- 緊急時モニタリングセンター、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部（全面緊急事態においては、原子力災害対策本部）事務局及び関係機関の調整プロセス等について規定

関係機関の保有資機材数

（平成26年度調査による。佐賀県、福岡県、長崎県、九州電力を除く。）

	可搬型 モニタリングポスト	モニタリングカー
国	35台	9台
道府県	241台	25台
電力事業者	45台	33台
関係指定 公共機関	21台	5台

※ 各資機材については保有数を記載。

玄海地域の緊急時モニタリング地点及び一時移転等の実施

- 固定観測局については、そこで測定された実測値に基づいて迅速に防護措置を講ずる区域を特定できるよう、原子力災害対策重点区域における全ての一時移転等の実施単位毎に設置されることが必要であり、佐賀県、長崎県及び福岡県では既設モニタリングポスト等の値に基づき一時移転等を実施する範囲を対応付けている。既設モニタリングポスト等の全てについて非常用電源を設置しているほか、既設モニタリングポスト等の故障等に備え、可搬型モニタリングポスト等を保有している。

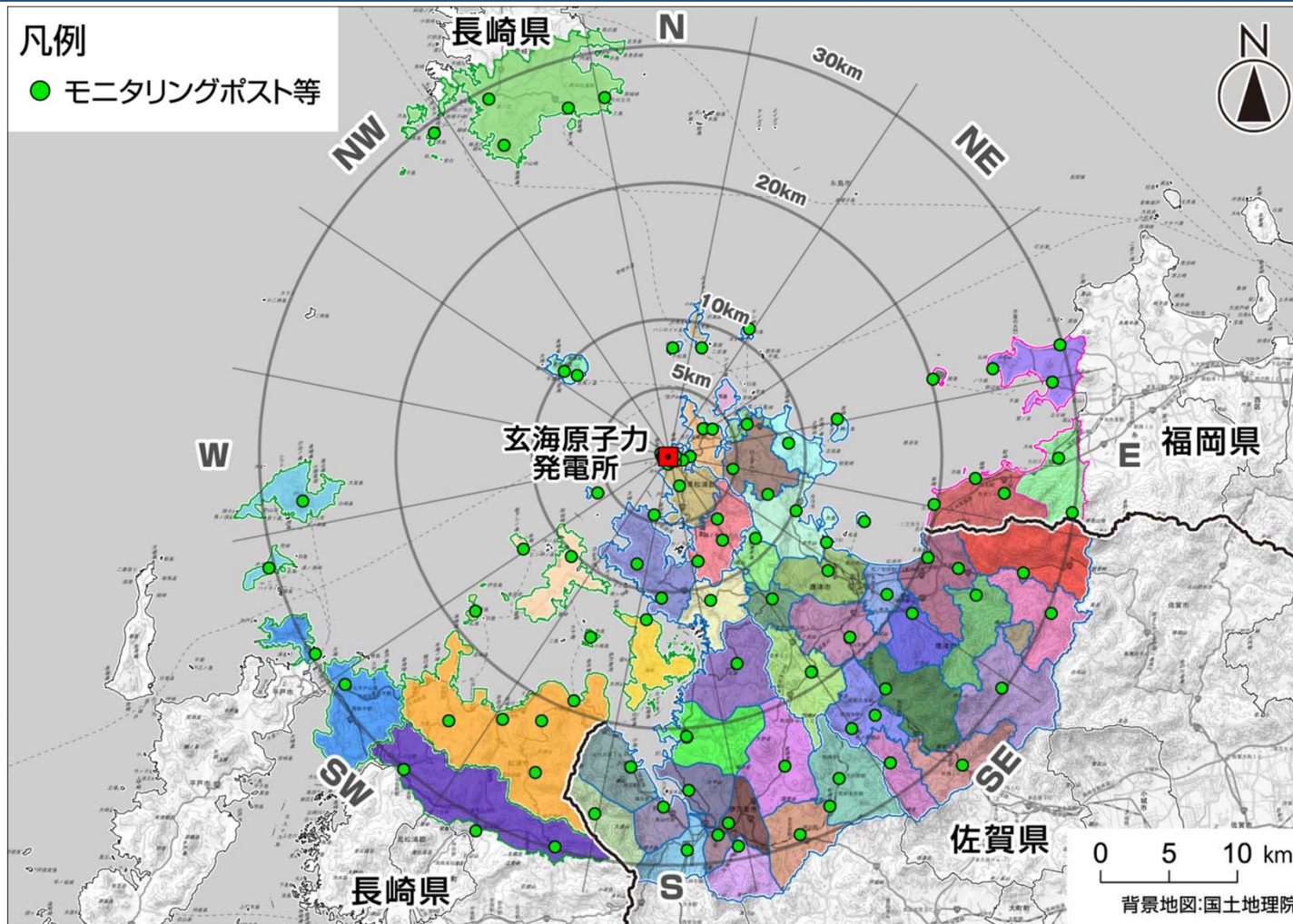


図 玄海地区における緊急時モニタリング体制と一時移転等の実施範囲

- モニタリングステーション及びモニタリングポスト
 - ・モニタリングステーション等(計4台)で、発電所敷地境界付近の放射線量率、放射性物質濃度を測定
 - ※電源等の喪失が発生しても測定や伝送が中断しないよう、非常用電源や通信回線の強化を実施
 - ・万一、モニタリングステーション等が使えなくなった場合に備え、可搬型モニタリングポストを別途配備(3台)
- 可搬型エリアモニタ
 - ・施設敷地緊急事態が発生した場合、可搬型エリアモニタを設置して、原子炉格納施設を囲む8方位(8台)の放射線量率を測定
- モニタリングカー及びサーベイメータ搭載車両等
 - ・放射線量率、放射性物質濃度を測定する測定装置や機材を搭載したモニタリングカー等(3台)を配備
- 可搬型放射能測定装置
 - ・発電所及びその周辺の放射線量率、放射性物質濃度を可搬型放射能測定装置(サーベイメータ等)で測定
- オフサイトの協力
 - ・緊急時モニタリングセンターに人員を派遣し、必要な協力を行う。



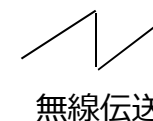
モニタリングステーションと非常用発電機



可搬型モニタリングポスト
(衛星系回線による通信機能付)



可搬型エリアモニタ



無線伝送



モニタリングカー



サーベイメータ等を搭載した車両



(サーベイメータ類) (ダストサンプラ)
車両に搭載する可搬型放射能測定装置の例

10. 原子力災害時の医療の実施体制

(安定剤素剤・避難退域時検査・簡易除染を含む)

安定ヨウ素剤の事前配布

- 佐賀県玄海町及び唐津市、長崎県松浦市では、安定ヨウ素剤の事前配布に係る住民説明会を開催し、同時に安定ヨウ素剤の事前配布を実施した。平成28年8月31日現在、佐賀県では5,284人に、長崎県では1,155人に事前配布しており、今後も継続して説明会等を開催し、配布を行う。
- 乳幼児向けのゼリー状安定ヨウ素剤の事前配布に向けて準備中。



佐賀県市町	住民数※	配布済人数
玄海町 唐津市	3,583人 4,393人	2,815人 2,469人
合計	7,976人	5,284人

長崎県市町	住民数※	配布済人数
松浦市 (鷹島・黒島)	2,147人	1,155人

※PAZ内及びPAZに準じて防護措置を実施する地域の対象住民数（3歳以上）

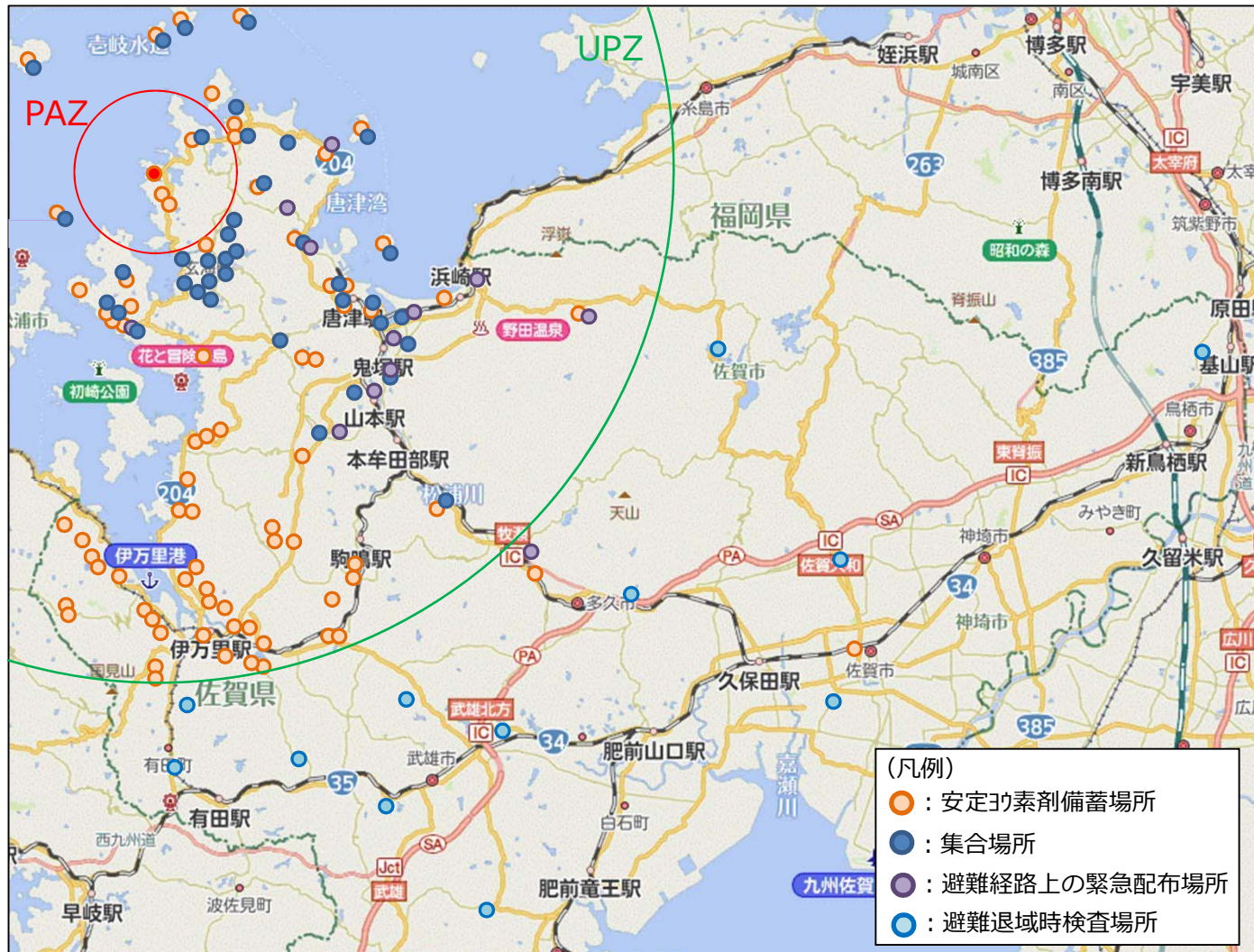
＜安定ヨウ素剤事前配布説明会＞

医師、県及び関係市町職員により、安定ヨウ素剤の効能や服用時期など、事前配布に際し知っておくべき事項を説明し、安定ヨウ素剤を配布。



佐賀県における避難住民等に対する安定ヨウ素剤の備蓄状況と緊急配布

- 避難住民等に対する安定ヨウ素剤の緊急配布に備え、佐賀県では計72か所の施設に合計約1,146,000丸の丸剤と約6,500gの粉末剤を備蓄。そのうち、佐賀県内の離島(高島、神集島、小川島、加唐島、松島、馬渡島、向島)については、それぞれの離島において安定ヨウ素剤を備蓄。
- 緊急配布が必要となった場合は、備蓄場所より各市町が指定する集合場所等(合計78か所(各離島を含む))や避難経路上の緊急配布場所(候補地計12か所)、避難退域時検査場所(候補地計12か所)に市町職員が搬送の上、対象住民等に緊急配布を実施。
- 乳幼児向けのゼリー状安定ヨウ素剤の備蓄及び配布に向けて準備中。



安定ヨウ素剤備蓄場所

佐賀県内：72か所

県及び市町職員により、
安定ヨウ素剤の搬送を実施

安定ヨウ素剤の 緊急配布を実施

集合場所等で緊急配布(計78か所)

玄海町: 11か所	伊万里市: 38か所
唐津市: 29か所	※伊万里市は備蓄場所にて配布

避難経路上における緊急配布 (計12か所)

緊急時に市町が避難経路上に場所を指定して緊急配布を実施。

避難退域時検査場所で緊急配布 (計12か所)

佐賀市 : 3か所	有田町 : 2か所
多久市 : 1か所	基山町 : 1か所
武雄市 : 4か所	鹿島市 : 1か所

- (凡例)
- : 安定ヨウ素剤備蓄場所
 - : 集合場所
 - : 避難経路上の緊急配布場所
 - : 避難退域時検査場所

- 避難住民等に対する安定ヨウ素剤の緊急配布に備え、長崎県では計78か所の施設に合計約340,000丸の丸剤と約2,050gの粉末剤を備蓄。そのうち、長崎県内の離島（福島、飛島、青島、平戸島、度島、的山大島、壱岐島、大島、長島、原島）については、それぞれの離島において安定ヨウ素剤の備蓄を整備中。
- 緊急配布が必要となった場合は、避難元の備蓄場所（計73か所（各離島を含む））での配布のほか、避難先の救護所（計10か所）において対象住民等に緊急配布を実施。
- 乳幼児向けのゼリー状安定ヨウ素剤の備蓄及び配布に向けて準備中。



安定ヨウ素剤備蓄場所

長崎県内：78か所

保健所、診療所、市役所、支所、学校、幼稚園、保育園等に分散配備

救護所へは、県及び市町職員により、安定ヨウ素剤の搬送を実施

安定ヨウ素剤の緊急配布を実施

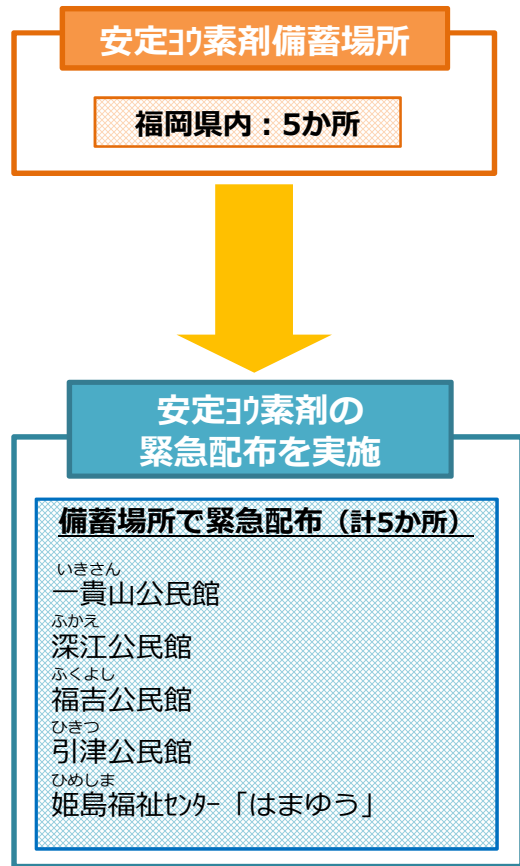
<緊急配布の考え方>

- ・ 避難先までの距離が遠い場合は、避難元の備蓄場所又は避難先の救護所で緊急配布を実施。
- ・ 避難先までの距離が近い場合は、移動を優先し、避難先の近くに設置する救護所で緊急配布を実施。
- ・ 離島については、対象となる離島に備蓄し、緊急配布を実施。

緊急配布場所（83か所）

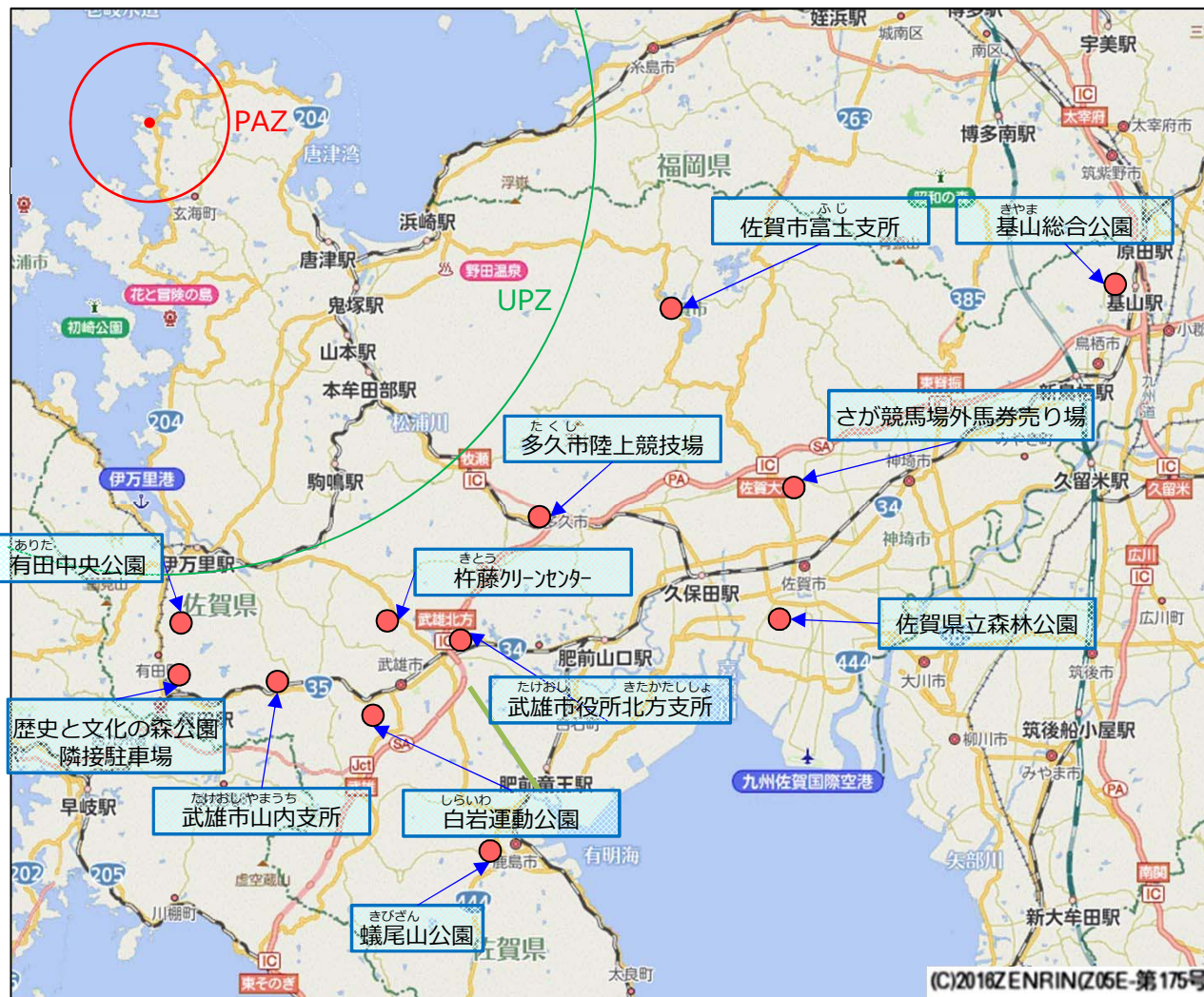
まつうらし させほし ひらどし
松浦市：40か所、佐世保市：2か所、平戸市：4か所
いきし ひがしそのぎちょう かわたなちょう
壱岐市：33か所、東彼杵町：2か所、川棚町：1か所
はさみちょう
波佐見町：1か所

- 避難住民等に対する安定ヨウ素剤の緊急配布に備え、福岡県では計5か所の施設に合計約108,000丸の丸剤と約375gの粉末剤を備蓄。そのうち、福岡県内の離島(姫島^{ひめしま})については、離島において安定ヨウ素剤を備蓄。
- 緊急配布が必要となった場合は、備蓄場所(計5か所(離島を含む))において、対象住民等に緊急配布を実施。
- 乳幼児向けのゼリー状安定ヨウ素剤の備蓄及び配布に向けて準備中。



佐賀県における避難退域時検査場所の候補地

▶ 佐賀県では、緊急時の避難を円滑に行うため、UPZ内人口や避難経路等を考慮し、避難元市町と各避難退域時検査場所の対応付けを行ったうえで、避難経路上に候補地をあらかじめ準備。



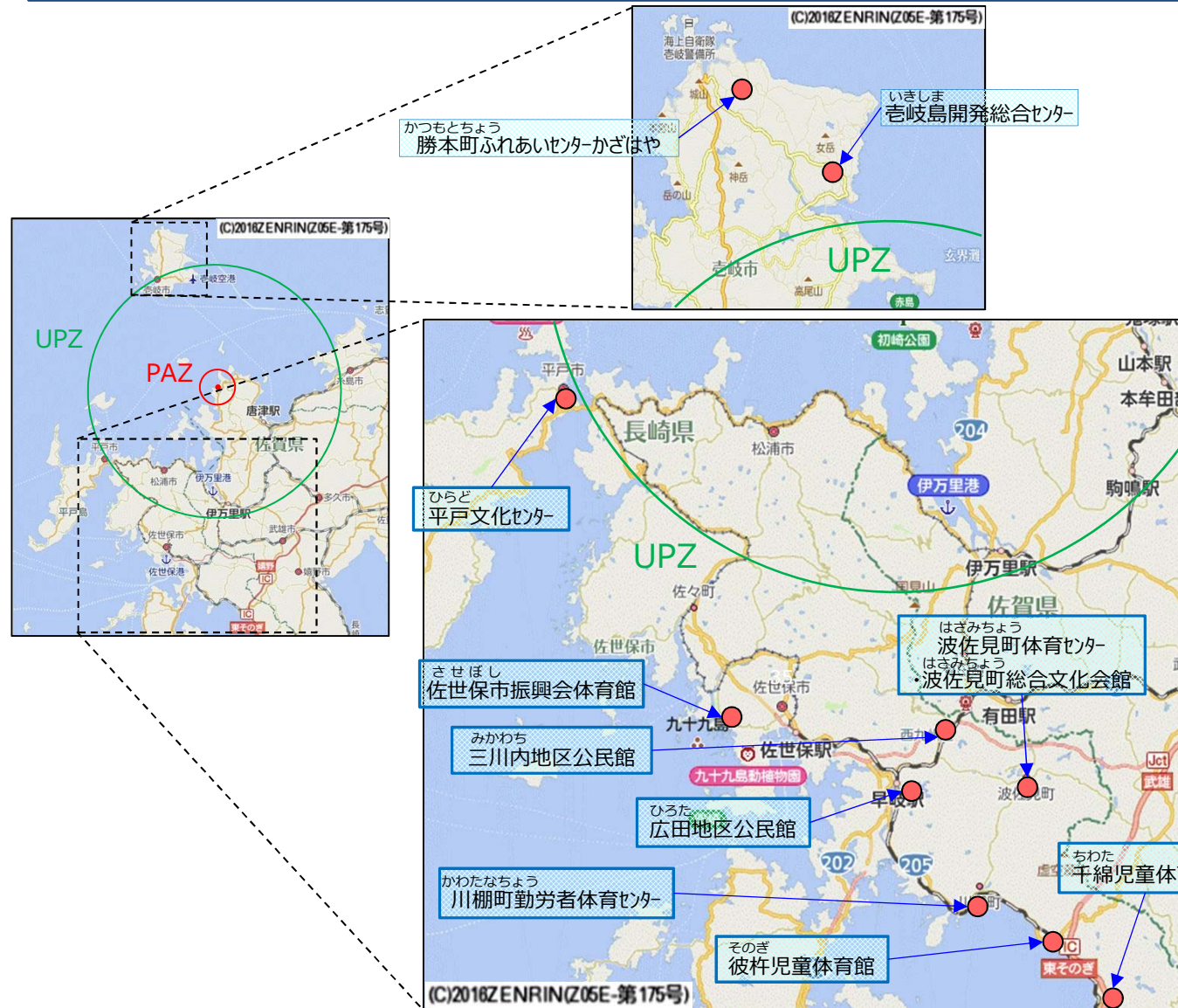
検査場所通過する避難元市町
佐賀県（12か所）

検査場所	避難元市町
たくし 多岐市陸上競技場	げんかいちょう からつし 玄海町・唐津市
佐賀県立森林公園	からつし 唐津市
さが競馬場外 馬券売り場	
佐賀市富士支所	からつし 唐津市
きやま 基山総合公園	
きとう 杵藤クリ-センター	からつし いまりし 唐津市・伊万里市
たけおし 武雄市役所北方支所	いまりし 伊万里市
ありた 有田中央公園	
歴史と文化の森公園 隣接駐車場	
たけおしやまうち 武雄市山内支所	
しらいわ 白岩運動公園	いまりし 伊万里市
きびざん 蟻尾山公園	

(凡例)
●：避難退域時検査場所（候補地）

長崎県における避難退域時検査場所の候補地

➤ 長崎県では、緊急時の避難を円滑に行うため、UPZ内人口や避難経路等を考慮し、避難元市町と各避難退域時検査場所の対応付けを行ったうえで、原則として避難先市町に設置される救護所を候補地としてあらかじめ準備。



検査場所通過する避難元市町 長崎県（10か所）

検査場所	避難元市町
はさみちよう 波佐見町体育センター はさみちよう ・波佐見町総合文化会館	まつうらし 松浦市
かわたなちよう 川棚町勤労者体育センター	
そのぎ 彼杵児童体育館	
ちわた 千綿児童体育館	させぼし 佐世保市
みかわち 三川内地区公民館	
ひろた 広田地区公民館	ひらどし 平戸市
させぼし 佐世保市振興会体育館	
ひらど 平戸文化センター	いしま 壱岐市
かつもとちよう 勝本町ふれあいセンターかざはや	
いしま 壱岐島開発総合センター	

(凡例)
●：避難退域時検査場所（候補地）

福岡県における避難退域時検査場所の候補地

▶福岡県では、緊急時の避難を円滑に行うため、UPZ内人口や避難経路等を考慮し、避難元市と各避難退域時検査場所の対応付けを行ったうえで、原則として避難先に設置される救護所を候補地としてあらかじめ準備。

検査場所候補地 福岡県 (48か所)

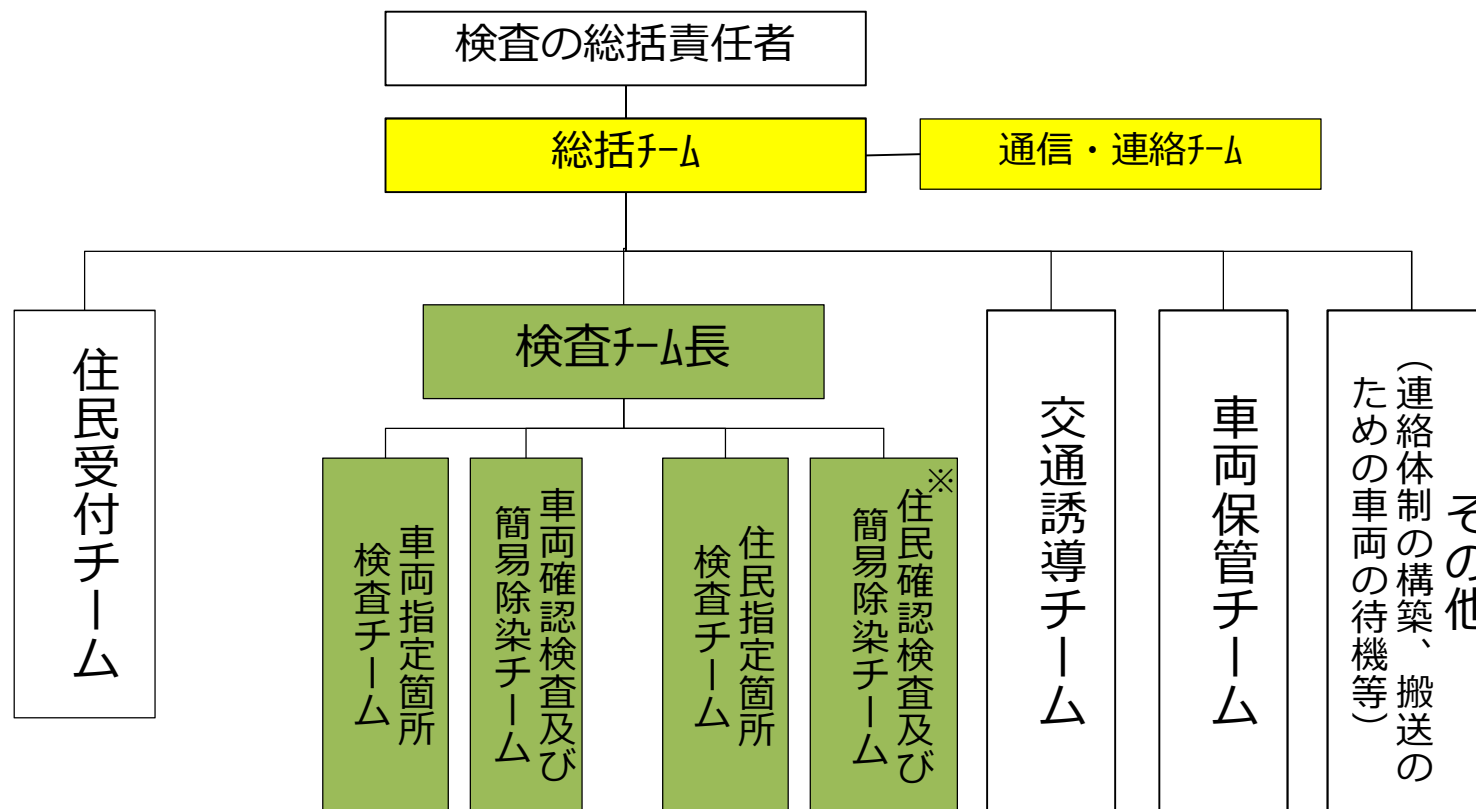


※1 近接する農業者トレーニングセンターに避難する住民の避難退域時検査も実施
※2 近接する体育センターに避難する住民の避難退域時検査も実施

市町	検査場所	避難元 校区
福岡市	福岡市民体育館、他10施設	ひきつ 引津 かや 可也 ひめしま 姫島
むなかたし 宗像市	むなかた Mイトム宗像市民活動交流館	
こがし 古賀市	こが 古賀市民体育館	
ふくつし 福津市	ふくつし 福津市中央公民館、他2か所	
しんぐら 新宮町	しんぐら 新宮町民体育館	
ひさやま 久山町	ひさやま 久山会館	
ちくしのし 筑紫野市	勤労青少年ホーム※1	いきさん 一貴山 ふかえ 深江
ささぐり 篠栗町	ささぐり 篠栗町民体育館	いきさん 一貴山
しめま 志免町	シメイト	
福岡市	福岡市九電記念体育館体育館、 他11施設	ふくよし 福吉
福岡市	ちくしが 筑紫丘高等学校体育館、他3施設	ふかえ 深江
かすが 春日市	かすが 春日市立春日中学校、他4施設	
おおのじ 大野城市	おおのじ 大野城市総合体育館	
だざい 太宰府市	だざい 太宰府市総合福祉センター※2	
なかがわ 那珂川町	なかがわ 那珂川町民体育館	
うみ 宇美町	うみ 宇美南町民センター	
すえ 須恵町	すえ 須恵町地域活性化センター	
かす 粕屋町	かす 粕屋町生涯学習センター サルイカすや	

- 避難退域時検査場所は、佐賀県、長崎県、福岡県及び原子力事業者が国、関係自治体、関係機関の協力のもと運営。
- 原子力事業者は備蓄資機材を活用し、検査・除染要員として950人程度の要員を避難退域時検査場所へ動員。一時移転等の状況に応じて、検査・除染以外の要員(500人程度)を調整。
- 指定公共機関(国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構)は国及び関係自治体からの要請に基づき、要員及び資機材による支援を実施。

避難退域時検査場所における検査及び簡易除染の体制 (例)



※携行物品検査を含む

- 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構は、緊急時、国及び関係自治体の要請に基づき、ワサイトセンターに専門家、必要に応じ救急搬送車両等を派遣。また、必要に応じ、避難退域時検査等における指導・協力を実施。さらに、機構からは、原子力災害医療に関する相談への指導・助言も実施。



- 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構は緊急時において、原子力緊急時支援・研修センター（茨城）が窓口となり、国及び関係自治体の要請に基づき、避難退域時検査場所における検査指導等の協力を実施するとともに、検査等に関する資機材、車両による支援も実施。また、オフサイトセンター（OFC）や緊急時モニタリングセンター（EMC）等へ専門家を派遣。



放射線防護資機材



移動式体表面測定車



資機材運搬車



移動式全身測定車



※平成23年東日本大震災時における
国立研究開発法人日本原子力研究
開発機構の活動



作業員の内部被ばく測定



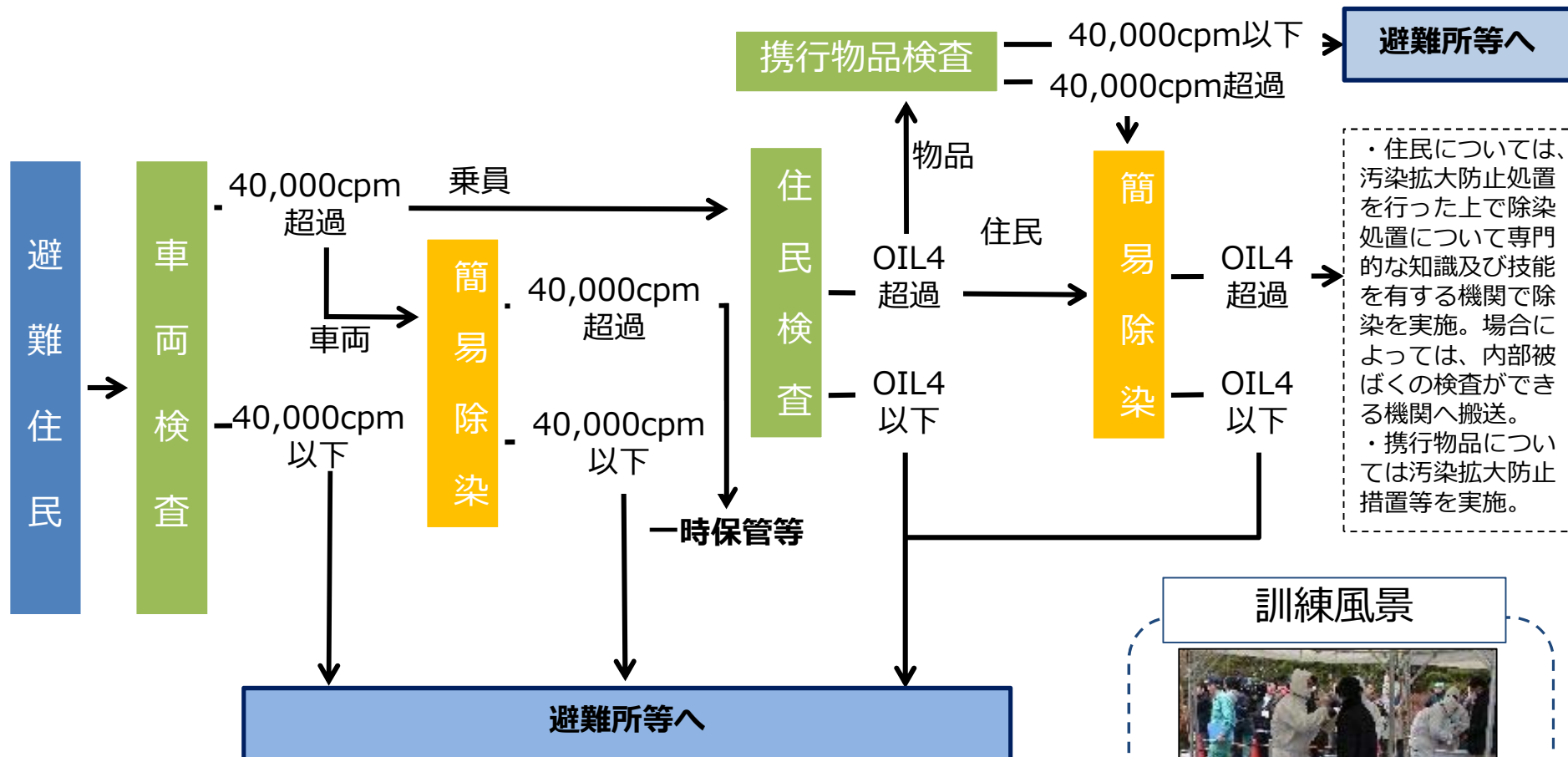
緊急被ばく医療のための受入体制構築



緊急時モニタリング

避難退域時検査場所における活動基本フロー

- 避難退域時検査は、自治体職員、原子力事業者、関係機関等の要員により実施。
- 検査要員は、検査及び簡易除染が実践できるよう、放射線の基礎等の講義及び機器の取り扱い実習を含む研修を受講。



※ 避難時の除染や緊急事態応急対策活動等により発生した汚染水・汚染付着物等については原子力事業者が処理。

※ 車両の一時保管が必要となった場合は、原子力事業者の協力の下、保管場所を確保。

➤ 放射性物質による汚染や被ばくの状態に応じて、下図の医療体制により、適切に対応。

初期被ばく医療【58医療機関】

- ①避難退域時検査
- ②ふき取り等の簡易な除染
- ③軽度の外傷等の治療
- ④健康相談 等



二次被ばく医療【10医療機関】

一次除染で十分除染できない場合等に実施

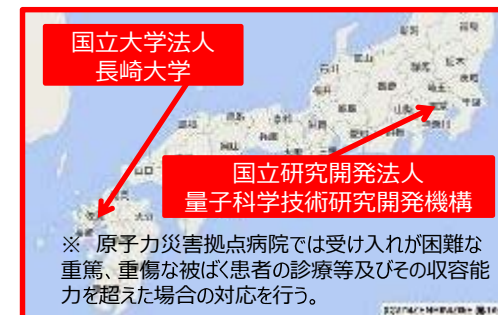
- ①シャワー等を用いた除染
- ②ホールボディカウンタ等による内部被ばく評価
- ③被ばく患者や傷病者の診療、応急医療措置 等

二次被ばく医療で対応できない場合は、高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターが対応



高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センター 【国立大学法人長崎大学、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構等が実施】

- ①高度専門的な線量評価
 - ②高度な専門的除染 等
- 高度かつ専門的な被ばく医療等

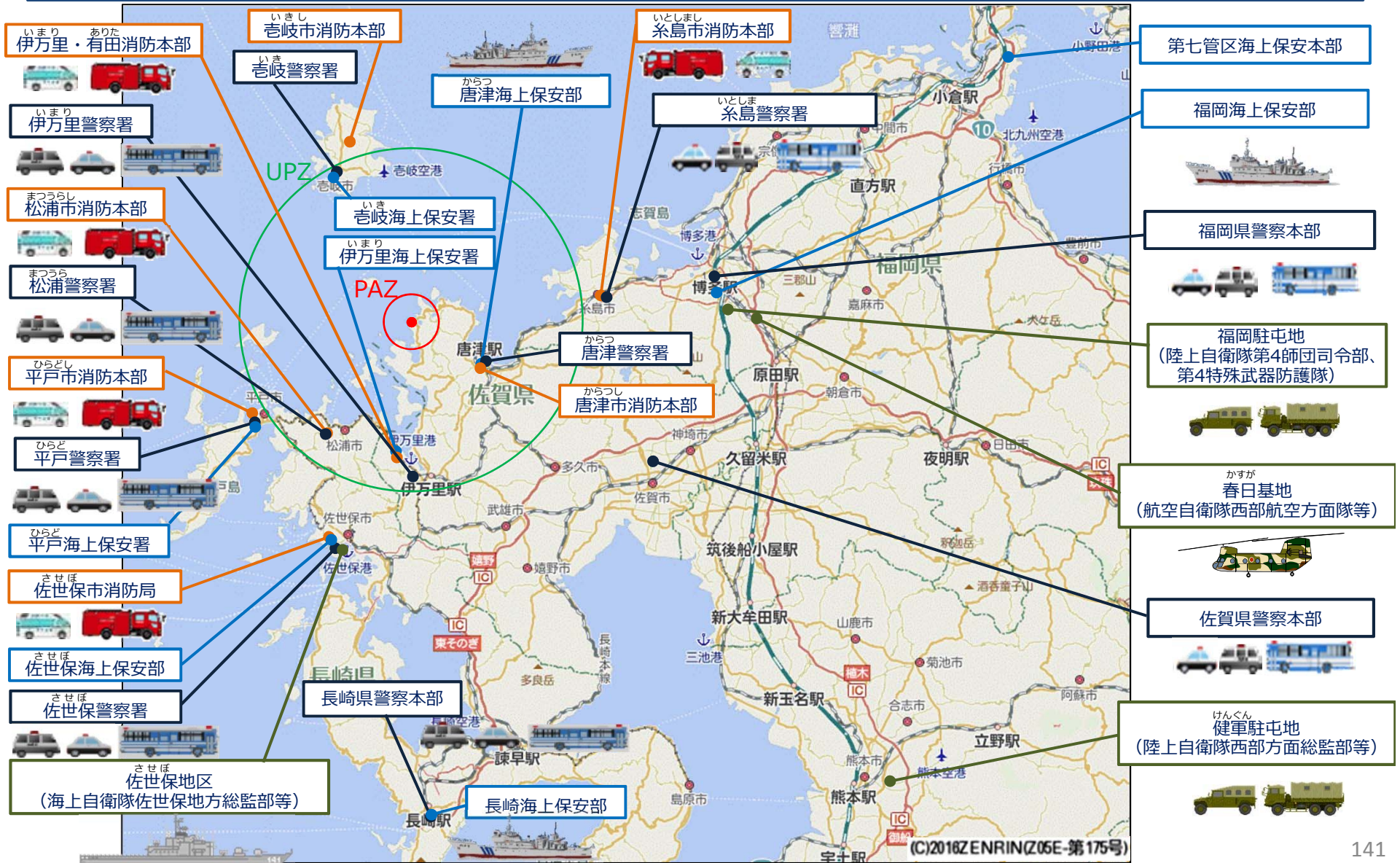


※関係自治体は、原子力災害拠点病院の指定及び原子力災害医療協力機関の登録等、原子力災害医療体制の構築に向けて取り組みを実施。内閣府及び原子力規制庁は、関係自治体の原子力災害医療体制の構築に向けた取り組みを支援。 139

11. 国の実動組織の支援体制

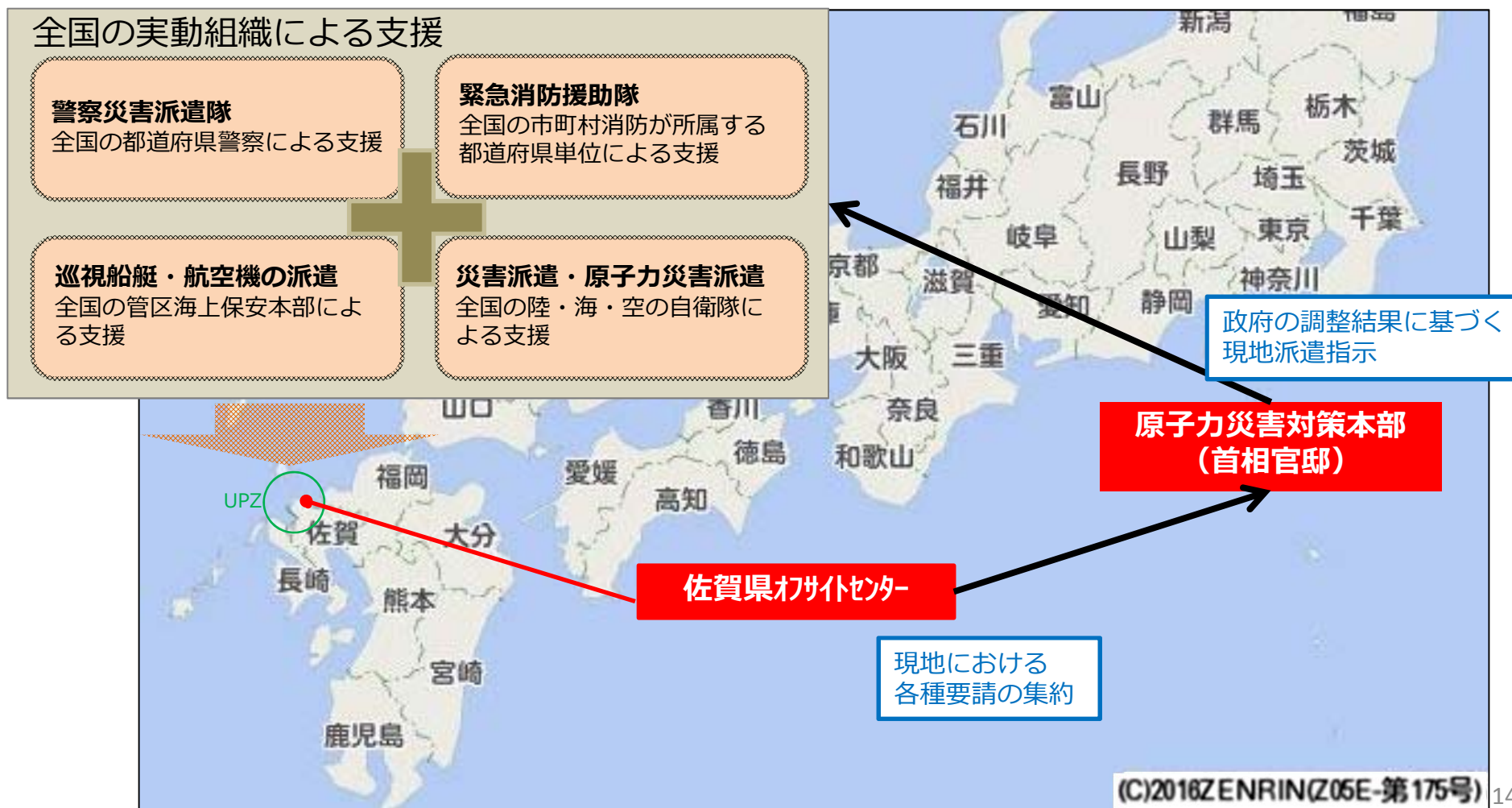
玄海地域周辺の主な実動組織の所在状況

➤ 不測の事態の場合は、佐賀県、長崎県、福岡県及び関係市町からの要請により、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)による各種支援を必要に応じて実施。



実動組織の広域支援体制

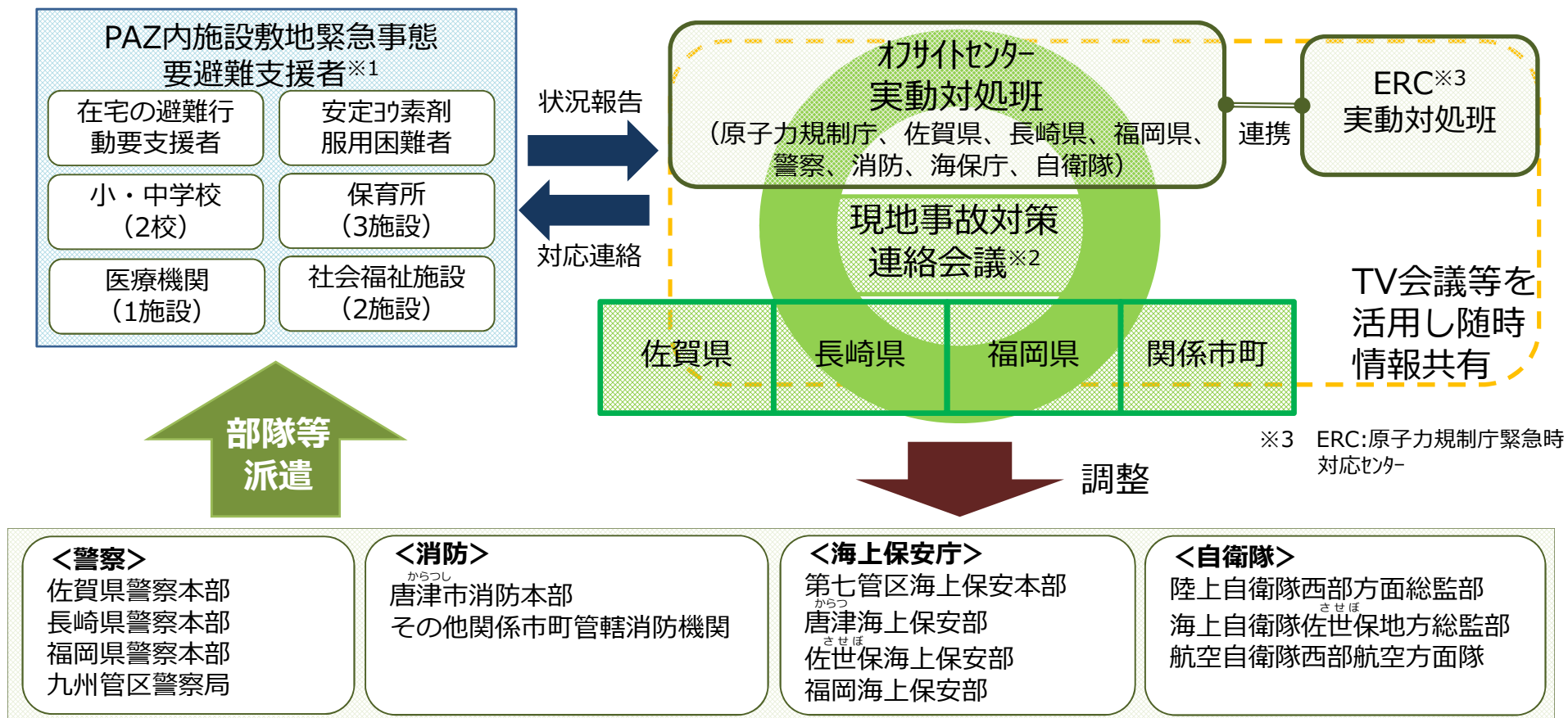
- 地域レベルで対応困難な支援要請があった場合は、佐賀県、長崎県、福岡県、関係市町からの各種要請を踏まえ、政府をあげて、全国規模の実動組織による支援を実施。
- 要請の窓口となるオフサイトセンター(実動対処班)において集約された各種要請等に対し、原子力災害対策本部(官邸・ERC(原子力規制庁緊急時対応センター))の調整により、必要に応じ全国の実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)による支援を実施。



施設敷地緊急事態からの現地実動組織の体制

➤ 施設敷地緊急事態の時点で施設敷地緊急事態要避難者の避難が開始されることから、佐賀県、長崎県、福岡県及び関係市町で避難手段の確保が困難になった場合に備え、現地事故対策連絡会議を開催するとともに、オフサイトセンター実動対処班を設置（対象となる要員は、必要に応じ施設敷地緊急事態に至る前から体制立ち上げ）。施設敷地緊急事態以降、原子力緊急事態の解除までの間、継続して対応を実施。

※ オフサイトセンター実動対処班要員参集前に各種要請があった場合は、ERC実動対処班が連絡・調整を実施
→ 不測の事態における佐賀県、長崎県、福岡県及び関係市町からの各種支援の要請に対し、実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）が連携のうえ、迅速な対応体制を構築

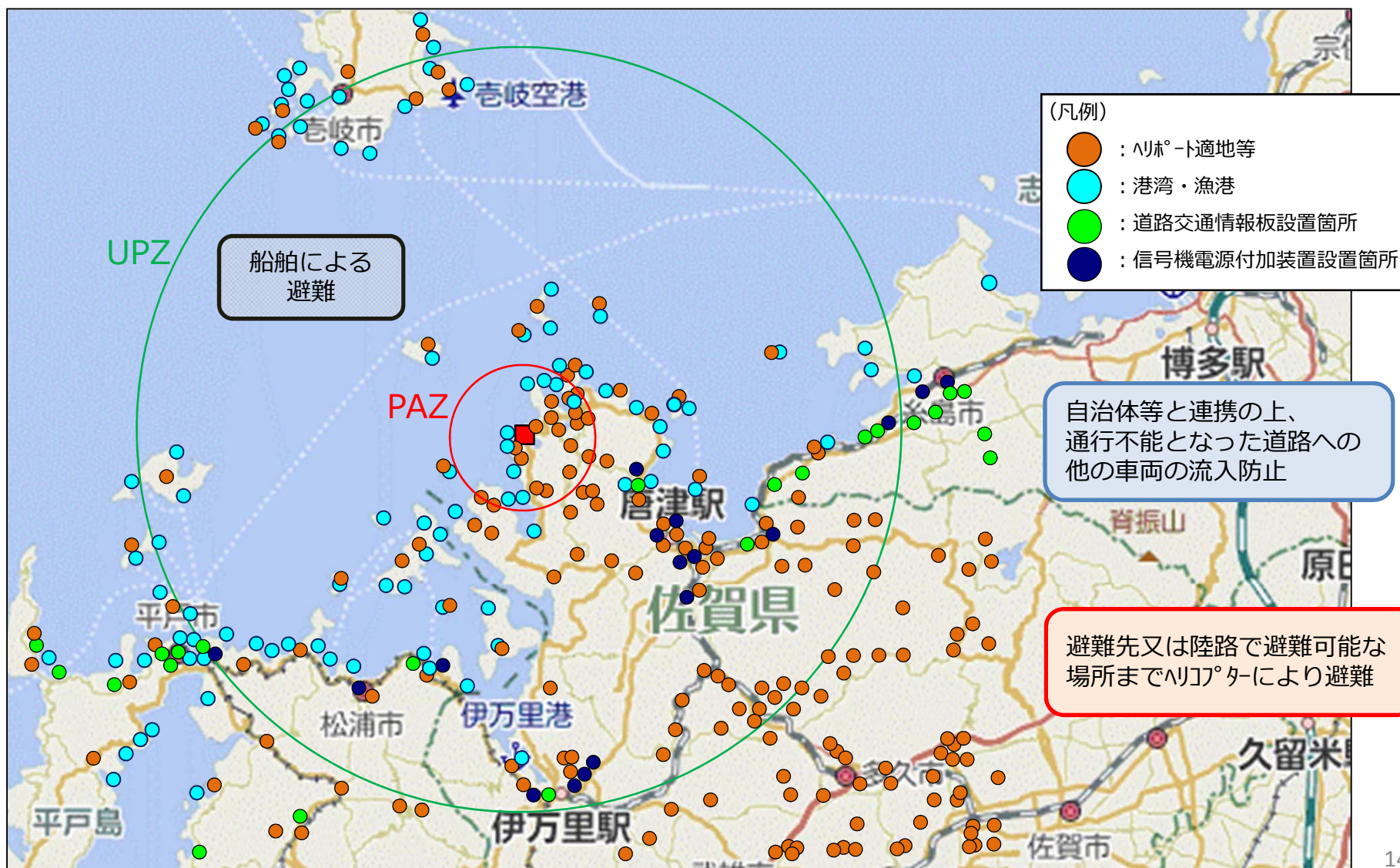


※1 全面緊急事態においては、PAZ内の一般住民、OILによる防護措置実施時にはUPZ内のうち対象地域の住民等を対象

※2 全面緊急事態以降は、原子力災害合同対策協議会で情報共有

自然災害等により道路等が通行不能になった場合の対応

- 自然災害等により、避難経路等を使用した車両による避難ができない場合は、佐賀県、長崎県、福岡県及び関係市町からの要請により、実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）による各種支援を必要に応じて実施。



➤ 佐賀県、長崎県、福岡県と関係市町との調整を踏まえ、必要に応じ広域応援を実施。

警察組織

- ✓ 現地派遣要員の輸送車両の先導
- ✓ 避難住民の誘導・交通規制
- ✓ 避難指示の伝達
- ✓ 避難指示区域への立ち入り制限等



消防組織

- ✓ 避難行動要支援者の搬送の支援
- ✓ 傷病者の搬送
- ✓ 避難指示の伝達



海上保安庁

- ✓ 巡視船艇による住民避難の支援
- ✓ 緊急時に列ぐ支援
- ✓ 船舶等への避難指示の伝達
- ✓ 海上における警戒活動



防衛省

- ✓ 緊急時に列ぐ支援
- ✓ 被害状況の把握
- ✓ 避難の援助
- ✓ 人員及び物資の緊急輸送
- ✓ 緊急時の避難退域時検査及び簡易除染
- ✓ 人命救助のための通行不能道路の啓開作業

